

市川市地域防災計画

(風水害等編)

【 改訂 (案) 】

令和元年 月
市川市防災会議

風 水 害 等 編

目次（風水害等編）

防災体制における基本的な用語	1
第1章 総論	5
第1節 計画の目的	6
第2節 計画の位置づけ	6
第3節 計画の体系	6
第4節 計画の運用	7
第1 定期的な計画内容の見直し	7
第2 他の計画との関係	7
第5節 市・市民・事業者の責務	9
第1 市	9
第2 市民	9
第3 事業者	9
第6節 関係機関の業務大綱	10
第1 市川市	10
第2 千葉県	11
第3 指定地方行政機関	11
第4 指定公共機関	12
第5 指定地方公共機関	13
第6 その他の公共的団体	13
第7 市民及び事業者	13
第8 自衛隊	14
第7節 本市の概況	15
第1 位置	15
第2 地勢	15
第3 気象	17
第8節 計画の前提条件	18
第1 災害履歴	18
第2 江戸川氾濫シミュレーション	19
第3 真間川及び内水氾濫シミュレーション	19
第4 高潮浸水想定	21
第2章 風水害等予防計画	23
計画の主旨	24
第1 目的	24
第2 基本目標	24
第3 計画の体系	24
第1節 水害に強いまちづくり	27

第1 水害の予防-----	27
第2 土砂災害の予防-----	29
第3 風害の予防-----	30
第4 高潮災害の予防-----	31
第5 防災拠点施設・空間の整備-----	32
第2節 警戒・避難体制の確立-----	34
第1 風水害対応体制の整備-----	34
第2 協力体制の整備-----	36
第3 情報連絡・伝達体制の整備-----	38
第4 消防・救助体制の整備-----	39
第5 応急医療体制の整備-----	40
第6 避難体制の整備-----	41
第7 要配慮者支援対策-----	44
第8 帰宅困難者・滞留者対策の整備-----	47
第9 生活関連物資等の確保及び調達体制の整備-----	49
第3節 防災意識の向上-----	52
第1 防災知識の普及-----	52
第2 市民・事業者の防災力強化-----	53
第3 防災訓練-----	55
第3章 風水害等応急対策計画-----	57
計画の主旨-----	58
第1 目的-----	58
第2 基本目標-----	58
第3 運用体系-----	58
第1節 迅速な活動体制の確立-----	61
第1 災害対策本部設置前の体制（水防組織）-----	61
第2 災害対策本部の設置-----	64
第3 職員の参集・配備-----	72
第4 応援・協力の要請-----	76
第5 災害救助法の適用手続-----	78
第2節 迅速な情報収集・整理、正確な情報の伝達-----	81
第1 情報連絡体制の確立-----	81
第2 被災情報の収集・伝達-----	83
第3 広報活動の実施-----	90
第4 被災記録の整理-----	93
第3節 災害の拡大防止措置-----	95
第1 水防活動の実施-----	95
第2 土砂災害応急対策の実施-----	98
第3 交通規制の実施-----	100

第4 道路・交通手段の確保	103
第5 消火・救助・救急活動の実施	107
第6 応急医療活動の実施	111
第7 避難勧告等の発令	114
第8 危険区域の立入禁止措置	118
第4節 被災者の生活支援	120
第1 避難所の開設・運営	120
第2 要配慮者対策の実施	122
第3 帰宅困難者・滞留者対策の実施	124
第4 水、食糧、物資の供給	126
第5 行方不明者等の捜索及び遺体の収容・埋葬	129
第6 被災地の清掃	131
第7 被災地の警備	135
第8 被災者住宅の確保	136
第9 応急教育の実施	138
第5節 社会基盤の復旧	140
第1 公共施設の復旧	140
第4章 災害復興計画	145
計画の趣旨	146
第1 目的	146
第2 基本目標	146
第3 運用体系	146
第1節 被災者の生活再建	147
第1 市民生活再建支援	147
第2 産業復旧支援	150
第2節 復興まちづくり	151
第1 復興まちづくり	151
第2 激甚災害の指定に関する計画	151
巻末資料	153
第1 避難場所・避難所一覧	154
第2 広域避難場所一覧	157
第3 福祉避難所施設一覧	158
第4 応急医療活動拠点	159
第5 浸水想定区域内の施設一覧（地下街等）	160
第6 がけ崩れ警戒区域一覧	161
第7 避難勧告等の発令区分及び伝達方法	163

防災体制における基本的な用語

1 平常時の体制に関する用語

用語	解説
防災会議	○災害対策基本法に基づいて設置された組織で、市川市地域防災計画の作成と実施を推進する。

2 災害時の体制に関する用語

用語	解説
災害対策本部	○災害対策基本法に基づいて、災害時に地域防災計画に基づく応急対策を実施するために、臨時に設置される組織 ○大規模災害が発生した際、国、千葉県、他市町村の行政機関から職員の派遣を受けることができる。
本部会議	○応急対策の意思決定機関として計画された組織 ○市長を議長とし、部局室長以上の幹部職員から構成される。
災害対応事務局	○本部会議の事務局及び災害対策本部長のスタッフ機能として計画された組織
5 対応本部	○災害対策本部内に活動目的ごとに計画された対応本部 ○5つの対応本部が計画されており、それぞれ複数の班から構成される。
消防本部	○消火・救出活動や延焼火災時の広域避難対策等を担当する。
医療本部	○一般社団法人市川市医師会等の参加を得て、応急医療活動を担当する。
被災生活支援本部	○避難所の開設・管理や物資供給、応急教育等を担当する。
被災市街地対応本部	○市街地の被災調査や都市基盤の応急対策、被災地の清掃等を担当する。
行徳本部	○行徳地域の孤立化等の問題に備え、行徳地域の実情に応じた応急対策の立案・推進を担当する。
市川市災害ボランティアセンター	○災害ボランティアの受入のために、災害対策本部から独立した機関として計画された組織 ○生涯学習センター内に設置し、災害ボランティアの受け入れや活動の調整等を行う。
現地災害対策本部（災害班）	○市内を6地区に分割し、被災状況の収集等を実施するために計画された拠点
小学校区防災拠点	○予め指名された近傍居住職員が小学校区を単位として地域住民と協力し、情報収集・発信、災害対策本部との連絡、避難所運営支援等の応急対策活動を行う拠点
消防署所	○11箇所が常設されているほか、臨時消防署が20箇所ある。
消防団詰所	○消防団による初期消火活動や救出活動の拠点となる。

用語	解説
医療救護所	○一般社団法人市川市医師会等の協力によって、災害の状況により必要に応じて開設される応急医療活動の拠点
避難場所	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるため緊急的に避難する場所（市内に 123 箇所を指定）
広域避難場所	○延焼火災等により避難場所に危険が迫ってきた際、広域避難を必要とする場合の避難地。市内に 5 箇所指定している。
避難所	○市民の避難動向や施設の被災状況等を考慮し、避難所として指定・開設する施設（市内に 89 箇所を指定）
福祉避難所	○要配慮者のために指定・開設する避難所
その他の主要施設	○応急対策期における予備的な利用や復旧期の活用に備えて、本市が管理する医療関連施設、清掃関連施設等

3 その他本市の体制に関する用語

用語	解説
調査班	○被災市街地対応本部職員等によって構成される組織で、被災直後に道路状況の確認や避難所施設の安全性の確認、危険地域の抽出等を行う。 ○あらかじめ各調査区域に本市職員を配備し、発災後、迅速な調査を実施する。
応急危険度判定士	○発災直後から防災重要施設・建物の危険度判定を実施する。
防災関係機関	○防災会議を構成する防災関係機関をはじめ、災害対応に関わる機関の総称
災害時支援協定市区町村	○災害時の相互応援協力について、協定を結んでいる市町村 ○東葛飾地域の市、千葉県内市町村、その他市区町（6市2区1町1村）等の協定がある。
災害時支援協定事業者	○災害時の応急対策への協力について、本市と協定を結んでいる民間事業者 ○情報提供、食糧供給、物資輸送、道路等の応急措置等に関する協定がある。
災害情報収集員	○災害時の緊急登庁の際等に、迅速かつ正確な情報収集を行うことを目的として、個人の携帯電話を使用し、現地(現場)の被害情報等を災害対策本部に連絡する本市職員
緊急初動配備職員	○災害対応の初動体制を強化するために、災害対応事務局、各対応本部（消防本部を除く。）、小学校区防災拠点及び医療救護所に参集するように指名した職員。休日夜間におけるより迅速な参集を目的として、市内居住（近隣市を含む。）職員で編成する。

用語	解説
小学校区防災拠点要員	○緊急初動配備職員のうち、市立小学校等に参集するように予め指定された職員
小学校区防災拠点協議会	○災害時に備えて、平常時から地元自治（町）会や関係団体・事業者等により構成され、発災時に本市職員と協力して避難所の運営支援を実施する。

4 防災に関する用語

用語	解説
要配慮者	○高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者
避難行動要支援者	○要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、円滑迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。一般的に障がい者や要介護者等が挙げられる。
帰宅困難者	○通勤・通学・買い物等の目的で周辺地域からの流入・滞在している者のうち、大規模災害が発生し、交通機関等が途絶したために、自力で帰宅することが困難になる者及び本市域を通過する者
災害時帰宅支援ステーション	○九都県市の協定に基づき帰宅困難者等に対して、水道水、トイレ等のほか、道路情報、災害に関する情報等を可能な範囲で提供する施設
一時滞在施設	○帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設
帰宅支援施設	○本市が締結する協定等により帰宅困難者等に対して、トイレ、水道水、食糧等の物資のほか、道路情報、災害に関する情報等を可能な範囲で提供する施設
滞留者	○帰宅困難者のうち大規模集客施設やターミナル駅等に滞留する者
流通在庫備蓄	○地域内の事業者とあらかじめ協定を締結し、事業者の倉庫等に保管されている流通前の食糧や日用品等を災害時に活用するもの

◆第2章～第4章のレイアウト

1

The screenshot shows a document layout for a disaster prevention plan. At the top, there is a navigation bar with five phases: フェーズ0「予防」, フェーズ1「参集」, フェーズ2「体制確立」, フェーズ3「人命救助」, フェーズ4「生活再建」, and フェーズ5「復興」. The main title is '第2章 震災予防計画' and the subtitle is '第1部 災害に強い都市構造の構築'. The section shown is '第1部 災害に強い都市構造の構築' and '第1節 災害に強い都市構造の構築'. Below this, there is a sub-section '第1 地盤災害防止対策'. Underneath, there are five numbered items: 1. げけ、擁壁等の崩壊防止 (被災市街地対応本部), 2. 液状化対策, (1) ライフライン施設・公共施設の液状化対策 (施設管理者), (2) 液状化現象に関する知識及び減災マップの周知徹底 (災害対応事務局等), (3) 住宅の液状化対策の広報・周知 (被災市街地対応本部), and (4) 飲料水や仮設トイレの備蓄 (災害対応事務局、被災市街地対応本部). At the bottom of the screenshot, there is a footer with a navigation bar containing '国県', '関係機関', '消防', '医療', '生活', '市街地', '行徳', 'その他', and '市民'.

2

①災害対応の時期（目安）を表示

- ・ フェーズ0「予防」 : 平常時
- ・ フェーズ1「参集」 : 直後対応～12 時間以内の対応
- ・ フェーズ2「体制確立」: 12 時間～24 時間以内の対応
- ・ フェーズ3「人命救助」: 3 日以内の対応
- ・ フェーズ4「生活再建」: 1 週間以内の対応
- ・ フェーズ5「復興」 : 1 週間以降の対応

※時期はあくまでも目安であるため、応急対策の進捗に応じて調整する。

②実施担当を表示

- ・ 国県 : 国や県の機関
- ・ 関係機関 : 国・県の機関以外の防災関係機関や協定団体
- ・ 消防 : 消防本部
- ・ 医療 : 医療本部
- ・ 生活 : 被災生活支援本部
- ・ 市街地 : 被災市街地対応本部
- ・ 行徳 : 行徳本部
- ・ その他 : 災害対応事務局等
- ・ 市民 : 市民、市内の事業者等

第1章 総論

第1節 計画の目的

市川市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市川市防災会議が作成する計画で、本市の地域に係る災害に対し、本市・防災関係機関及び市民並びに事業者が、それぞれにもつ力を有効に発揮し協力することによって、本市の地域及び市民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

なお、市川市地域防災計画は、次の4編からなり、本計画はその風水害等編である。

- | |
|----------------------------|
| 第1編 地震防災計画（震災編） |
| 第2編 風水害等防災計画（風水害等編） |
| 第3編 大規模事故防災計画（大規模事故編） |
| 第4編 資料編 |

第2節 計画の位置づけ

本計画の位置づけは、以下のとおりとする。

- (1) 本市の地域に係る風水害等（台風、集中豪雨、洪水、高潮、崖崩れ等）の対策について定めるものである。
- (2) 本市、防災関係機関及び市民並びに事業者が風水害等対策に取り組むための基本方針となるものである。
- (3) 本市、防災関係機関及び市民並びに事業者の責務を明確にするとともに、事務又は業務の一貫性を図るためのものである。
- (4) 風水害等に対処するための恒久的な計画である。

第3節 計画の体系

構成	概要
①総論	本計画の位置づけと、本計画を策定する際に前提となるデータを整理する。 ・計画の運用方法 ・関係機関の業務大綱 ・本市の概況 ・被害想定等
②風水害等予防計画	風水害に対する被害の軽減に向けた事前対策を整理する。
③風水害等応急対策計画	風水害時の対応行動を時系列に整理する。
④災害復興計画	災害復興に関する基本的な対応策を整理する。

第4節 計画の運用

第1 定期的な計画内容の見直し

本計画については、市川市防災会議及び関係機関等が、定期的にその内容の見直しを行うものとする。
また、本市は、計画内容の見直しを行う際の基礎資料となる調査、研究及びそれらの情報管理等を継続して行っていくものとする。

1 市川市防災会議による見直し

市川市防災会議は、毎年計画内容の検討を行う。
検討により、計画内容に修正の必要があると認めた場合には、災害対策基本法第42条の規定に基づき修正を行うものとする。

2 各関係機関による見直し

各関係機関は、各自の所掌する事項について、毎年計画内容の検討を行う。
検討により、計画内容に修正の必要があると認めた場合には、関係する他機関に連絡了解を得たのち、計画修正案を市川市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに市川市防災会議事務局（危機管理室危機管理課）へ提出しなければならない。

3 市民等との協議による見直し

市川市防災会議及び各関係機関は、必要に応じ、計画内容について市民等と協議を行うものとする。
なお、市民等の協議にあたっては、男女共同参画の視点から女性の意見も積極的に集め、見直しに反映させるよう配慮する。

第2 他の計画との関係

本計画は、本市域における大規模な災害から市民の生命・身体・財産を保護するため、本市・防災関係機関・市民等が果たすべき責務や役割、災害予防・応急対策・復興に関する事項等について定めた総合的な計画である。他計画との関係は、次のとおりである。

1 上位計画との関係

本計画は、防災基本計画及び千葉県地域防災計画に矛盾、抵触するものであってはならない。

2 市川市消防計画との関係

消防計画は、消防組織法（昭和22年法律第226号）に基づき、消防機関独自の任務を果たすため、迅速かつ効果的な活動を行うために策定される消防に限定された計画である。なお、大規模な災害が発生した際には、消防計画は本計画に包括される。

3 市川市水防計画との関係

水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、洪水又は高潮による水災の被害を軽減

するため、以下の項目を定めた水防に限定された計画である。

- ①水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送
- ②ダム、水門、閘門の操作、水防のための消防機関等の活動
- ③水防に必要な器具等の整備

なお、大規模な災害が発生した際には、水防計画は地域防災計画に包括される。

第5節 市・市民・事業者の責務

第1 市

本市は、災害対策基本法により、本市の地域、住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、本市の地域に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づきこれを実施する責務を有すると明記されている。

なお、本市職員は、災害時における本市の責務を果たすため、平常時より災害に関する取組みを行わなければならない。

第2 市民

市民は、災害対策基本法により、生活必需品の備蓄等の災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の防災活動への参加等防災に寄与するよう努めなければならないとされている。

市民は、平常時より災害への備えを行うとともに、災害時には自身の身の安全を確保に努め、地域で助け合い相互に助け合うものとする。

第3 事業者

事業者は、災害対策基本法により、災害時において本市が実施する災害対応に協力するよう努めることが規定されていることから、事業者は、平常時より従業員の安全を確保するため災害への備えを行うとともに、災害時には本市と協力し災害対応を行うよう努める。

第6節 関係機関の業務大綱

本市、千葉県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の公共的団体等の管理者は、おおむね次の事務又は業務を行うものとする。

第1 市川市

機関の名称	事務又は業務の大綱
市川市	<ol style="list-style-type: none"> 1 市川市防災会議及び市川市災害対策本部に関すること。 2 防災に関する組織の整備に関すること。 3 防災に関する施設の整備に関すること。 4 防災に関する物資及び資器材の備蓄に関すること。 5 防災知識の普及及び（自主）防災組織の育成に関すること。 6 防災に関する訓練及び調査研究に関すること。 7 災害時における被害の調査、報告及び情報収集に関すること。 8 災害の防除と拡大の防止に関すること。 9 救助、防疫等災者の保護及び保健衛生に関すること。 10 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。 11 被災産業に対する融資等の対策に関すること。 12 被災市営施設の応急対策に関すること。 13 災害時における文教対策に関すること。 14 災害対策要員の動員、雇い上げに関すること。 15 災害時における交通、輸送の確保に関すること。 16 被災施設の復旧に関すること。 17 被災者の生活再建支援に関すること。 18 関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること。
消防局	<ol style="list-style-type: none"> 1 水害、救助、救急についての情報収集・確認・管理に関すること。 2 消防活動体制の確保・調整に関すること。 3 医療機関との連携体制の整備に関すること。 4 救助活動の実施に関すること。 5 救急活動の実施に関すること。 6 水防活動の実施に関すること。 7 行方不明者等の捜索に関すること。 8 被災市街地の防火パトロールに関すること。 9 消防活動記録の収集・管理に関すること。
消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 救出活動への指導・支援に関すること。 2 水防活動の実施に関すること。 3 水害、救出についての情報収集・伝達に関すること。 4 消防署所による消火・救出活動への協力に関すること。 5 地域住民への避難誘導に関すること。 6 危険区域等の警備・警戒に関すること。 7 行方不明者等の捜索・収容活動への協力に関すること。 8 応急給水活動への協力に関すること。

第2 千葉県

機関の名称	事務又は事務の大綱
千葉県	<ol style="list-style-type: none"> 1 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること。 2 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること。 3 災害時における災害に関する被害の調査報告と情報の収集及び広報に関すること。 4 災害の防除と拡大の防止に関すること。 5 災害時における防疫その他保健衛生に関すること。 6 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。 7 被災産業に対する融資等の対策に関すること。 8 被災県営施設の応急対策に関すること。 9 災害時における文教対策に関すること。 10 災害時における社会秩序の維持に関すること。 11 災害対策要員の動員、雇上げに関すること。 12 災害時における交通、輸送の確保に関すること。 13 被災施設の復旧に関すること。 14 本市が処理する事務及び事業の指導、指示及び斡旋等に関すること。 15 災害対策に関する自衛隊の派遣要請、国への応援要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること。 16 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること。 17 被災者の生活再建支援に関すること。 18 本市が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の相互調整に関すること。
葛南地域振興事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内の連絡調整に関すること。 2 災害に関する情報の収集、伝達及び現地派遣に関すること。 3 本市の指導及び連絡調整に関すること。 4 災害救助についての応援に関すること。
葛南土木事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防の全般に関すること。 2 交通不能個所の調査及びその対策に関すること。 3 その他土木関係の災害対策に関すること。 4 災害救助についての応援に関すること。
市川健康福祉センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療助産に関すること。 2 食品衛生、生活衛生（動物を含む）及び飲料水に関すること。 3 防疫に関すること。 4 保健活動（栄養指導及び精神福祉活動を含む）に関すること。 5 災害救助についての管内の連絡調整に関すること。 6 災害救助に関する管内他機関に属さない事項に関すること。 7 その他保健衛生及び社会福祉関係の災害対策に関すること。
企業局市川水道事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 県営水道事業の応急対策に関すること。 2 県営水道区域内の応急給水に関すること。 3 飲料水の供給についての応援に関すること。
市川警察署 行徳警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報に関すること。 2 被災者の救出及び避難に関すること。 3 行方不明者等の捜索及び検視に関すること。 4 交通規制に関すること。 5 交通信号施設等の保全に関すること。 6 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること。

第3 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は事務の大綱
国土交通省関東地方整備局 江戸川河川事務所 江戸川河口出張所	<ol style="list-style-type: none"> 1 管内河川等の防災に関すること。 2 洪水予報水防警報に関すること。 3 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること。

機関の名称	事務又は事務の大綱
海上保安庁 千葉海上保安部	<ol style="list-style-type: none"> 海上災害の発生及び拡大の防止に関すること。 船舶交通の安全、危険を防止し、又は混乱を緩和するための船舶交通の制限に関すること。 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関すること。 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助に関すること。

第4 指定公共機関

機関の名称	事務又は事務の大綱
東日本電信電話株式会社（千葉京葉営業支店）、株式会社NTTコム、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 電気通信施設の保全に関すること。 災害時における緊急通話の取扱いに関すること。 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
東日本旅客鉄道株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 鉄道施設の保全に関すること。 災害時における救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。 帰宅困難者対策に関すること。
日本貨物株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関すること。
東京電力パワーグリッド株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 災害時における電力供給に関すること。 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
東京ガス株式会社	<ol style="list-style-type: none"> ガス供給施設（製造設備等を含む）の建設及び安全確保に関すること。 ガスの供給に関すること。
東日本高速道路株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 東日本高速道路の保全に関すること。 東日本高速道路の災害復旧に関すること。 災害時における緊急交通路の確保に関すること。
首都高速道路株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 首都高速道路の保全に関すること。 首都高速道路の災害復旧に関すること。 災害時における緊急交通路の確保に関すること。
日本郵便株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 災害時における郵便事業運営の確保に関すること。 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。
日本赤十字社千葉県支部	<ol style="list-style-type: none"> 災害時における救護班の編成及び医療及び助産等の救護の実施に関すること。 災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関すること。 義援金品の募集及び配分に関すること。
日本放送協会	<ol style="list-style-type: none"> 災害知識の普及と警報の周知徹底に関すること。 災害応急対策等の周知徹底に関すること。 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること。 被災者の受信対策に関すること。
日本通運株式会社（千葉支店）	<ol style="list-style-type: none"> 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 電気通信施設の整備に関すること。 災害時における通信サービスの提供に関すること。 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

機関の名称	事務又は事務の大綱
福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	1 災害時における物資の輸送に関すること。

第5 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は事務の大綱
京葉瓦斯株式会社	1 ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること。
京成電鉄株式会社 東京地下鉄株式会社 北総鉄道株式会社	1 鉄道施設の保全に関すること。 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。 3 帰宅困難者対策に関すること。

第6 その他の公共的団体

機関の名称	事務又は事務の大綱
一般社団法人市川市医師会	1 災害時における医療活動の協力に関すること。
一般社団法人市川市薬剤師会	1 災害時における救急薬品等の調達協力に関すること。
一般社団法人市川市歯科医師会	1 災害時における歯科医療活動の協力に関すること。
市川浦安接骨師会	1 災害時における接骨医療活動に関すること。
市川市赤十字奉仕団	1 災害時における救援活動の協力に関すること。
東京都交通局	1 鉄道施設の保全に関すること。 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。 3 帰宅困難者対策に関すること。
社会福祉法人市川市社会福祉協議会	1 災害時における災害ボランティアセンターの運営に関すること。 2 災害時における市民生活再建支援の生活福祉資金に関すること。

第7 市民及び事業者

機関の名称	事務又は事務の大綱
市民	1 初期消火活動及び救出活動 2 避難所の運営 3 注意報・警報発表時のとるべき行動の確認 4 食糧・飲料水等の備蓄及び非常持出品の準備 5 ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策 6 地域で協力し合い行動できるように地域コミュニティの形成 7 本市及び千葉県等が実施する防災対策への協力 8 自発的な防災活動への参加
事業者	1 消火活動及び救出活動 2 備蓄食糧・物資、資器材の提供 3 協定に基づく協力活動 4 従業員の安全確保、帰宅困難者対策 5 地域の防災活動への積極的な参加 6 来客者の安全確保 7 事業継続計画（BCP）の策定

第8 自衛隊

機関の名称	事務又は事務の大綱
自衛隊	<ol style="list-style-type: none">1 災害派遣の準備<ol style="list-style-type: none">(1) 防災関係資料の基礎調査に関する事。(2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事。(3) 防災資材の整備及び点検に関する事。(4) 千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した各種防災訓練の実施に関する事。2 災害派遣の実施<ol style="list-style-type: none">(1) 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関する事。(2) 災害派遣時の救援活動のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する事。

第7節 本市の概況

本計画で取り扱う風水害等に関する本市の概況は以下のとおり。
なお、その他の自然条件、社会条件については、震災編を準用する。

第1 位置

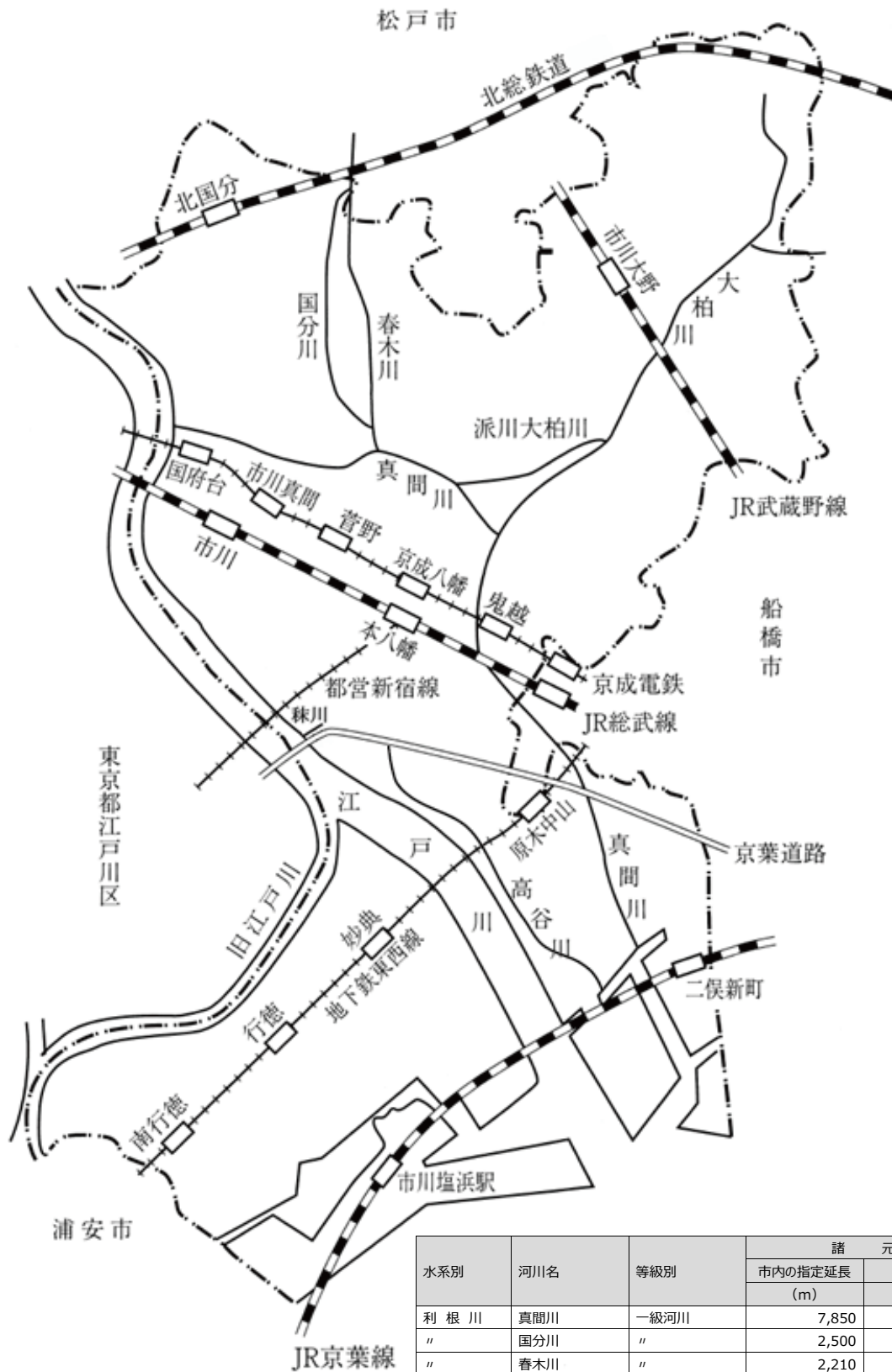
本市は、千葉県の北西部に位置し、北は松戸市、東は船橋市、鎌ヶ谷市、南は浦安市及び東京湾にそれぞれ面し、西は江戸川及び旧江戸川を隔てて東京都江戸川区及び葛飾区と相對している。

第2 地勢

本市の地勢は、大別して、北部に標高20m前後の台地、中部から南部にかけてはおおむね標高2～3mの低地となっている。北部の台地が火山灰起源の粘性土からなるのに対し、低地は主に砂質土からなっており、北から谷底低地、後背湿地、砂洲、海岸低地、干拓地、埋立地の6つに分類される。

また、河川は、利根川水系の江戸川及び旧江戸川、真間川等9つの一級河川が流れており、分岐・合流を経て、最終的に東京湾に注いでいる。北部を流れる国分川や大柏川が、川沿いに谷底低地を形成しているほか、大正期に掘削された江戸川放水路によって、江戸川が本市域を大きく分断している。

市内河川図



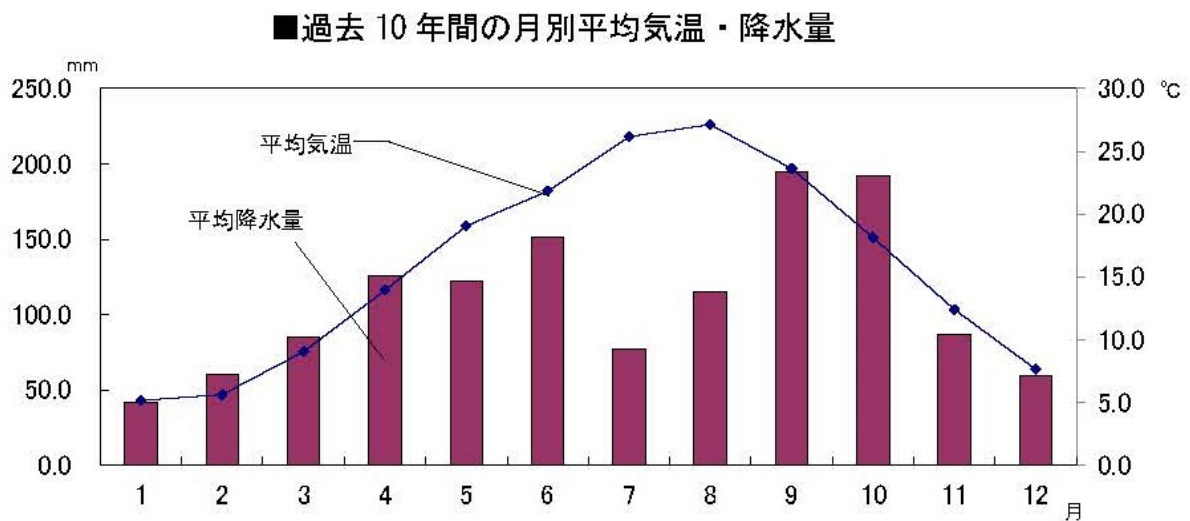
水系別	河川名	等級別	諸元	
			市内の指定延長 (m)	流域面積 (k㎡)
利根川	真間川	一級河川	7,850	5.9
"	国分川	"	2,500	6.8
"	春木川	"	2,210	2.1
"	大柏川	"	5,000	11.6
"	派川大柏川	"	1,580	0.9
"	高谷川	"	3,820	3.3
"	株川	"	170	5.4
"	江戸川	"	11,830	-
"	旧江戸川	"	4,970	-

(資料：都市計画課「データにみる市川市の都市基盤 2017年度版」)

第3 気象

最近10年間（平成20年から平成29年まで）の年間平均気温は15.8℃で、月別の最低平均気温は1月の5.2℃、最高平均気温は8月の27.1℃でおおむね温暖な気候である。年間平均降水量は約1,310mmで、平均降水量は、秋に多く、冬に少ない傾向である。

平均降水量及び平均気温（平成20年～平成29年）



（資料：市川市環境白書 平成30年度版）

第8節 計画の前提条件

本市では、国土交通省及び千葉県によって江戸川及び真間川の浸水想定区域が指定されているほか、過去に発生した台風や集中豪雨等により、内水等が原因と考えられる浸水実績があることから、それらの実績をもとに内水氾濫解析を実施しており、これらを本計画の前提条件とする。

第1 災害履歴

本市で大きな被害を出した主な風水害等は、次のとおりである。

発生年月日 災害名	気象状況	主な被害状況
1917.10.1 (大正6年) 大正6年津波 (高潮)	9月24日に南洋パラオ群島付近で発生した台風は、30日夜半から関東地方に接近。台風の暴風雨が満潮時刻と重なり、大津波が2度にわたって行徳町、南行徳町を襲った。浸水の高さは、行徳町役場で海拔2.5m、海岸で3.2mであった。	死者19名 流出家屋34戸 全壊40戸 半壊352戸 床上浸水1,819戸 床下浸水115戸
1949.8.31 (昭和24年) キティ台風 (台風10号)	8月27日に南鳥島近海で発生した台風10号は、31日午後8時ごろに神奈川県茅ヶ崎に上陸。市川海岸地帯は、風速30mの東南の強風と東京湾の満潮時刻と重なり、海面は約2.6m上昇、波高は1.8m～2.0mに達し、本市域の海岸堤防と旧江戸川左岸の堤防8.4kmがいたるところが決壊。行徳町・南行徳町の8割が冠水した。	流出家屋2戸 全壊7戸 半壊8戸 床上浸水60戸 床下浸水272戸 耕地冠水688ha
1958.9.25 (昭和33年) 狩野川台風 (台風22号)	9月21日にグアム東海上で発生した台風22号は、中心気圧877hPaを記録した大型の台風で、27日夜神奈川県東部に上陸し、秋雨前線を刺激して伊豆半島及び関東地方に記録的豪雨をもたらした。本市では、26日14時ごろから豪雨となり、16時ごろには真間川が排水能力を越え浸水被害が続出した。この被害により、本市全域を対象として、千葉県下で初めて災害救助法の適用を受けた。	全壊2戸 半壊2戸 床上浸水2,456戸 床下浸水2,560戸 り災者24,261名 耕地冠水865ha
1981.10.22 (昭和56年) 台風24号	10月22日、雨を伴った大型の台風24号は、関東の南東海上を通過。本市では、同日早朝から雨が降り出し、午後7時頃からは雨量が増して土砂降り、午後10時からの1時間では国府台消防署で最大時間雨量57.5mm、天候が回復した翌23日午前2時頃までの連続雨量212mmを記録。 この台風により、真間川水系の河川が溢水したほか、総武線以南の低地や旧行徳地域で大規模な内水氾濫、本市域で崖崩れが多発した。	床上浸水3,635戸 床下浸水3,841戸 農地冠水233ha 崖崩れ32箇所
2013.10.15 (平成25年) 台風26号	10月11日にマリアナ諸島付近で発生した台風26号は、大型で強い勢力のまま16日明け方に暴風域を伴って関東地方沿岸に接近。本市では、15日から雨が降り出し、16日早朝には本北方排水機場で1時間最大雨量45.5mm、15日から16日までの総雨量263.0mmを記録。この台風により、真間川が排水能力を越え浸水被害が続出した。	床上浸水99戸 床下浸水155戸 崖崩れ2箇所 道路冠水103箇所

(資料：『市川市史』、『水防都市構想－真間川流域の治水と街づくりの提案』)

第2 江戸川氾濫シミュレーション

国土交通省が作成した江戸川の浸水想定区域をもとに、大雨により市内において江戸川の堤防が決壊した場合の氾濫シミュレーションを行った。シミュレーションにあたり、大雨の規模として、昭和22年9月に発生したカスリーン台風を想定した。この台風により、江戸川上流の利根川堤防が決壊し、埼玉県から東京都にいたる江戸川右岸一帯が水没、甚大な被害をもたらした。

1 想定雨量（既往最大規模）

3日間総雨量318mm（昭和22年9月のカスリーン台風級）

2 被害想定（既往最大規模）

浸水地域	浸水区分	被災世帯数	被災人員
江戸川左岸地域 （本市北部・中部）	床下浸水	6,504 世帯	13,011 人
	床上浸水	54,036 世帯	110,336 人
江戸川右岸地域 （本市南部）	床下浸水	2,595 世帯	5,793 人
	床上浸水	68,994 世帯	141,312 人
本市域全体	床下浸水	9,099 世帯	18,804 人
	床上浸水	123,030 世帯	251,648 人

3 浸水想定区域（既往最大規模及び想定最大規模※）

次頁参照

※ 想定最大規模：平成29年7月、国土交通省による公表資料

第3 真間川及び内水氾濫シミュレーション

千葉県が作成した真間川の浸水想定区域図に加え、大雨により下水道や排水路から水があふれた場合の浸水予測結果に基づいてシミュレーションを行った。シミュレーションにあたり、大雨の規模として、昭和33年9月に発生し、本市にも大きな被害をもたらした狩野川台風を想定した。

1 想定雨量（既往最大規模）

総雨量331mm、1時間最大60mm（昭和33年9月の狩野川台風級）

2 被害想定（既往最大規模）

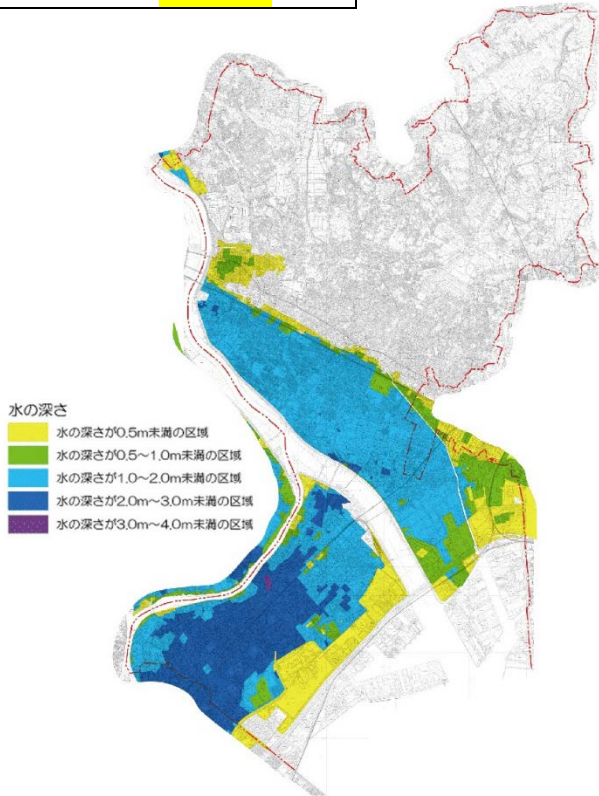
浸水地域	浸水区分	被災世帯数	被災人員
江戸川左岸地域 （本市北部・中部）	床下浸水	40,616 世帯	87,333 人
	床上浸水	12,249 世帯	28,794 人
江戸川右岸地域 （本市南部）	床下浸水	25,061 世帯	51,710 人
	床上浸水	498 世帯	1,064 人
本市域全体	床下浸水	65,677 世帯	139,043 人
	床上浸水	12,747 世帯	29,858 人

3 浸水想定区域（既往最大規模）

次頁参照

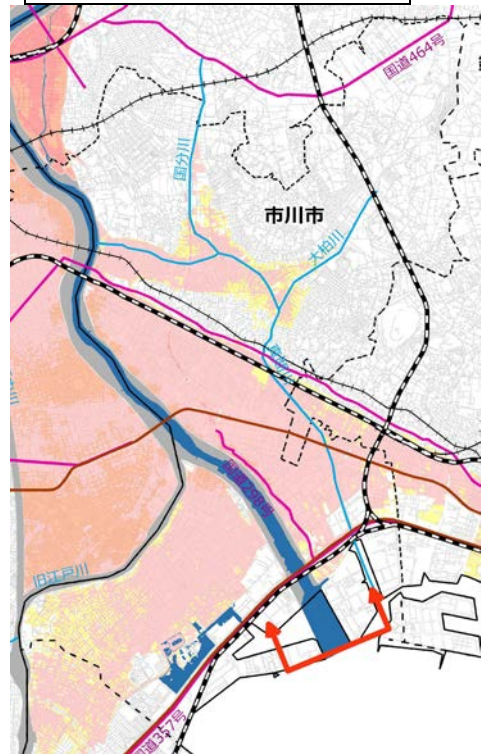
浸水想定区域

江戸川氾濫（既往最大規模）



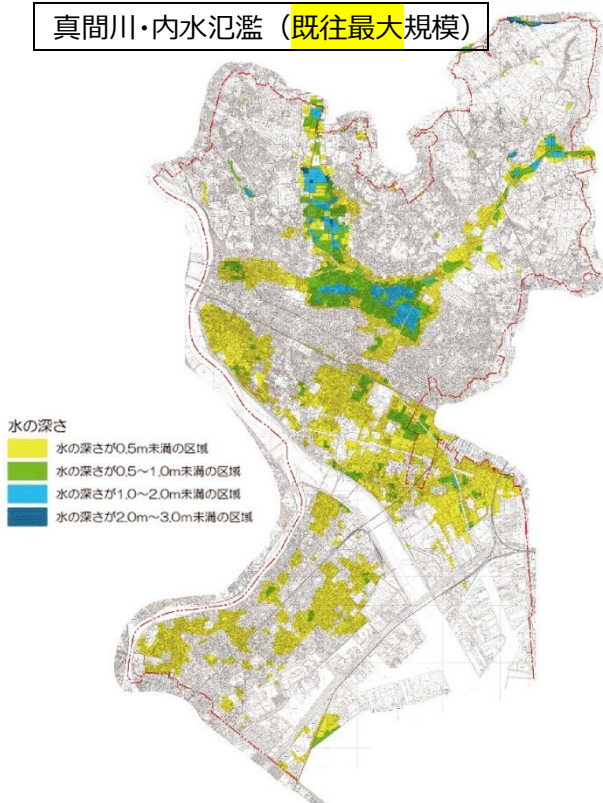
出典：市川市洪水ハザードマップ

江戸川氾濫（想定最大規模）



出典：国土交通省
公表資料

真間川・内水氾濫（既往最大規模）



出典：市川市洪水ハザードマップ

第4 高潮浸水想定

平成21年4月に国土交通省が公表した既往最大規模の浸水想定区域図では、本市の臨海部の一部が浸水する。

なお、平成30年11月に千葉県が公表した想定最大規模の浸水想定区域図では、本市が広範囲にわたって浸水する。ただし、この浸水想定区域図は、台風のルートや規模、河川・海岸施設の破壊という最悪の条件下で想定したもの、そして、概ね1,000～5,000年に一度の発生頻度であることから、「なんとしても人命を守る」という観点での参考とする。

1 想定する台風

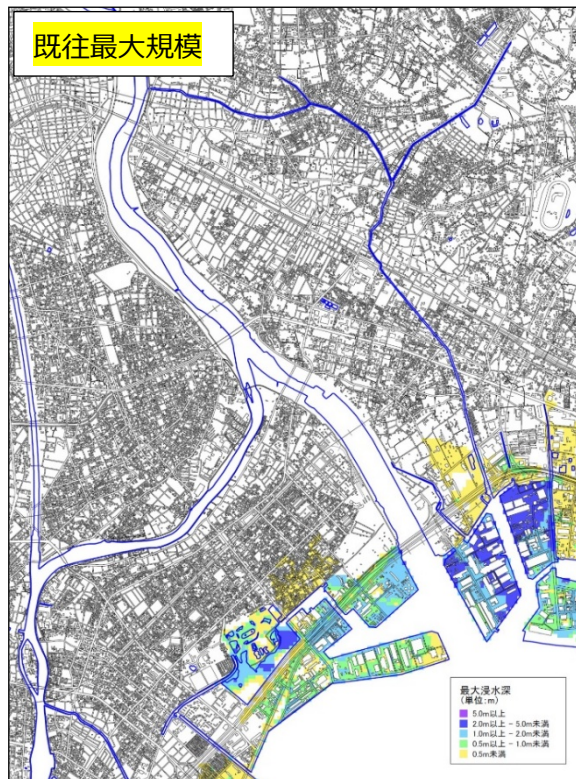
(1) 既往最大規模

台風の中心気圧940hPa、台風の移動速度73km/h（昭和34年9月の伊勢湾台風級）

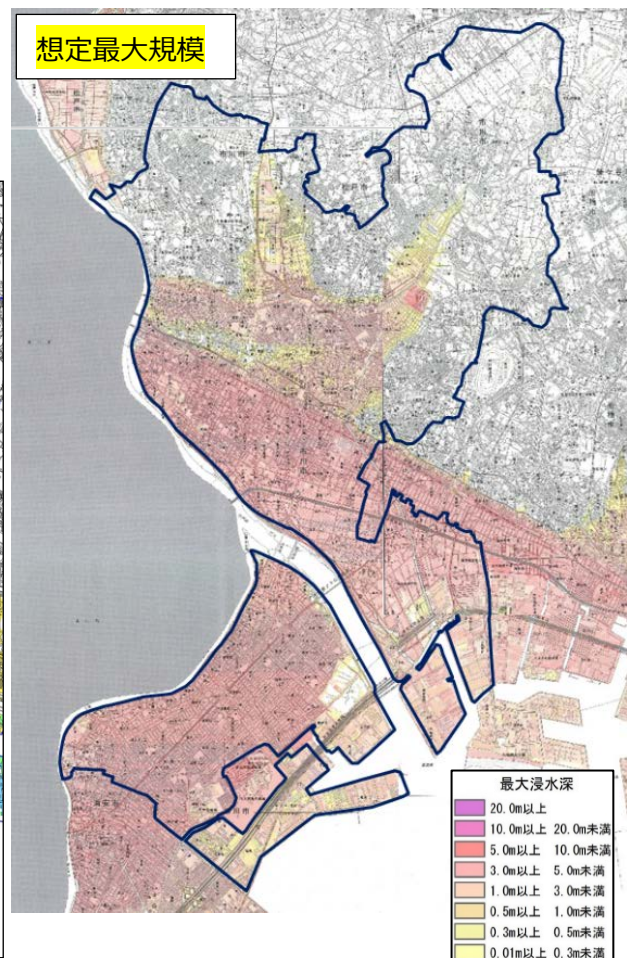
(2) 想定最大規模

台風の中心気圧910hPa（昭和9年9月の室戸台風級）、台風の移動速度73km/h（昭和34年9月の伊勢湾台風級）（※さらに河川・海岸施設が破壊される設定）

2 浸水想定区域



出典：国土交通省公表資料（平成21年4月公表）



出典：千葉県公表資料（平成30年11月公表）

第2章 風水害等予防計画

計画の主旨

第1 目的

風水害対策の理念は、風水害から人命を守り、財産を保護することである。

風水害等予防計画では、この理念に基づいて、風水害時の被害を軽減し、かつ発生した被害に適切に対応するために、基本目標を立ててその目標に向けた平常時の減災対策を定める。

第2 基本目標

風水害等予防計画の基本目標は、以下の3つの柱で構成される。

1 水害に強いまちづくり

河川改修や流域保水・内水排除対策等、ハード面の治水対策を計画的に推進することより、水害に強いまちをつくる。

2 警戒・避難体制の確立

日常から防災関係機関相互の連携を強め、情報伝達体制を整備することによって、風水害時に行政・本市民・事業者が協力して的確、かつ、円滑な対応や迅速な避難を行える警戒・避難体制を確立する。

3 防災意識の向上

職員・市民・事業者に対し、日常的な防災教育等を実施していくことによって、風水害対策について自ら強い関心と深い理解を持ち、かつ風水害発生時において冷静沈着に行動できる「災害に強い市民」を育てる。

◆女性の視点を活用した防災施策の実施

本市では、過去の災害の事例をもとに防災施策に女性の視点を反映するため、「防災女性プロジェクト（BJ☆Project）」を立ち上げ、市長へ防災施策に関する提言を行った。

また、平成29年度には「防災女性 アドバンス」を立ち上げ、提言された防災施策に関する進捗確認や防災知識の普及を行っている。

今後も提言を実現させる等、女性の視点を取り入れたきめ細かい防災施策を実施していく。

第3 計画の体系

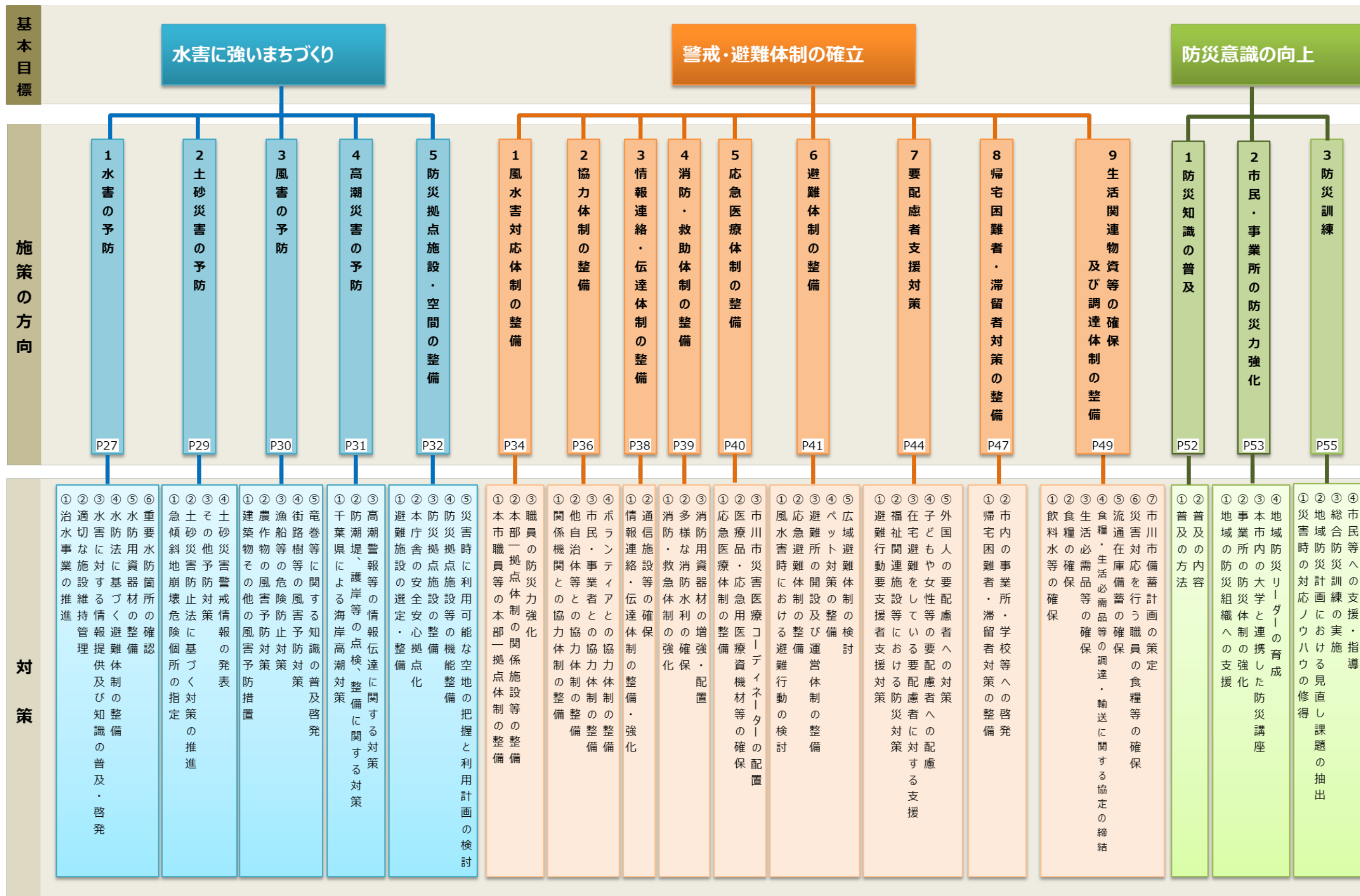
風水害等予防計画の体系をP26の図に示す。

また、防災訓練やワークショップを通じて達成レベルの確認や重点推進・見直し課題を抽出し、課題を本計画にフィードバックすることにより運用を図っていく。

災害予防における各対応本部の主な基本業務

本部	主な基本業務
災害対応事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策の立案・推進 ・情報連絡・活動体制の整備 ・防災意識の啓発、防災知識の普及 ・ボランティアとの協力体制の整備 ・女性への配慮の検討
広報・業務継続班	<ul style="list-style-type: none"> ・防災知識の普及 ・業務継続関係
システム・調整班	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システムの維持・強化
予算・調査班	<ul style="list-style-type: none"> ・防災関連業務に関する予算措置の検討 ・本市所有建物の安全対策 ・水・食糧・物資供給体制の整備
渉外班	<ul style="list-style-type: none"> ・議員への連絡方法の確立
学校教育班	<ul style="list-style-type: none"> ・教育施設の安全対策 ・学校における水・食糧・物資の備蓄管理 ・各施設における避難者受入体制の整備 ・学校における防災対策・防災教育の推進
被災生活支援本部	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の研修 ・活動体制の整備 ・女性への配慮の検討 ・外国人（訪日外国人も含む。）への支援対策の推進 ・地域における防災体制・避難所開設・運営支援体制の整備促進 ・事業所における防災対策の促進 ・帰宅困難者対策の推進 ・保育園における防災対策の推進 ・子どもへの配慮の検討 ・ペット対策の推進 ・高齢者、要介護者等への支援対策の推進
被災市街地対応本部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理体制の整備 ・防災まちづくりの推進 ・応急危険度判定への対応体制の整備 ・道路施設の安全対策 ・代替交通手段の立案・確保 ・下水道施設の液状化対策
医療本部	<ul style="list-style-type: none"> ・応急医療体制の整備
行徳本部	<ul style="list-style-type: none"> ・漁港・海岸施設の安全対策
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・火災の防止対策、防災知識の普及、消火・救助・救急体制の整備

風水害等予防対策の体系



第1節 水害に強いまちづくり

第1 水害の予防

台風や豪雨等による堤防の決壊や内水等による水害に対して、被害を最小限にとどめるとともに、水害から市民の身体・生命・財産を保護するため、河川の改修、下水道・幹線排水路・雨水貯留施設の整備、市民との協働等、総合的な治水対策を実施し、防災対策の推進を図る。

1 治水事業の推進（被災市街地対応本部）

(1) 河川改修等

真間川水系は、昭和54年度に国から「総合治水対策特定河川事業」の認可を受けるとともに、昭和56年・61年・平成5年の大水害では、「河川激甚災害対策特別緊急事業」を実施する等して、千葉県が事業主体となり、河川の改修、分水路や調節池等の治水施設の整備が進められている。

ア 本市施行による河川改修

昭和63年度から平成13年度まで、一級河川真間川の根本～大柏川合流点までの区間（延長3,850m）について、河道拡幅、橋梁架換工事及び河床掘削等を行った。また、一級河川大柏川上流部の鎌ヶ谷市までの区間について、降雨量50mm/時間に対応する整備を進めている。

(2) 流域対策

市街化によって失われた流域における適正な保水・遊水機能の維持・確保を図るため、雨水貯留浸透施設の整備や市民との協働による設置を進めている。

ア 本市による流域対策

市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例に基づき、雨水調整施設の設置指導を継続する。また、市川市宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例（市民あま水条例）に基づき、建築物の新築・増築時における雨水排水計画書の届出を徹底させ、雨水浸透施設の普及を図る。

また、市川市雨水貯留浸透施設設置助成制度を維持し、住宅における雨水貯留施設（浸透枱・浸透トレンチ）の設置に対する助成を継続して行う。

イ 千葉県による治水施設の整備

千葉県が昭和54年から用地取得を進めてきた大柏川第一調節池は、平成17年度に掘削工事を完了し、254,000 m³の貯水が可能である。

また、真間川流域総合治水対策の一環として、平成6年度から平成25年度にかけて、国分川及び春木川の洪水の軽減を目的として整備が行われた国分川調節池は、303,000 m³の貯水が可能である。

(3) 内水排除

内水排除の抜本対策である公共下水道（雨水）事業を進めるとともに、公共下水道（雨水）の整備が当分見込まれない地区では、河川整備計画と整合を図った市川市雨水排水基本計画に基づき、幹線排水路や排水施設等の整備を図る。

2 適切な施設維持管理（被災市街地対応本部）

下水管渠・道路側溝・水路・仮設排水ポンプ等、排水施設が発災時に十分機能するよう、点検・清掃をはじめとする維持管理を引き続き適切に行う。

3 水害に対する情報提供及び知識の普及・啓発（災害対応事務局、被災市街地対応本部）

(1) 河川水位等の観測

テレメータ水位観測所により常時観測している市内河川の水位情報について、本市公式Webサイトにリアルタイムで情報提供を行うとともに、市内10箇所に水位監視カメラを設置し、河川水位の観測を行う。

(2) 洪水ハザードマップの公表

本市及び千葉県、国土交通省は、水害による被害の軽減を図るため、浸水のおそれのある地域をあらかじめ調査し、「既往最大規模降雨」に加え「想定最大規模降雨」に対応した浸水予想区域を把握する。

また、住民自らがあらかじめ豪雨による地域の危険性を理解し、自身に最も適した避難行動につなげるため、浸水情報や避難場所等の必要な情報を記載した洪水ハザードマップを作成・配付するとともに、広報紙、本市公式Webサイト等により地域住民への周知を行う。

なお、想定最大規模降雨による浸水想定区域図は、「なんとしても人命を守る」という観点での参考とする。

4 水防法に基づく避難体制の整備（災害対応事務局、被災市街地対応本部、被災生活支援本部）

(1) 浸水想定区域内の地下街及び要配慮者施設等への対応

水防法第15条に基づく浸水想定区域内の地下街、又は大規模工場等、若しくは主として要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設に対して、洪水予報等の伝達方法を定めておく。

(2) 関係機関との連携体制の構築

江戸川流域では、「水防災意識社会」の再構築を目的として、国土交通省、気象庁、流域の自治体からなる「江戸川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」が設立されており、本市は、平常時からこれら関係者との連携を図るものとする。

(3) 要配慮者施設での避難確保計画の作成等

水防法第15条に基づき、浸水想定区域内に位置する要配慮者施設の管理者は、避難確保計画の作成及び避難訓練を実施する。避難確保計画の作成にあたっては、洪水ハザードマップをもとに情報の伝達方法や避難場所・避難経路等を確認する。

5 水防用資器材の整備（被災市街地対応本部、消防本部）

水防倉庫等に備蓄する水防用資器材は、千葉県地域防災計画風水害等編に定める指定水防管理団体整備基準に準拠し、堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧、崖崩れ等にも対応できるよう整備に努める。

6 重要水防箇所の確認

市内の河川及び海岸の重要水防区域は、資料編に示すとおりである。

第2 土砂災害の予防

本市において、地すべり、崖崩れ等の土砂災害のおそれがある地域は、北部の台地縁辺部にみられる海食崖に起因する自然崖、宅地造成等の切土・盛土に起因する人工崖等に近接する場所である。

擁壁等の適切な防護施設のないままに住宅化が進められた箇所においては、大雨等があった場合に崖崩れによる災害が発生するおそれがあるため、次の対策を図る。

1 急傾斜地崩壊危険箇所の指定（被災市街地対応本部）

千葉県は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、本市と協議の上で、急傾斜地崩壊危険区域の指定を行っている。

現在、市内で14箇所の崖地が千葉県の指定を受けており、それぞれ崩壊防止に向けた整備が進められている。

2 土砂災害防止法に基づく対策の推進（災害対応事務局、被災市街地対応本部）

平成29年度末現在、本市域では「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」の指定を受けていないが、指定を受けた場合、本市はそれらの区域を広く周知するとともに、千葉県と協力し、土砂災害特別警戒区域における建築物の構造規制、移転等の勧告、警戒避難体制の整備等、土砂災害防止法に基づく対策を図る。

なお、土砂災害警戒区域の指定がなされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域に準じた警戒避難体制の整備に努める。

3 その他の予防対策（被災市街地対応本部）

市川市震災予防条例第17条（建築物等の安全性）、第18条（宅地の安全性）に基づき、危険箇所等の調査を行い、状況に応じて防止工事の指導、助言及び勧告の措置をとるものとする。

なお、一定要件を具備した崖地の整備に関しては、「市川市環境整備資金の貸付及び利子補給条例」に基づく「融資及び利子補給制度」及び「市川市崖地整備事業補助金交付要綱」に基づく「補助金交付制度」の積極的な活用等により、早期に危険崖地の解消を図るよう指導する。

また、市内には、88箇所の崖崩れ警戒区域が把握されており、それらの崖地についても順次崩壊防止対策を進めるとともに、崖、擁壁の崩壊による災害の発生を未然に防止する対策を進める。

4 土砂災害警戒情報の発表（災害対応事務局、被災市街地対応本部）

本市は、土砂災害警戒情報が発表された場合に備えて、迅速な周辺住民に対する周知方法や、避難に対する即応体制の強化を図る。

第3 風害の予防

台風等の暴風や冬期の季節風、その他の局地的な強風に対して、風による被害を最小限にとどめるために、構築物の補強や農作物の風害防止措置等の対策を講じ風害の予防を図る。

1 構築物その他の風害予防措置（被災市街地対応本部）

建物の被害防止のため、既設の看板、広告物その他構築物等を定期及び台風期の前に調査し、危険と認められる物件については、直ちに所有者又は管理者に通報し、改修・撤去するように指導し、履行させるものとする。

また、はがれやすい戸や屋根、壁等の補強を行う等の予防対策の周知を図る。

2 農作物の風害予防対策（被災生活支援本部）

農作物等に被害を与える強風には、台風、冬期の季節風、降雹を伴う局地的な強風等がある。強風は、作物に被害を与えるだけでなく、土壌を乾燥させ、風による土壌浸食を生じさせる。そのため、肥えた耕土が吹き飛ばされてやせ地になったり、飛ばされた土が作物を埋没させる等の被害を与える。

農作物の風害予防については、農業協同組合等を通じて適切な指導を行い、被害の軽減に努める。

3 漁船等の危険防止対策（行徳本部）

強風・波浪等の注意報、警報が発表されたときは、本市及び漁業協同組合を通じて漁業関係者に連絡し、危険防止を図る。

また、台風や大雨の際、江戸川放水路の可動堰の開閉について、国土交通省からの連絡を迅速に伝達できるよう連絡体制の強化に努める。

4 街路樹等の風害予防対策（被災市街地対応本部）

公園内の樹木や街路樹等については、立地条件を考慮した樹木を選定するとともに、強風により倒木しないよう剪定等の対策を講じ、適時パトロール等を実施する。

5 竜巻等に関する知識の普及啓発（災害対応事務局）

竜巻等による風害を最小限にとどめるため、市民や事業者等に対して、竜巻等の激しい突風に関する気象情報や身を守るための知識について普及啓発を図る。

第4 高潮災害の予防

高潮は、台風や発達した低気圧の通過に伴い、潮位が大きく上昇することで発生する。

東京湾等において発生しやすい高潮に対して、河川、堤防の整備とともに、排水機場の処理能力の向上を図る等の対策を引き続き推進する。

1 千葉県による海岸高潮対策（千葉県、行徳本部）

千葉県は、浦安市旧江戸川河口から館山市洲崎までの東京湾沿岸において、伊勢湾台風規模の台風を計画気象として、防潮堤の天端高を決定している。

本市域では、千葉県により海岸保全区域の指定がなされ、防潮堤等の高潮対策が進められている。

2 防潮堤、護岸等の点検、整備に関する対策（千葉県、被災市街地対応本部、行徳本部）

既存の大部分の防潮堤等は、高潮を対象とした設計基準に基づき、築造されているが、特に建設年次の古い施設については、老朽度、天端高の点検等を実施するものとする。

点検の結果、堤体等の安全性、有効性に問題のある施設については、関係機関と協議を行い、改修、補強等を計画的に実施するものとする。

3 高潮警報等の情報伝達に関する対策（災害対応事務局）

(1) 高潮警報等の情報受伝達対策

ア 休日、夜間でも迅速な受伝達が可能な組織体制を確立する。

イ 気象情報等を迅速に収集し、伝達する。

(2) 地域住民等への情報伝達体制の整備

あらゆる広報媒体や関係機関及び地域（自主）防災組織等を活用して、高潮情報の迅速かつ的確な伝達に努める。

4 高潮に対する情報提供及び知識の普及・啓発（災害対応事務局、被災市街地対応本部）

千葉県は、水害による被害の軽減を図るため、浸水のおそれのある地域をあらかじめ調査し、「想定最大規模降雨」に対応した浸水予想区域を把握する。

また、住民自らがあらかじめ豪雨による地域の危険性を理解し、自身に最も適した避難行動につなげるため、浸水情報や避難場所等の必要な情報を記載した洪水ハザードマップを作成・配付するとともに、広報紙、本市公式Webサイト等により地域住民への周知を行う。

なお、想定最大規模降雨による浸水想定区域図は、台風のルートや規模、河川・海岸施設の破壊という最悪の条件下で想定したもので、そして、概ね1,000～5,000年に一度の発生頻度であることから、「なんとしても人命を守る」という観点での参考とする。

第5 防災拠点施設・空間の整備

風水害時の対応活動において、都市や地区の拠点となって機能する施設及び空間の整備、並びにこれらのネットワーク化等を進めていく。

1 避難施設の選定・整備

(1) 方針

風水害時における避難所については、浸水想定の水深や避難者の数、避難時の安全性等を考慮し、あらかじめ選定・整備する。

(2) 避難施設等の選定（災害対応事務局）

災害対策基本法に基づき、災害種別ごとに施設の構造条件等に応じて、避難場所及び避難所を検討・指定する。

(3) 避難施設等の整備（災害対応事務局、関係本部）

避難場所、避難所、これらの施設の位置を示す案内板、避難路標識板等の整備について検討していく。

2 本庁舎の安全安心拠点化（災害対応事務局）

本庁舎の建替え等の検討を進める中で、電気・水道・ガス等のライフラインのバックアップ機能を積極的に導入し、拠点機能の充実に努め、風水害時には本市全域における災害応急対策活動の中核拠点となるよう整備を進めていく。

3 防災拠点施設の整備（災害対応事務局、消防本部、各施設管理者）

風水害時の対応活動に必要な防災拠点施設等を地区の特性等に応じて整備する。

防災拠点施設等

防災拠点施設	機能
災害班（6班）	水防活動を行うための拠点 市内を6つの地区に区分し、それぞれに1箇所設置される。
小学校区防災拠点	発災初動期を中心に小学校区を単位として地域住民と協力した情報収集・発信、災対本部との連絡、避難生活支援等の応急対策活動を行う拠点 予め指名された近傍居住職員が市立小学校に参集し設置する。
避難場所	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるため緊急的に避難する場所 以下の災害種別ごとに被害想定等を考慮して指定されている。 【災害種別ごとの箇所数】 ○地震 121箇所 ○津波 121箇所 ○江戸川氾濫 104箇所 ○内水・真間川氾濫 111箇所 ○高潮 121箇所 ○土砂災害（崖崩れ） 89箇所
避難所	災害の危険性があり避難した住民等や災害により自宅に戻れなくなった住民等が滞在するための施設 被害想定や施設の規模、物資輸送等を考慮して指定している。 また、災害時には市民の避難動向や施設の被災状況等を考慮して、避難所を開設する。 【災害種別ごとの箇所数】 ○地震 89箇所 ○津波 89箇所 ○江戸川氾濫 89箇所 ○内水・真間川氾濫 89箇所 ○高潮 89箇所 ○土砂災害（崖崩れ） 70箇所

防災拠点施設	機能
福祉避難所	要配慮者のために指定・開設する避難所（44施設）
災害時帰宅支援ステーション	九都県市の協定に基づき帰宅困難者等に対して、水道水、トイレ等のほか、道路情報、災害に関する情報等を可能な範囲で提供する施設
一時滞在施設	帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設
帰宅困難者支援施設	本市が締結する協定等により帰宅困難者等に対して、トイレ、水道水、食糧等の物資のほか、道路情報、災害に関する情報等を可能な範囲で提供する施設
防災倉庫	市内14箇所及び小・中学校（55校）に設置している。
水防倉庫	水防用資器材を備蓄した倉庫。市内13箇所に設置されている。
消防署所	11箇所が常設されている。
消防団詰所	消防団による初期消火及び救出活動の拠点

4 防災拠点施設等の機能整備（災害対応事務局、被災市街地対応本部、各施設管理者）

各防災拠点施設については、以下の機能の整備を図る。

- (1) 施設の構造強化
- (2) 通信設備の整備
- (3) 自家用発電機の整備
- (4) 各防災拠点施設に必要な資器材の確保
- (5) 地区特性を考慮した特定防災拠点施設の機能強化
- (6) 要配慮者対策（福祉避難所の確保、障がい者用機器等の備蓄等）

5 災害時に利用可能な空地の把握と利用計画の検討（災害対応事務局、被災市街地対応本部）

災害時、空地は、避難地、延焼遮断帯、救護活動の場、緊急物資の集積場、仮設住宅の建設地となる等、多岐にわたり有効な役割を果たすため、以下の対策について検討を進める。

- (1) 風水害時の対応活動に必要な空地の洗出し
 - ア 応急仮設住宅の建設用地
 - イ 応援要員の駐屯地
 - ウ 復旧資器材置場
 - エ 瓦礫置場等
- (2) 利用目的別に求められる空地の要素や利用時期の整理
- (3) 利用可能な空地の現況把握
- (4) 空地の利用計画の作成
- (5) 一定の既存空地の保全

第2節 警戒・避難体制の確立

第1 風水害対応体制の整備

各地区の状況確認と職員参集・配備とを連動させ、地域の共助による自主活動と連携して、早期の被災状況把握と地区ごとの対応体制の確立を並行して行う体制（本部—拠点体制）の整備を図る。

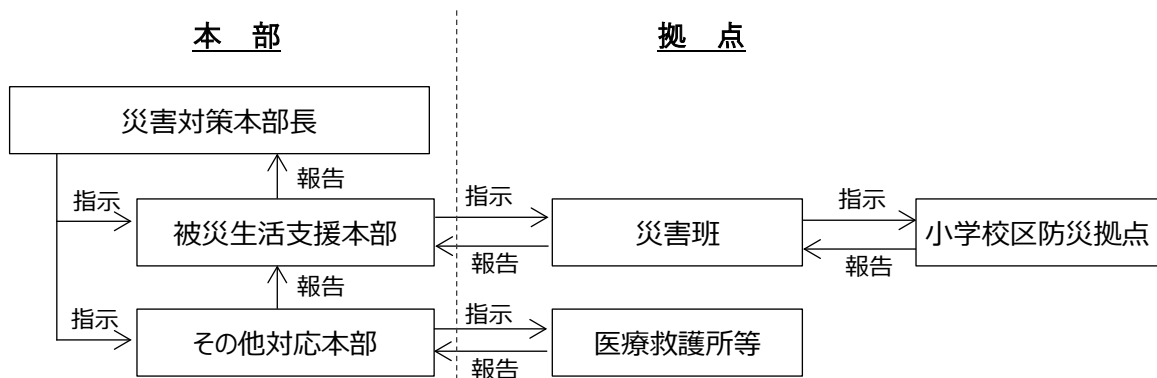
1 本市職員等の本部—拠点体制の整備（災害対応事務局、各対応本部）

以下の条件を満たす体制を整備していく。

- (1) 現地拠点重視型の対応体制
- (2) 各地の被災状況の確認を優先した参集・配備体制
- (3) 地域の共助による自主活動と連携した活動体制
- (4) 市民の自発的な活動やボランティア活動と効果的な協力ができる体制

2 本部—拠点体制の関係施設等の整備（災害対応事務局、各対応本部）

本部—拠点体制に必要な施設及び資器材について、災害対応に適した配置を考慮して、整備を進めていく。



本部—拠点体制（概念図）

3 職員の防災力強化（災害対応事務局、各対応本部）

本市職員が適切に風水害時の応急対応等を実施するため、必要な知識の普及とそれぞれの役割に応じた訓練を行い、防災力の強化を図る。

(1) 職員の自助に対する取組み

災害時に災害応急対策業務等を確実に実施するため、各家庭や職場で水・食糧等の備蓄、住まいの耐震化や家族との連絡方法の確認等を自主的に実施するよう促し、必要な支援を行う。

(2) 職員の防災研修

職員研修においては「防災」を必須科目として組み込み、職員の防災意識と対応力の向上を図る。また、災害対応の核となるリーダーを職員の中から育成していく。

(3) 各対応本部等の対策検討・訓練の実施

各対応本部において、災害対応対策のマニュアル作成・訓練の実施等を行うとともに、発災時の課題等

について対策の検討を行い、防災力の向上を図る。

(4) 女性の視点の反映

防災施策について、女性の視点から見直し等を検討し、防災対策の推進・強化を図る。

第2 協力体制の整備

1 関係機関との協力体制の整備（災害対応事務局、各対応本部）

(1) 方針

災害時に連携が欠かせない関係機関と平常時からコミュニケーションを取り、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するとともに、その関係を持続的なものにするよう努める。

(2) 各種協定等に基づく協力体制の整備

必要に応じて、災害対応体制の中へ関係機関の協力を位置付けるとともに、専門的な視点で検討する機会を設ける等して体制の強化を図る。

また、定期的に協定団体・事業者との情報交換会を開催し、本市の施策の紹介や情報交換、意見交換を通じ、協力関係の強化を図る。

2 他自治体等との協力体制の整備（災害対応事務局、各対応本部）

(1) 方針

被災した1自治体が全ての災害対応を行うことは困難であるため、柔軟かつ積極的に他自治体等との協力体制の整備を図る。

(2) 協定等に基づく相互応援体制の整備

自治体間の相互応援については、協定等によってその関係及び活動内容等を明確化し、体制の整備を図る。

また、定期的に情報交換、訓練等を実施し、連携強化を図る。

(3) 受援計画の作成

災害の規模や被災地のニーズに応じて、救援部隊や他自治体等、関係機関からの応援を円滑に受けることができるよう受援計画の作成に努める。

3 市民・事業者との協力体制の整備（災害対応事務局、被災生活支援本部等）

(1) 方針

災害時には、防災関係機関の活動だけでは対応しきれない様々な活動が求められるため、市民・事業者等の協力体制の整備を図る。

(2) 自治（町）会による防災活動への支援

災害時、各地域で市民等が協力して対応活動ができるよう、各自治（町）会の防災活動に対して、以下の支援を実施している。

- ア 防災資器材購入に関する補助金の交付
- イ 防災訓練等の実施に関する補助金の交付

(3) 地域の実情に応じた協力体制の整備

市民・事業者間で災害時に機能する組織的な協力体制をつくるために、地域の実情に応じた体制の整備を進める。

4 ボランティアとの協力体制の整備（災害対応事務局）

(1) 方針

災害時の対応活動に対し、ボランティアを受け入れていくための体制の整備を進める。

(2) 市内ボランティア団体との連携

平成31年4月1日現在、市内に360のボランティア団体が把握されており、そのうち96団体は、社会福祉法人市川市社会福祉協議会のボランティアセンターに登録されている。

災害時には、これらボランティア団体による様々な活動の展開が想定されるため、社会福祉法人市川市社会福祉協議会を中心に市内の各種ボランティア団体等と災害時の活動を想定した連携体制の整備を図る。

また、平成14年に結成された「市川災害ボランティアネットワーク」は、災害時のボランティア活動について意見交換を行い、日頃から防災、減災に関する啓発活動を進めている。

(3) 市川市災害ボランティアセンターの開設に向けた協力体制の整備

災害時に社会福祉法人市川市社会福祉協議会が市川災害ボランティアネットワーク、市川市ボランティア協会等と協力して、外部からのボランティアを円滑に受け入れることができるよう、平常時から協力体制を強化する。

また、市川市災害ボランティアセンターの開設運営訓練等を支援し、災害時の開設に備える。

ただし、「専門ボランティア」の受入れは、活動内容別に各対応本部が行うものとし、市川市災害ボランティアセンターは、「一般ボランティア」の受入れを行うことを原則とする。

(4) ボランティアに対する事故補償制度の検討

ボランティアの受入体制を整備するにあたり、本市による事故補償制度の整備を検討する。

第3 情報連絡・伝達体制の整備

風水害時に情報を迅速かつ確実に伝達するため、伝達システムの体系化と防災行政無線をはじめとする無線通信施設等の整備を図る。

1 情報連絡・伝達体制の整備・強化（災害対応事務局、**広報・業務継続班、システム・調整班**）

(1) 情報連絡・伝達体制の整備

風水害時の情報連絡・伝達体制として、無線通信連絡網とその通信連絡要領、有線通信連絡網を定めている。

有線回線の情報連絡・伝達体制については、平常業務における電話の使用を制限し、連絡責任者の統括のもとに通信連絡にあたるよう、本市各部及び防災関係機関それぞれに連絡責任者と使用する指定電話を定める。

なお、指定電話に変更があった際には、災害対応事務局（危機管理室）に修正を報告する。

そのほか、協定に基づく京葉西部地区タクシー運営委員会の協力や、市川市アマチュア無線局非常無線連絡協議会の自主的な協力を得て、十分な情報連絡・伝達体制の整備を図る。

(2) 情報連絡・伝達体制の強化

情報連絡・伝達体制の機能強化に向け、以下の情報関連対策について検討する。

通信機器を使用した訓練の実施	被害情報収集の多ルート化	市民等への情報伝達手段の確保	情報管理体制の整備
<ul style="list-style-type: none"> 通信に関するマニュアルの作成等 定期的な通信訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 高所カメラシステムの整備 災害時職員ポータルサイトの有効活用検討等 	<ul style="list-style-type: none"> 放送機関への放送要請の体制整備 S N S を活用した情報発信体制の整備等 Lアラート（災害情報共有システム）の活用 職員への一斉送信システムの検討 	<ul style="list-style-type: none"> 市内LANの管理 データ更新体制の強化 被災者支援システム、避難行動要支援者支援システム等の活用

2 通信施設等の確保（災害対応事務局、**広報・業務継続班**）

風水害時の通信機能を補強していくために、以下の対策について検討する。

- (1) 通信機器・施設の耐震性の向上
- (2) 防災行政無線の再整備
- (3) 通信機器・配線等の整備
- (4) 有線通信施設の輻輳対策（専用回線網の整備、回線の多ルート化）
- (5) 災害時優先電話の増備

第4 消防・救助体制の整備

大規模火災に対応していくために、災害時における消防組織体制の強化と消防水利及び消防用資器材の拡充を図る。

消防本部では、火災発生時の消防組織体制を定めているほか、通常の消防体制では対応が困難な場合に備えて、応援協定や「市川市消防局広域応援計画及び受援計画」の策定等も行っている。

1 消防・救助体制の強化（災害対応事務局、消防本部）

初期消火に関する知識・技術の普及、家庭・事業所への消火器具等の設置の奨励、自衛消防組織及び自衛消防隊の強化等の消火体制の整備を図る。

また、消防活動に関わる仕組みとして、災害発生直後に火災防止のための緊急点検を呼び掛ける緊急広報体制等があり、これらの火災防止対策等の検討も進めていく。

2 多様な消防水利の確保（災害対応事務局、消防本部）

災害に備えて、各地区に十分な消防用水を確保していくために、多様な水源の活用を図る。

なお、建築物の延焼危険度の高い地域及び耐震対応を行っていく上で重要な地域について、優先して耐震性貯水槽等の消防水利の整備計画を作成し、整備にあたる。

特に上水道施設の被害が予想される行徳及び南行徳地域については、消火用水として消火栓以外の水利確保に努める。

また、特定の水源については、関係者との事前協議を行い、取水体制等の整備の検討を行っていく。

3 消防用資器材等の増強・配置（災害対応事務局、消防本部）

災害時に想定されている大規模火災等に対応するため、消防機関だけでなく地域（自主）防災組織等も利用できるよう、国の「第5次地震防災緊急事業五箇年計画（平成28～32年度）」により、消防用資器材等の増強・配置を推進する。

第5 応急医療体制の整備

風水害時、早期に医療救護所を開設し、円滑な応急医療活動ができるよう、救護班の編成や応急用医療資器材の配備等の応急医療体制の整備を図る。

一般社団法人市川市医師会、一般社団法人市川市歯科医師会、一般社団法人市川市薬剤師会及び一般社団法人市川浦安接骨師会との協定に基づいて、医療救護所の開設及びその運営体制を定めている。

1 応急医療体制の整備（医療本部、消防本部）

災害時の応急医療体制の整備に向け、以下の対策を進める。

- (1) 医療機関における災害対策の徹底
 - ア 既入院患者の安全確保・避難体制
 - イ 平常時の業務と災害時に新たに発生する業務の整理等
- (2) 非常参集体制の整備
 - ア 自主参集基準の設定（一般社団法人市川市医師会等との協議による。）
- (3) 通信手段の確保（優先電話の指定）
- (4) 緊急医療活動の研修・訓練
- (5) 広範地域における長期連携体制の整備
- (6) 広域災害医療情報ネットワークの整備

2 医薬品・応急用医療資器材等の確保（災害対応事務局）

災害時の応急医療活動に必要な資器材等を確保していくため、医療救護所の資器材の備蓄が完了している。

また、一般社団法人市川市医師会等との協議に基づいて、各医療救護所用の医薬品の備蓄を進めている。

なお、千葉県市川健康福祉センターには、「災害用備蓄医薬品（500人分）」「災害用備蓄衛生材料」を備蓄してあるので、その活用を図る。

今後はさらに、確実な応急医療体制の整備に向けて、以下の対策を図る。

- (1) 備蓄医薬品の管理体制の整備（医薬品の入替え等）
- (2) 医療用水源の確保

3 市川市災害医療コーディネーターの配置（医療本部）

災害時の応急医療活動を迅速かつ的確に行うことができるよう、応急医療活動の総合調整役として市川市災害医療コーディネーターを配置する。市川市災害医療コーディネーターは、応急医療活動に関する助言及び関係機関との調整を行う。

第6 避難体制の整備

河川の氾濫、高潮、崖崩れ等の状況に応じて危険地域から安全かつ早急に避難し、被災者が安定した避難生活を送れるよう避難体制の整備と強化を図る。

1 風水害時における避難行動の検討

風水害における避難行動は、発災までに時間的余裕があるか否かにより異なるため、一人ひとりが置かれる状況に即して、適切な避難の時期や方法、避難する場所を選択する必要がある。

過去の災害では、住民が避難場所として指定されている小中学校等への「立退き避難」が最善と考え、避難行動を取るケースが見られた。

このため、夜間の降雨時に道路が浸水しているような悪条件下のもと、自宅から立ち退き避難をして、途中で被災することがないように市民や施設管理者へ周知徹底を図り、風水害時に適切な避難行動と各避難施設による受け入れが行われるよう体制の整備を図る。

(1) 被害の発生予想が可能となるような情報収集

適切な避難行動を開始するためには、被害の発生予想が可能となるように平常時よりハザードマップ等により自らが居住する地域の危険度を認識するとともに、大雨時には、テレビ、ラジオ、インターネット、防災行政無線等、多様なメディアを通して、気象官署の発表する予警報や地方公共団体の避難勧告等、防災・災害情報を幅広く収集する必要がある。

(2) 避難行動

災害が発生するまで時間に余裕がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・開設された避難場所への移動 ・安全な場所への移動（親戚や友人の家等）
災害の発生が切迫している場合	<p>① 冠水時等の屋外移動の回避</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間や激しい降雨時、道路冠水時等、避難路上の危険箇所の把握が困難な場合は、屋外での移動は極力避ける。
	<p>② 屋内での待避等の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急激な降雨や浸水により避難場所へ移動することが困難な場合、状況に応じて、自宅等の上階等へ緊急的に一時避難し、救助を待つ。 ・土砂災害の場合には、周囲より比較的高い建物や鉄筋コンクリート等の堅固な構造物に避難する。また、建物内では、2階以上、かつ、斜面と反対側の窓のない部屋に避難する。

2 応急避難体制の整備（災害対応事務局、被災生活支援本部）

早急かつ安全に避難ができるよう、以下の対策を図る。

- (1) 避難勧告等の発令のための手順整理
- (2) 避難誘導體制の整備・周知（ハザードマップの配布等）
- (3) ペット同行避難体制の整備
- (4) 避難勧告・避難指示（緊急）の伝達方法の充実
- (5) 自治（町）会等による集団避難体制の確立
- (6) 避難行動要支援者対策の実施（避難行動要支援者の避難指示区域外への避難）
- (7) 避難環境の整備（避難誘導標識、夜間照明施設等の整備）
- (8) 帰宅困難者対策の検討
- (9) 車中泊者の把握及び対応方法の検討

3 避難所の開設及び運営体制の整備（災害対応事務局、被災生活支援本部）

避難所の開設及び運営を円滑に行えるよう以下の対策を図るとともに「市川市避難所マニュアル」を作成し、運営体制を確立する。

なお、夜間に避難勧告等を発令する可能性が高い場合、避難者が安全に避難するため、大雨になる前に自主避難所を開設して、避難者を受け入れる体制を整備する。

(1) 避難所の開設・運営・閉鎖に関する方針の明確化

避難所の開設・閉鎖基準や避難所に必要な資器材・備品等の準備等を明確化し、災害時に避難者を迅速に受け入れられる体制を整備する。

(2) 要配慮者対策

高齢者や障がい者、乳幼児等を安全に受け入れる避難所体制を整備する。

(3) ペット対策

ペット同行避難者を受け入れる体制を整備する。

4 ペット対策の整備（千葉県、被災生活支援本部）

「災害時ペット同行避難マニュアル」に基づき、次の取組みを進める。

(1) 飼い主責任の原則

「飼い主責任の原則」の周知に努め、同行避難した際に飼育に必要な用具（ゲージ・ペットフード等）の準備やしつけ・飼育ルールの徹底等を図る。

(2) ペット同行避難の周知

飼い主責任の原則の下、ペットと一緒に避難する「同行避難」を認めるとともに、飼い主に対し「同行避難」を周知する。なお、人に危害を加えるおそれのあるペット等の避難所等への同行避難は禁止とする。

(3) ペット避難所の優先開設場所候補地

「災害時ペット同行避難マニュアル」に基づき、優先して開設可能なペット避難所をあらかじめ定める。

(4) 動物の救助及び保護体制の整備

逃げ出したり遺棄されたペットが発生した場合に備え、公益財団法人千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携を図れるよう協力体制の整備を進める。

また、平常時から飼い主を特定できる鑑札、名札等のペットへの装着について、周知に努める。

(5) 一時預かり

ペットの一時預かりが可能なペット関連事業者等にも災害時の協定を締結できるよう千葉県と調整する。
 ペット飼育者は避難所等での飼育が不可能な場合を想定し、ペットの一時預かり所の確保に努める。

5 広域避難体制の検討（災害対応事務局）

江戸川の破堤等の大規模水害時は、浸水区域外の避難所等が不足することが想定されることから、災害時相互応援協定等に基づき、市民の本市域外への広域避難を円滑に行えるよう体制整備に努める。

また、広域避難について、隣接自治体との連携が必要不可欠であることから、河川管理者である国土交通省及び千葉県の主導のもと、広域避難の体制について検討を進める。

第7 要配慮者支援対策

1 避難行動要支援者支援対策

(1) 基本方針

過去の大規模災害では、地域の住民により、避難に特に支援を要する者「避難行動要支援者」の多くの命が救われた。

そこで、本市では、避難行動要支援者に対して適切かつ円滑な支援を行うため、「市川市避難行動要支援者支援プラン」に基づき、以下の対策を推進する。

(2) 避難行動要支援者を支援する関係者との連携（被災生活支援本部）

本市では、避難行動要支援者本人や家族等から同意が得られた場合、自治（町）会、民生委員・児童委員（市川市民生委員児童委員協議会）の避難支援等関係者に対して、平常時から避難行動要支援者名簿を提供し、災害時における情報伝達、安否確認、救助、避難誘導等、地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制を整備する。

また、平常時において、避難支援等関係者が避難行動要支援者と円滑に信頼関係を構築できるよう支援を行う。

なお、避難支援等関係者に提供する避難行動要支援者名簿については、本市全体の避難行動要支援者名簿ではなく、避難支援等関係者が属する自治（町）会ごとの避難行動要支援者が記載された名簿とする。

(3) 避難行動要支援者の把握（被災生活支援本部）

災害時に、より迅速な安否確認や救助・救援活動を実施するため、平常時から避難行動要支援者の所在等を把握することが必要である。

平常時から本市の各担当部署が保有する情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者の把握に努める。

(4) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲（被災生活支援本部）

避難行動要支援者名簿の作成にあたっては、以下の者を対象者とする（施設入所者及び長期入院している者は除く。）。

- ①要介護認定3～5を受けている者
- ②身体障害者手帳を所持している者
- ③療育手帳を所持している者
- ④精神障害者保健福祉手帳を所持している者
- ⑤市の障がい福祉サービスを受けている者
- ⑥市川市難病患者等福祉手当を受給している者
- ⑦①から⑥に該当しないが、相応の支援を必要とすることから登載を希望する者

(5) 避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報とその入手方法（被災生活支援本部）

避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報は、氏名、生年月日、年齢、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援を必要とする事由、その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項とする。

自ら名簿に登載を希望する者からの申請を除き、これらの個人情報については、本市の各担当部署から提供を受ける。

(6) 避難行動要支援者名簿の更新（被災生活支援本部）

随時、本市の各担当部署から情報提供を受けることにより、避難行動要支援者名簿の個人情報を最新の状態に更新する。

また、概ね1年に1度の頻度で更新した避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者に提供する。

(7) 避難行動要支援者名簿の管理（被災生活支援本部）

市川市個人情報保護条例に基づき、個人情報の流出を防止する等、適切な管理を行う。

また、避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿を提供する場合、以下の対策を講じる。

- ①個人情報の取扱いに係る覚書を締結（本市と避難支援等関係者）
- ②避難行動要支援者名簿の管理責任者の選任（避難支援等関係者）
- ③避難行動要支援者名簿の保管場所の届出（避難支援等関係者）
- ④避難行動要支援者名簿の取扱者登録書の作成（避難支援等関係者）
- ⑤避難行動要支援者名簿の個人情報についての守秘義務に関する説明（本市）

(8) 避難指示等の情報伝達（被災生活支援本部）

災害時には、避難支援等関係者と連携・協力して、避難行動要支援者に対し、速やかに「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」等の情報を伝達する。

特に、避難行動要支援者が速やかに避難できるようにするため、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された時点で、避難行動要支援者に対し、確実に情報を伝達するよう努める。

なお、情報の伝達にあたっては、視覚障がい者や聴覚障がい者等が的確に情報を受け取る必要があることから、防災行政無線、本市公式 Web サイト、SNS、メール等、様々な情報形式や手段を用いることとする。

(9) 避難支援等関係者の安全確保（被災生活支援本部）

避難支援等関係者に対し、以下の事項について周知を行う。

- ①災害時には、まず、自分の身を守ること。
- ②自身及び家族等の安全を確保した上で、可能な範囲内で支援活動を行うこと。
- ③避難行動要支援者の支援は、法的な義務を負うものではないこと。

また、避難行動要支援者に対し、災害の状況によっては、支援を受けることができない可能性があることを周知して、理解を得るよう努める。

(10) 防災設備等の整備（被災生活支援本部、消防本部）

避難行動要支援者の安全を確保するための「あんしん電話」等の緊急通報システム等の整備、聴覚障がい者等へ情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置の普及等に努める。

また、在宅者の安全性を高めるため、火災報知器等の設置等の推進に努める。

(11) 避難行動要支援者の自助に対する取組みの推進（被災生活支援本部）

災害時には、長距離の移動や避難生活に耐えられない避難行動要支援者もいることから、食糧や飲料水の備蓄等、在宅避難への支援を推進する。

(12) 防災知識の普及、防災訓練の充実（被災生活支援本部）

避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者への具体的な支援方法や「支え合い」の重要性を周知するとともに、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼び掛け、災害に対する基礎知識等の普及に努める。

2 福祉関連施設等における防災対策（被災生活支援本部）

福祉関連施設等の利用者の安全を確保するため、本市及び民間の福祉関連施設等に対し、次の対策を講じるよう周知を行う。

(1) 施設の安全対策

福祉関連施設等の施設管理者は、災害に対する施設の安全性確保に努める。

また、電気・ガス・水道等、ライフラインの供給停止に備えて、生活維持に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、非常用自家発電機等の防災資器材の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、施設利用者の避難確保計画をはじめ、予め施設職員の任務分担や動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

また、日頃から近隣住民や地域（自主）防災組織等とのつながりを深め、利用者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりに努める。

なお、水防法第15条に基づく浸水想定区域内の要配慮者施設については、避難確保計画を作成する。

(3) 防災学習・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や利用者等が、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるため、定期的に防災学習を実施する。

また、施設の職員や利用者等が災害時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や利用者等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

なお、水防法第15条に基づく浸水想定区域内の要配慮者施設については、避難確保計画に基づく避難訓練を実施する。

3 在宅避難をしている要配慮者に対する支援（被災生活支援本部）

市川健康福祉センター（保健所）、社会福祉法人市川市社会福祉協議会等の関係機関と連携を図り、在宅避難又は応急仮設住宅で生活を送る要配慮者に対して、健康相談や生活支援を行う。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備等について、日頃から主治医や関連施設等と相談するよう周知する。

4 子どもや女性等の要配慮者への配慮（被災生活支援本部）

子どもの安全を確保するため、保育園、幼稚園、小学校等において、保護者が迎えに来るまでの間、子どもを預かり、保護者に子どもの安否を迅速に連絡する体制の整備を進めていく。

また、女性に対する配慮として、生活必需品等の提供方法、避難所や帰宅困難者の休憩施設における空間の分離、相談体制の整備、託老・託児システムの設立、防犯対策等を検討していく。

5 外国人等の要配慮者への対策（被災生活支援本部）

日本語を十分に理解できない外国人（訪日外国人旅行者含む。）に対し、災害時における安否確認や避難誘導等が円滑に行われるよう以下の対策を講じる。

- ①多言語や「やさしい日本語」による広報活動の充実
- ②図等を多用した避難案内板の整備
- ③外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
- ④市川市国際交流協会等の関係団体と協力
- ⑤ボランティア等の確保

第8 帰宅困難者・滞留者対策の整備

帰宅困難者・滞留者対策は、首都直下地震により首都圏で広域的な被害が発生した場合を念頭に進められているものであるが、台風等の風水害発生時においても、帰宅困難者等が発生することが想定されるため、地震発生時に準じた対策の整備を図るものとする。

1 帰宅困難者・滞留者対策

(1) 情報収集・提供体制の構築（千葉県、災害対応事務局、被災生活支援本部）

災害時における鉄道運行状況や道路交通情報の収集伝達体制の整備を図るとともに、千葉県及び隣接市等と、鉄道・道路状況等に関する相互の情報交換体制の確立を図る。

また、帰宅困難者・滞留者が「むやみに移動を開始しない」で適時に帰宅できるよう、関係機関等と協力して災害情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況等の情報を適切なタイミングで提供する体制を構築する。

(2) 帰宅困難者支援施設の確保（千葉県、災害対応事務局、被災生活支援本部）

徒歩帰宅者に帰宅情報や一時的な休憩の場を提供するため、帰宅困難者支援施設の準備を行う。

また、幹線道路沿いに立地する事業者等に対し、徒歩帰宅者に対する情報提供や支援等の協力を依頼する。千葉県を含む九都県市では、「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」に基づき、コンビニエンスストアが帰宅困難者に飲料水、トイレ、道路情報、一時的な休憩場所の提供を行う「災害時帰宅支援ステーション」となることが計画されている。

なお、千葉県では徒歩帰宅者をガソリンスタンドで支援するため、千葉県石油商業組合と協定を締結している。

(3) 帰宅困難者・滞留者対策の充実にに向けた取組み（災害対応事務局、被災生活支援本部）

帰宅困難者・滞留者対策をより充実していくために、次の取組みを進める。

ア 東日本大震災における帰宅困難者の行動パターンやニーズの分析

東日本大震災における帰宅困難者・滞留者の歩行ルート、利用施設、公的支援に対するニーズ等に関する情報や記録を収集・分析し、対策の留意点を把握する。

イ 九都県市による広域的な対策の推進との連動

帰宅困難者等対策は、広域的に対応する必要があることから、九都県市と連動し、帰宅困難者等対策を推進する。

ウ 駅周辺帰宅困難者等対策協議会

駅周辺帰宅困難者等対策協議会において、官民で協働・連携して対策の検討を行う。

エ 帰宅困難者等に係る物資備蓄

帰宅困難者に対し、食糧等を提供するため、備蓄に努める。

2 市民、事業者、学校等への啓発

(1) 一斉帰宅の抑制（災害対応事務局、被災生活支援本部）

帰宅困難者・滞留者対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会と連携して、広報紙、本市公式Webサイト、ポスター等、様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図り、各事業所において従業員等が待機できるように、水、食糧、生活必需品等の備蓄、滞在スペースの確保を促進する。

(2) 安否確認に関する啓発（災害対応事務局、被災生活支援本部）

災害時の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（Web171）等）やSNS等、複数の安否確認手段について普及・啓発を図るとともに、企業や学校等、関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

(3) 事業者・学校等に対する啓発（災害対応事務局、被災生活支援本部）

事業者・学校等に対して、自社従業員や教職員・児童生徒等の一定期間の収容、食糧や飲料水（3日分以上、推奨1週間）、生活必需品等の備蓄、家族を含めた安否確認等の体制整備を啓発する。

また、事業者等に対し、帰宅困難者を想定した訓練の必要性を啓発するとともに、集客施設を有する事業所等に対し、来場者の一時的な滞留等を想定した備蓄を検討するようあわせて啓発する。

(4) 帰宅困難者の備え（災害対応事務局、被災生活支援本部）

市民に対して、平常時から鉄道等の途絶に備え、食糧や物資の準備等を啓発する。

第9 生活関連物資等の確保及び調達体制の整備

大規模災害時には物流・流通機能等が停止し、災害発生から3日間程度は被災地外からの支援が行き届かないことや、被災地のニーズを的確に収集することが困難となることを想定しなければならない。

その間、民間協定事業者等からの調達を中心とした物資の供給体制を整備することにより、本市域内で自立できるよう必要な飲料水や食糧等の備蓄及び調達体制の整備を図る。

1 飲料水等の確保（災害対応事務局、被災生活支援本部、千葉県企業局）

(1) 方針

断水等により飲料水等を確保できない市民等に対し、最小限必要な量の飲料水（1人1日3リットル）及び生活用水を供給できる体制を整備しているが、より円滑に飲料水及び生活用水を確保するため、新たな水の供給源と供給体制の整備を図る。

被災当日	自助努力による備蓄飲料水、学校の受水槽、耐震性貯水槽、簡易濾過したプール水等を活用した給水
2日目以降	協定事業者や協定市町村の応援による避難所等への運搬給水

(2) 身近な貯水施設等の整備

断水等の被害を受けた地区における給水体制が整うまでの水源として、各地区内に震災対策用貯水施設等（飲料水兼用型耐震性貯水槽、耐震性貯水槽付き井戸、防災用井戸、市立小中学校等の受水槽への緊急遮断弁・給水用の仮設給水栓等の設置）を整備する。

(3) 応急給水資器材の確保

断水等の被害を受けた地区に対し、浄・給水場からの運搬給水等を実施するために、応急給水資器材を必要量確保し、適切に配備する。

また、衛生面に注意を払い、資器材等の維持管理を行う。

さらに、不足する応急給水資器材の調達及び水道施設の円滑な復旧による応急給水活動の実施に向けて、今後、以下の対策についての検討を進める。

ア 復旧資器材等の備蓄

イ 水道指定工事店との協定等による協力体制の確立

(4) 市民及び地域（自主）防災組織等への指導

応急給水活動の円滑化と地域に存在する水源の効率的な活用に向けて、市民及び地域（自主）防災組織等に対し、日常からの飲料水の運搬・配分等への協力の呼び掛け等の指導に努める。

ただし、これらの水源について、衛生面に注意を払うよう促す。

(5) 応急給水計画の作成

応急給水活動について関係機関と協議の上、応急給水計画を作成する。

2 食糧の確保（災害対応事務局、各施設管理者）

(1) 方針

風水害時の食糧については、各家庭及び事業所で最低3日以上（推奨1週間）の備蓄をしていることを前提として、家屋の倒壊、流出、埋没、浸水等で自宅での炊事が不可能な市民等に対し、食糧の提供ができるよう、以下の対策について検討する。

(2) 緊急食糧の確保

安定した食糧供給の体制が整うまでの緊急食糧として、食糧の備蓄及び調達体制の整備を図る。

乳幼児の食糧については、3日分の粉乳等を備蓄として用意する。災害直後に食糧を確保できない市民等の食糧については、1日分を備蓄として用意する。

なお、緊急食糧は、小・中学校の備蓄倉庫及び防災倉庫に分散して備蓄する。

(3) 市民等への食糧備蓄の呼び掛け

平常時から、各家庭で買い置きや冷蔵庫等での貯蔵を含め3日以上（推奨1週間）の食糧、飲料水等を備蓄するようパンフレット等での啓発を行う。

(4) 炊き出し等のための準備

被災状況に応じて、市内学校給食施設において、炊き出しを行う体制を整備する。

3 生活必需品等の確保（災害対応事務局、予算・調査班）

(1) 方針

家屋の倒壊、流出、埋没、浸水等で生活必需品を失い、日常生活を営むことが困難である市民等に対して、生活必需品等が提供できるよう以下の対策を進める。

(2) 生活必需品・資器材の備蓄

生活必需品等については、家屋の倒壊等で生活必需品等を失った市民のうちの高齢者、乳幼児等の要配慮者を優先して備蓄を進めている。現在は、生活必需品・資器材（概ね1,000人分）として市立小中学校55校に備蓄し、定期的に更新している。

今後は、女性や妊産婦を含めて、要配慮者のニーズに配慮した備蓄内容に配慮していくため、要配慮者が必要とされる最小限の生活必需品について適切な施設への分散備蓄を進める。

また、避難所等における備蓄の不足時に備えて、市内14箇所に設置している防災倉庫においても、生活必需品・資器材の一部を備蓄していく。

4 食糧・生活必需品等の調達・輸送に関する協定の締結（災害対応事務局）

調達・輸送については、民間事業者との間で物資協定を締結して必要量の確保や物資の輸送力の確保を図っており、今後も、必要に応じて協定の拡充を行う。

また、物資等を迅速に供給するため、物資の管理、仕分け等の方法について、民間事業者との協定の締結を検討し、民間事業者のノウハウの活用を図る。

5 流通在庫備蓄の確保（災害対応事務局）

備蓄品の全てを市所有施設において管理することは、保管場所の確保等が困難であることから、一部を流通在庫備蓄により管理するよう努める。

6 災害対応を行う職員等の食糧の確保（被災生活支援本部、各施設管理者）

災害時には、被災した市民等ばかりではなく、災害対応を行う職員等の食糧の確保も重要な課題となることから、今後、応急対策活動の拠点となる施設への備蓄を含めて、職員等の食糧を確保する。

なお、保育園・幼稚園・福祉施設等の各施設においては、施設利用者や職員等の備蓄を行うよう努める。

7 市川市備蓄計画の策定（災害対応事務局）

自助・共助を基本に市民が日ごろから家庭内備蓄を行うように促進するとともに、「避難者」、「帰宅困難者」、「災害対応を行う本市職員」が必要とする物資について、適切な場所に適量を分散備蓄するため、適宜、「市川市備蓄計画」を見直していく。

第3節 防災意識の向上

第1 防災知識の普及

大規模災害時には本市の職員も被災し、迅速な災害対応が困難になる可能性もあるため、地域住民・事業者等による総力戦で取り組むことが必要になる。

そのため、平常時から地域住民・事業者等を対象に防災知識の普及活動を行い、その理解及び協力を得るよう努めるとともに必要な支援を行う。

1 普及の方法

印刷物、本市公式Webサイト、集会、学校教育等による防災意識の普及を図る。

2 普及の内容

自らの身を守る	地域防災力の向上	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・非常食糧、飲料水の準備 ・生活必需品等の準備 ・避難の方法と心得 ・情報入手の方法 ・災害危険箇所の把握等 	<ul style="list-style-type: none"> ・救助、救護の方法 ・自主防災活動の実施 ・防災訓練の実施、参加 ・避難所運営 ・要配慮者の支援等 	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水被害想定等の風水害等についての知識 ・交通規制 ・学校施設等の防災対策等

第2 市民・事業者の防災力強化

市民・事業者等が災害時に自分の身は自分で守る（自助）、自分たちの地域は自分たちで守る（共助）という意識をもって、初期消火、救出、被災生活や避難所運営等を協力して実施できるよう、協力体制づくりや平常時からの防災活動の支援等を行う。

1 地域の防災組織への支援（災害対応事務局、消防本部）

地域（自主）防災組織及び小学校区防災拠点協議会等に対し必要な支援を行う。

支援	内容
活動の促進	地域（自主）防災組織及び小学校区防災拠点協議会等が行う訓練・研修会、その他の活動に支援する。
地域（自主）防災組織への助成	地域（自主）防災組織の活動に必要な防災用資器材等の整備を促進するため、必要に応じて助成を行う。
小学校区防災拠点協議会の設立・活動支援	小学校区防災拠点協議会の設立を支援し、訓練や研修会等を通じ、地域の協力関係を強化していく。
地区防災計画の策定推進	小学校区防災拠点協議会ごとに地域の事情や特性に応じた自助・共助の精神に基づく地区防災計画の策定を推進する。

2 事業者の防災体制の強化（災害対応事務局、被災生活支援本部、消防本部）

風水害時、各事業者が適切に対応できるよう防災計画の充実や自衛消防組織等の活動体制を整えるよう指導を図る。

(1) 防災計画の充実

市川市震災予防条例第12条により、全ての事業者に対して防災計画を作成すること、防災上危険な施設に対してその計画を届け出ることを義務づけている。

特に防災上危険な施設については、計画に基づく訓練指導を行い、計画内容の充実を図っている。

また、消防法に基づく消防計画及び予防規程の作成義務のある事業者においては、防災計画に風水害に関する事前対策、応急対策、避難対策等の内容を盛り込むよう指導を図っている。

(2) 自衛消防組織の強化

小規模事業所等については、自主防災体制を確立するための組織づくりと併せて訓練及び講習を実施する等、指導の強化を図っている。

(3) 事業継続計画（BCP）の策定促進

中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定及び事業継続マネジメント（BCM）の取組みの促進を図る。

(4) 浸水想定区域内の地下街等・要配慮者施設への支援

水防法第15条第1項第3号に規定されている地下街等・要配慮者利用施設は、避難確保計画及び避難訓練の実施が義務付けられていることから、避難確保・浸水防止計画等の作成に関して助言を行う等、必要な支援を行う。

ア 地下街等：以下のいずれかに該当する浸水想定区域内の施設で、不特定多数の者が利用するもの

a 地下街（延べ面積が1,000㎡以上）

- b 地階を有する特定防火対象施設（地階の床面積の合計5,000㎡以上）
 - c 地下鉄駅舎
- イ 要配慮者利用施設：「市川市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」において「避難すべき区域」として定めた区域内の施設であって、以下のいずれかに該当するもの（消防法施行令別表第一（6）に該当する防火対象物）
- a 病院、診療所又は助産所（有床のものに限る。）
 - b 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障がい児・者施設等の社会福祉施設
 - c 幼稚園（幼稚園類似施設を含む。）又は特別支援学校

3 市内の大学と連携した防災講座（災害対応事務局）

(1) 市内の大学と連携した防災講座

大規模地震、津波、風水害(台風、洪水、ゲリラ豪雨)について、そのメカニズムや基礎知識・対策等の講義に関する支援を行い、災害時にリーダーシップの取れる人材育成に努める。

(2) 「いちかわTMO講座」における講座

「いちかわTMO講座」は、本市と包括協定を締結している千葉商科大学と和洋女子大学の協力により、平成20年から、本市とNPO法人いちかわライフネットワーククラブが共同で主催し、まちづくりのリーダーを養成する講座である。そのカリキュラムのひとつとして、本市が防災に関する講義を実施しており、今後も継続して、防災意識の高揚と災害時の市民対応力の向上に努める。

4 地域防災リーダーの育成（災害対応事務局、消防本部）

平常時における地域での防災に関する啓発活動や、災害時における地域での対応活動を推進するため、女性を含めた地域防災リーダーを育成に努める。

5 防災カルテの活用

地域によって起こり得る災害リスクや被害特性は異なるため、これらの特性を理解したうえで、効果的に防災・減災対策を進めていくことが重要である。そこで、小学校区ごとに作成した防災カルテを活用し、家庭や地域で効率的な対策を促進することで、地域の防災力の向上に努める。

第3 防災訓練

風水害時に、市民・事業者をはじめ、本市、各防災関係機関が的確な対応活動ができるよう、総合防災訓練及び各組織等での防災訓練を行う。

1 災害時の対応ノウハウの修得（災害対応の流れと役割の確認）

本市、市民及び事業者等は、災害時により適切な行動をとるため、本計画に基づいた防災訓練を実施し、災害時の対応を修得する。

市民、事業者等から訓練等の申請があった場合、積極的に協力するものとする。

2 地域防災計画における見直し課題の抽出

本市、市民及び防災関係機関等は、それぞれの訓練において、本計画に定められた災害対応や役割を確認して、必要に応じて課題を抽出し、適時、見直しを図るものとする。

3 総合訓練の実施

本市、市民、防災関係機関、協定締結事業者等が一体となって実施する総合防災訓練を毎年開催し、協力体制を高め、防災知識の向上、技能の修得を行う。

4 市民等への支援・指導（災害対応事務局、消防本部）

(1) 訓練の指導

市民や地域を対象とした訓練指導体制を強化する。

(2) 訓練指導用資器材の整備

消防本部及び災害対応事務局において、訓練の指導に使用する資器材を整備する。

(3) 防災訓練に伴う災害補償

市長が実施する防災訓練又は自治（町）会長が市長に届け出て実施する防災訓練に参加した市民等が当該訓練により死傷した場合、消防団員等と同様の災害補償が受けられるものとする（市川市震災予防条例第27条第2項）。

フェーズ0
予 防

完
災

フェーズ1
参 集

フェーズ2
体制確立

フェーズ3
人命救助

フェーズ4
生活再建

フェーズ5
復興

第2章 風水害等予防計画
第3節 防災意識の向上

第3章 風水害等応急対策計画

計画の主旨

第1 目的

風水害等応急対策計画は、風水害等による被害の発生・拡大を最小限にとどめるため、必要な活動体制を確立し、関係者による対応行動の円滑な流れを形成することを目的とする。

なお、富士山噴火による降灰時及び積雪・凍結時は、それぞれ、市川市富士山噴火による降灰対応計画及び市川市除雪・凍結防止計画における対応行動を基軸とする。

第2 基本目標

大規模災害発生時には、速やかな初動と地域ごとの被害特性に応じた対応が求められており、これらを実現するため、本計画における基本目標として以下の5点を設定している。

- (1) 情報の流れを重視した対応体制を整備する。
- (2) 人命の尊重を優先した対応の流れをつくる。
- (3) 時系列での行動計画を立案する。
- (4) 本市・市民・事業者の協力体制を整備する。
- (5) 行徳地域の孤立化を想定し、東葛飾地域における自治体間の相互応援協定等、各種協定の効果的な活用等による重点的な対応を図る。

第3 計画の体系

1 マニュアルによる各職員及び関係者への徹底

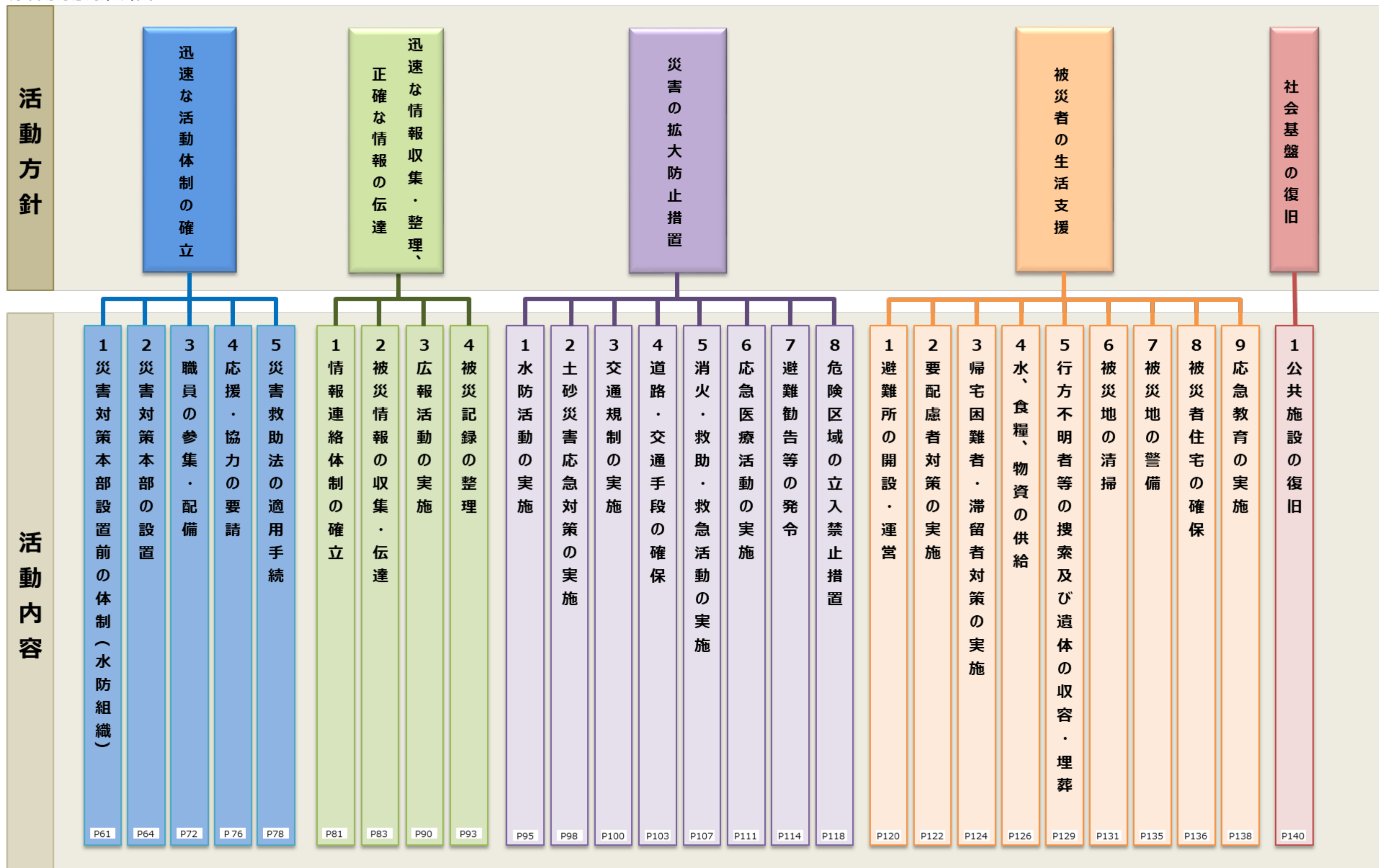
本計画は、主に大規模災害時の役割分担と対応行動の流れについて枠組みを示したものである。

実際の災害対応行動を円滑に推進するためには、各対応本部で独自に具体的な対応策を定めたマニュアルを活用する。

2 災害予防計画の達成状況に応じた見直し

「第2章 風水害等予防計画」の施策の実施に伴って、災害応急対策における取組みの可能性も拡大していくため、適時、風水害等予防計画の達成状況を確認し、その状況に応じて本計画もさらに充実した内容へと見直していく。

風水害等応急対策の体系



風水害等応急対策フロー

節	項目	頁	主な実施担当※	第1フェーズ：参集期 目安：直後～12時間後	第2フェーズ：体制確立期 目安：12時間～24時間後	第3フェーズ：人命救助期 目安：3日以内	第4フェーズ：生活再建期 目安：1週間以内	第5フェーズ：復旧期 目安：1週間以降	フェーズの凡例 (着手時間の目安)
第1節 迅速な活動体制の確立	第1 災害対策本部設置前の体制 (水防組織)	61	事消医生街行広シ渉予学	活動体制の確立					第1フェーズ (参集期)
	第2 災害対策本部の設置	64	事消医生街行広シ渉予学	災害対策本部の設置					第2フェーズ (体制確立期)
	第3 職員の参集・配備	72	事消医生街行広シ渉予学	職員の参集・配備	体制の調整・再整備				第3フェーズ (人命救助期)
	第4 応援・協力の要請	76	事消生	自衛隊・消防機関への要請	県・他自治体・協定業者への要請、対応行動の調整	ボランティアの受入れ、労務供給計画の立案			第4フェーズ (生活再建期)
	第5 災害救助法の適用手続	78	事予			緊急予算措置、災害救助法適用手続			第5フェーズ (復旧期)
第2節 迅速な情報収集・整理、正確な情報の伝達	第1 情報連絡体制の確立	81	事消医生街行広シ渉予学	情報連絡体制の確立					
	第2 被災情報の収集・伝達	83	事消医生街行広シ	警報等の伝達、被災情報の収集・伝達、本部会議の開催					
	第3 広報活動の実施	90	事消生 広 渉	被災状況等の広報、報道機関への対応、市議会への対応					
	第4 被災記録の整理	93	事消医生街行広シ渉予学			活動記録の整理、経費の集計・整理		被災記録の編集	
第3節 災害の拡大防止措置	第1 水防活動の実施	95	事消生街	安全配慮措置、水防活動の実施等					
	第2 土砂災害応急対策の実施	98	事消医生街	前兆現象の早期把握・情報伝達、土砂災害応急対策等					
	第3 交通規制の実施	100	事 街 行	道路・橋りょう等の交通規制、緊急通行車両の確認等					
	第4 道路・交通手段の確保	103	事 街 行 予	道路の啓開、緊急輸送車両・燃料等の確保					
	第5 消火・救助・救急活動の実施	107	消 医	消火活動、救助・救急活動					
	第6 応急医療活動の実施	111	消 医 街	医療活動		保健活動、防疫活動			
	第7 避難勧告等の発令	114	事 生 街 行	避難勧告等の発令					
	第8 危険区域の立入禁止措置	118	事 消 街	危険区域等の立入禁止措置、応急危険度判定					
第4節 被災者の生活支援	第1 避難所の開設・運営	120	医 生 広		避難所の開設・運営、福祉避難所への要配慮者の移送、指定避難所外に滞在する被災者への支援				
	第2 要配慮者対策の実施	122	生		避難行動要支援者の安否確認等、要配慮者対策の運営				
	第3 帰宅困難者・滞留者対策の実施	124	生 広	帰宅困難者への情報提供	一時滞在施設の開設・運営				
	第4 水、食糧、物資の供給	126	事 生 予		水、食糧、物資の供給				
	第5 行方不明者等の捜索 及び遺体の収容・埋葬	129	消 医 生		行方不明者の捜索	遺体の収容・埋葬			
	第6 被災地の清掃	131	生 街			避難所等の清掃、仮設トイレの設置・管理、し尿・ごみ・がれき等の回収・処理			
	第7 被災地の警備	135	消 生 広			被災地のパトロール、物価の安定・物資の安定供給、流言飛語の防止			
	第8 被災者住宅の確保	136	生 街 広				被災住宅の応急修理、被災住宅の方針の策定・調整等		
	第9 応急教育の実施	138	生 学	避難誘導・安否確認		応急教育の実施			
第5節 社会基盤の復旧	第1 公共施設の復旧	140	事 生 街 行				公共施設の復旧活動		

フェーズの凡例
(着手時間の目安)

- 第1フェーズ (参集期)
- 第2フェーズ (体制確立期)
- 第3フェーズ (人命救助期)
- 第4フェーズ (生活再建期)
- 第5フェーズ (復旧期)

実施担当の凡例

- 事：災害対応事務局
- 消：消防本部
- 医：医療本部
- 生：被災生活支援本部
- 街：被災市街地対応本部
- 行：行徳本部
- 広：広報・業務継続班
- シ：システム・調整班
- 渉：渉外班
- 予：予算・調査班
- 学：学校教育班

第1節 迅速な活動体制の確立

第1 災害対策本部設置前の体制（水防組織）

<基本方針>

本市は、水防法（昭和24年法律第193号）及び千葉県水防計画に基づく指定水防管理団体であることから、風水害等に対しては、市川市水防計画の定めるところにより必要な活動体制をとるとともに、水防活動を実施する。

ただし、江戸川の堤防の決壊等が発生するおそれのある場合や大規模な浸水被害等、甚大な人的被害に繋がるおそれがあり、大規模な避難が伴う場合等については、災害対策本部における全庁的な災害対応へ迅速に移行するものとする。

災害対策本部設置前における活動体制の概要については以下のとおり。

<行動計画>

1 活動体制の決定

(1) 災害対応体制協議会

災害対策本部体制発令までの水防に関する方針決定機関として、水防関係部署等の長を構成委員とする災害対応体制協議会を設置する。

ア 構成

会長	危機管理監
構成員	危機管理室長 総務部長 企画部長 財政部長 福祉部長 街づくり部長 道路交通部長 水と緑の部長 行徳支所長 消防局長
事務局	危機管理室職員

イ 業務

- ・災害対応体制（第1配備、第2配備、災害対策本部）の準備及び移行に関すること
- ・職員の動員及び必要な資器材の調達に関すること
- ・その他水防活動に関すること

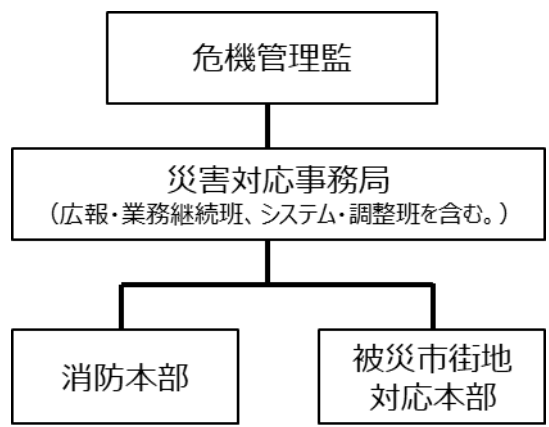
2 第1 配備体制

気象警報等が発表された場合等、危機管理監の発令に基づき、災害対応事務局、（**広報・業務継続班、システム・調整班**を含む。）、消防本部、被災市街地対応本部を設置する。

被害が拡大するおそれがある場合又は拡大した場合、災害対応体制協議会の協議に基づき、第2 配備体制又は災害対策本部体制等へ移行する。

(1) 編成

危機管理監のもと、災害対応事務局（**広報・業務継続班、システム・調整班**を含む。）、消防本部、被災市街地対応本部より編成する。



(2) 発令権者

災害対応体制協議会で協議し、危機管理監が発令する。
ただし、災害対応体制協議会を開催する時間的余裕がない場合又は夜間・休日等の閉庁間は、危機管理監が危機管理室長と協議し発令する。

(3) 災害対応体制協議会の開催基準

- ①大雨・洪水・高潮・暴風警報の何れか1つが発表された場合
- ②大雨・洪水・高潮・強風注意報の何れか1つが発表され、継続的な降雨により局所的な道路冠水、家屋の浸水又は崖崩れのおそれがある場合
- ③突発的で局地的な豪雨（ゲリラ豪雨）のおそれがある場合
- ④その他、危機管理監が必要と認めた場合

3 第2 配備体制

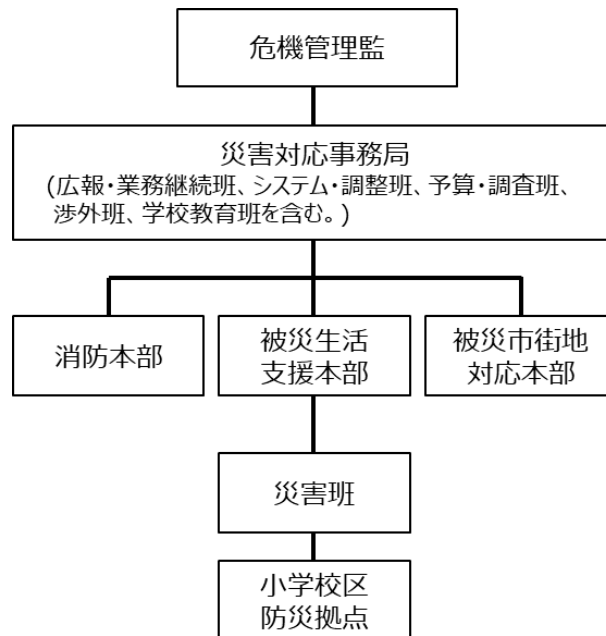
小規模な道路冠水や家屋への浸水等の被害が発生するおそれのある場合又は発生した場合、危機管理監の発令に基づき、災害対応事務局（**広報・業務継続班、システム・調整班、予算・調査班、**渉外班、学校教育班を含む。）、消防本部、被災生活支援本部（災害班、小学校区防災拠点を含む。）、被災市街地対応本部を設置する。

被害が拡大するおそれがある場合又は拡大した場合、災害対応体制協議会の協議に基づき、災害対策本部体制へ移行する。

(1) 編成

危機管理監のもと、災害対応事務局（**広報・業務継続班、システム・調整班、予算・調査班、**渉外班、学校教育班を含む。）、消防本部、被災生活支援本部（災害班、小学校区防災拠点を含む。）、被災市街地対応本部により編成する。

状況に応じて、危機管理監の指示により、応援職員をもって増強する。



(2) 発令権者

災害対応体制協議会で協議し、危機管理監が発令する。

ただし、災害対応体制協議会を開催する時間的余裕がない場合又は夜間・休日等の閉庁間は、危機管理監が危機管理室長と協議し発令する。

(3) 災害対応体制協議会の開催基準

- ①小規模な道路冠水や家屋への浸水被害のおそれがある場合又は被害が発生した場合
- ②小規模な崖くずれによる被害が発生するおそれがある場合又は被害が発生した場合
- ③第1 配備体制中に小規模な道路冠水や家屋の浸水被害が発生した場合
- ④突発的で局地的な豪雨（ゲリラ豪雨）による被害が発生するおそれがある場合又は被害が発生した場合
- ⑤その他、危機管理監が必要と判断した場合

第2 災害対策本部の設置

<基本方針>

災害対策本部設置前の体制により、水防活動を実施している場合であっても、江戸川の決壊や大規模な氾濫・高潮等により、市民の生命・身体・財産に重大な影響を及ぼすおそれがある場合や、大規模な避難行動が必要となる場合、また、降灰・降雪対応時において体制拡大が必要となる場合は、災害対策本部体制へ迅速に移行し、全庁的な災害対応を実施する。

<行動計画>

1 災害対策本部の設置基準

市長は、以下の場合には災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、仮本庁舎災害情報収集室に災害対策本部を開設し、応急対策活動を推進する。

災害対策本部の設置基準

- 風水害等による大規模な災害により、災害対策活動の推進を図る必要があると認めるとき。
- 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風雨、大雨、高潮、浸水もしくは洪水等の注意報、警報又は特別警報が発せられ本部の設置が必要と認められるとき。

風水害等による大規模な災害の目安

- 市内河川の大規模な溢水が発生し、又は発生するおそれがある場合
- 江戸川の決壊が発生し、又は発生するおそれがある場合
- 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)を発令後、さらに被害の拡大が見込まれる場合
- 災害救助法が適用される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

災害対策本部の設置場所

災害対策本部 設置場所	仮本庁舎災害情報収集室及び委員会室
代替施設（本庁舎が使用不能の場合）	生涯学習センター

2 本部－拠点体制

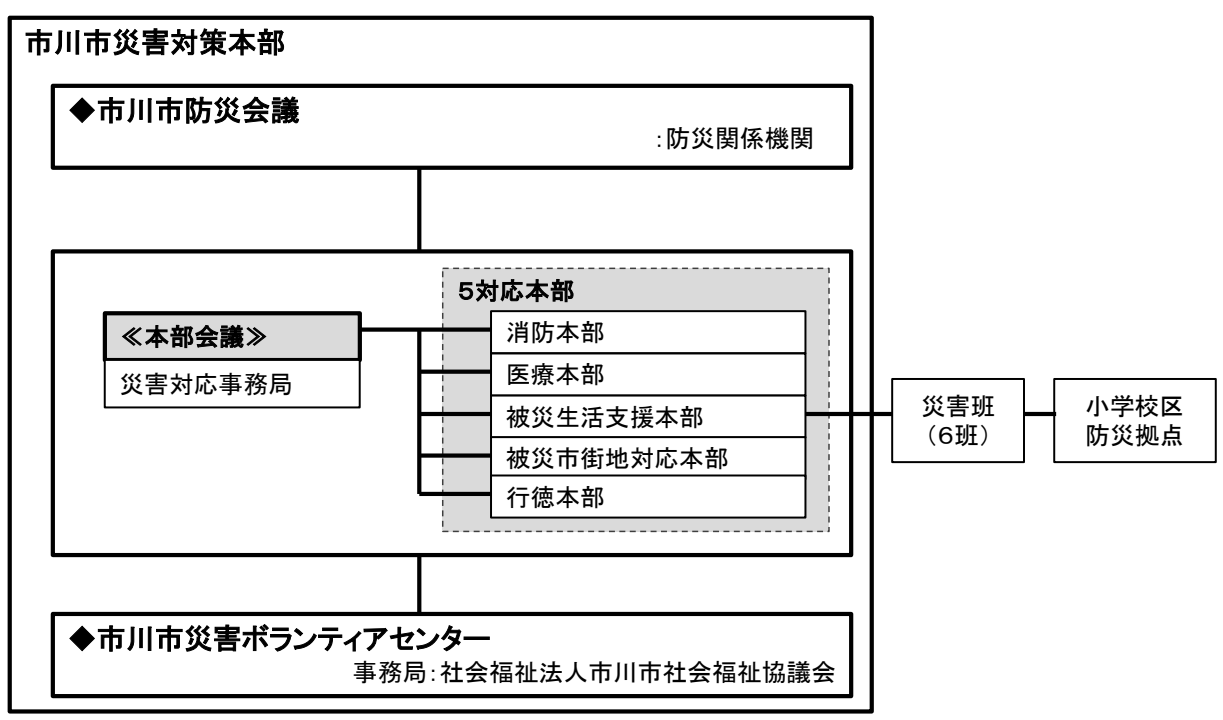
災害対策本部には、応急対策活動の意思決定機関である本部会議、調整機関である災害対応事務局を設置するほか、応急対策活動推進機関として5つの対応本部を設置する。

さらに各地域の状況に応じたきめ細かな対策の立案・実施を可能とするため、本市域を6地区に分割して各地区に災害班を置き、その下に各市立小学校に小学校区防災拠点を設置し、本市と地域が協働で応急対策活動を実施する体制とする。

また、発災初動期の円滑な対応を行うため、市内の居住者を中心に構成する「緊急初動配備職員」を指名し、それぞれの参集場所を指定する。

災害対策本部の開設場所である仮本庁舎（災害情報収集室及び委員会室）には、本部会議及び災害対応事務局を設置するものとし、各対応本部はそれぞれのマニュアルに基づいて各班を設置し、応急対策活動を実施する。

なお、災害対応にかかる各種ボランティア活動を受け入れるために、社会福祉法人市川市社会福祉協議会に災害対策本部から独立した機関として、市川市災害ボランティアセンターを設置する。



3 各対応本部・拠点の組織構成

各対応本部・拠点組織の責任者及び代理は次のとおり。

《災害対策本部長（本部会議長）》

第1順位	市長
第2順位	副市長
第3順位	教育長
第4順位	危機管理監

《各対応本部長》

	第1順位	第2順位	第3順位
消 防 本 部	消防局長	消防局次長 (総務担当)	消防局次長 (警防担当)
医 療 本 部	保健部長	保健部次長	保健医療課長
被災生活支援本部	総務部長	総務部次長	選挙管理委員会 事務局長
被災市街地対応本部	街づくり部長	道路交通部長	水と緑の部長
行 徳 本 部	行徳支所長	行徳支所次長	行徳支所総務課長

《災害対応事務局長》

	第1順位	第2順位	第3順位
災害対応事務局	危機管理室長	危機管理課長	地域防災課長

《災害班》

	第1順位	第2順位	第3順位
災害1班	文化スポーツ部長	文化スポーツ部次長	班長の指名する者
災害2班	市民部長	市民部次長	班長の指名する者
災害3班	生涯学習部長	生涯学習部次長	班長の指名する者
災害4班	こども政策部長	こども政策部次長	班長の指名する者
災害5班	経済部長	経済部次長	班長の指名する者
災害6班	行徳支所長	行徳支所次長	班長の指名する者

《各現地対応拠点の責任者》

	第1順位	第2順位	第3順位
小学校区防災拠点	リーダー	サブリーダー	参集した職員の中から互選
消 防 署 所	消防署(所)長 以下、階級に従う。		
医 療 救 護 所	医療本部のマニュアルによる。		
避難所施設	施設管理者 以下、参集した職員の中から互選		

本部会議構成員

本 部 会 議		定 位 置	
本 部	本部長	市長	
	副本部長	副市長	
	本部員	教育長 危機管理監	委員会室
		消防局長（消防本部長） 保健部長（医療本部長） 総務部長（被災生活支援本部長） 街づくり部長（被災市街地対応本部） 行徳支所長（行徳本部長）	
		企画部長 財政部長 情報政策部長 文化スポーツ部長 市民部長 経済部長 福祉部長 こども政策部長 環境部長 道路交通部長 水と緑の部長 消防団長 教育次長 生涯学習部長 学校教育部長 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 農業委員会事務局長	
危機管理室長（災害対応事務局長）			
関係機関	自衛隊 海上保安庁 千葉県警察 社会福祉法人市川市社会福祉協議会 等		

※本部会議の事務は、災害対応事務局が担当する。

本市の災害対応体制及び所掌事務

本部・拠点名		責任者	担当部局	基本的な役割・業務（所掌事務）
本部会議		①市長 ②副市長 ③副市長 ④教育長 ⑤危機管理監	●市長 ○部長以上の幹部職員	➢ 応急対策活動の意思決定機関
災害対応事務局		①危機管理室長 ②危機管理課長 ③地域防災課長	●危機管理課 ○地域防災課 ○秘書課 ○ボランティア・NPO課	➢ 災害対応事務局の庶務に関すること ➢ 災害活動方針案の作成に関すること ➢ 被害状況の分析に関すること ➢ 本部会議の運営に関すること ➢ 避難勧告等の発令準備に関すること ➢ ボランティアの受入れに関すること ➢ 応援・受援に関すること
5 対 応 本 部	消防本部	①消防局長 ②消防局次長 （総務担当） ③消防局次長 （警防担当）	●消防総務課 ○企画管理課 ○指令課 ○予防課 ○警防課 ○救急課 ○消防団	➢ 消防本部の庶務に関すること ➢ 消火、救助、救出に関すること ➢ 延焼火災時等の広域避難対策に関するこ と ➢ 行方不明者等の捜索活動の推進に関する こと ➢ 消防活動記録の収集・管理に関すること ➢ 消防計画の立案、推進、管理に関すること
	医療本部	①保健部長 ②保健部次長 ③保健医療課長	●保健部	➢ 医療本部の庶務に関すること ➢ 応急医療活動、保健活動、防疫活動に関 すること ➢ 医療救護所における応急医療活動体制の 整備、保健・防疫活動の実施に関するこ と ➢ 遺体の処理、埋葬に関すること

本部・拠点名	責任者	担当部局	基本的な役割・業務（所掌事務）	
5 対 応 本 部	被災生活支援本部	<ul style="list-style-type: none"> ●総務部 ○企画部 ○文化スポーツ部 ○市民部 ○経済部 ○福祉部 ○こども政策部 ○環境部 ○選挙管理委員会事務局 ○生涯学習部 ○農業委員会事務局 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 被災生活支援本部の庶務に関する事 ▶ 災害対策本部指揮所内の各係（市民からの要望受付等）に関する事 ▶ 災害班の運営支援に関する事 ▶ 小学校区防災拠点の運営支援に関する事 ▶ 避難所の開設・管理に関する事 ▶ 労務供給に関する事 ▶ 救援物資の供給に関する事 ▶ 要配慮者への支援に関する事 ▶ 生活再建支援に関する事 ▶ 公共施設等の利用調整・管理に関する事 ▶ 応急仮設住宅の入居斡旋に関する事 ▶ 帰宅困難者の支援に関する事 ▶ ペット対策に関する事 	
	被災市街地対応本部	<ul style="list-style-type: none"> ①街づくり部長 ②道路交通部長 ③水と緑の部長 	<ul style="list-style-type: none"> ●街づくり部 ○道路交通部 ○水と緑の部 ○環境部 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 被災市街地対応本部の庶務に関する事 ▶ 被災した市街地における危険防災対策、道路・拠点施設等の応急確保に関する事 ▶ 応急危険度判定本部の開設・運営に関する事 ▶ 土砂災害への対応に関する事 ▶ 道路規制に関する事 ▶ 倒木の処理に関する事 ▶ 排水施設等の運転管理及び排水活動に関する事 ▶ 住宅再建施設（都市復興）方針の策定に関する事 ▶ 防疫活動、消毒の実施に関する事 ▶ 清掃に関する事 ※り災証明書発行のための住家認定調査の計画・実施への協力
	行徳本部	<ul style="list-style-type: none"> ①行徳支所長 ②行徳支所次長 ③支所総務課長 	<ul style="list-style-type: none"> ●行徳支所 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 行徳地域の孤立化等の問題に備えた、行徳地域の実情に応じた応急対策の立案・推進に関する事 ▶ 港湾の被災状況の調査、把握に関する事 ▶ 東京湾沿岸部の高潮に関する巡回警戒に関する事 ▶ 災害6班の運営に関する事

本部・拠点名	責任者	担当部局	基本的な役割・業務（所掌事務）	
本部長直轄班	広報・業務継続班	● 広報広聴課 ○ 行政経営課 ○ 情報政策課	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 記者発表・取材対応・報道機関への広報依頼に関する事 ▶ 災害ポータルページの更新に関する事 ▶ メール情報配信サービス、緊急速報メールの配信に関する事 ▶ 広報車・広報紙等による市民への広報に関する事 ▶ 業務継続に関する事 	
	システム・調整班	● 情報政策部	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 応急対策活動に係る情報システムの維持管理に関する事 ▶ 災害情報のモニタリング・分析に関する事 ▶ 災害対応事務局との総合調整・支援に関する事 	
	予算・調査班	● 財政部 ○ 監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 緊急予算措置に関する事 ▶ 庁舎管理に関する事 ▶ 車両の調整、配備に関する事 ▶ 物資管理に関する事 ▶ 防災証明書発行に関する事 	
	渉外班	● 議会事務局	▶ 市議会対応に関する事	
	学校教育班	● 学校教育部	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 学校（園）への必要な指示に関する事 ▶ 疎開している児童・生徒等への対応に関する事 ▶ 学用品の調達、供給に関する事 ▶ 応急教育体制の整備に関する事 	
現地对応拠点等	災害班	災害1班	● 文化振興課 ○ スポーツ課 ○ 東山魁夷記念館 ○ 市川駅行政サービスセンター	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 管轄地域全体の被害情報の収集に関する事 ▶ 被災生活支援本部への状況報告に関する事 ▶ 管轄する小学校区防災拠点からの情報集約・指示に関する事 ▶ 管轄する小学校区防災拠点の管理、支援
		災害2班	● 地域振興課 ○ 大柏出張所 ○ 会計課	
		災害3班	● 教育総務課 ○ 教育施設課 ○ 社会教育課	
		災害4班	● 子育て支援課 ○ こども福祉課 ○ こども施設入園課	
		災害5班	● 観光プロモーション課 ○ 農業振興課 ○ 中央図書館	

本部・拠点名		責任者	担当部局	基本的な役割・業務（所掌事務）
現 地 対 応 拠 点 等	災 害 班 6 班	※行徳本部で対応	○行徳支所の全課	▶ 前頁と同様
	小学校区 防災拠点	①リーダー ②サブリーダー	○緊急初動配備職員の内、小学校区拠点要員として指名された職員及び被災生活支援本部からの派遣職員	▶ 地区の情報収集・発信、災对本部との連絡 ▶ 避難所開設・運営支援 ▶ 物資の供給等被災生活の支援 ▶ 地域への広報活動
	消防署所	階級に従う	○消防署所	▶ 担当区域における出火状況の確認、消火救出活動を行うほか、延焼火災時には、消防本部の指揮に従い、延焼阻止活動、広域避難誘導を行う。
	消防団詰所	階級に従う	○消防団	▶ 初期消火・救出活動及び市民活動の指導・支援並びに消防署所による消火・救出活動等に協力する。 ▶ 水、食糧・物資の緊急輸送活動等への支援活動を行う。
	医療救護所	一般社団法人市川市医師会が指名	○保健部	▶ 必要に応じて、指定する施設において開設する。 ▶ 初期の応急医療活動を実施する。
	避難所等	施設管理者から互選	○避難所の管理者	▶ 住宅の被災等により自宅での生活が困難な者が避難生活を送る施設 ▶ 災害状況に応じて、被災生活支援本部の指示により、避難所、福祉避難所、遺体安置所、応急物資の供給拠点等として開設・運営を行う。
市川市災害ボランティアセンター	社会福祉法人市川市社会福祉協議会が指名	●社会福祉法人市川市社会福祉協議会	▶ 災害対策本部から独立した機関として、災害ボランティアの受入業務を行う。	

凡例

- ①：第1順位 ●：統括部局
②：第2順位 ○：担当部局
③：第3順位

4 災害対応行動計画

それぞれの時期の対応行動は、同時並行的に進められる内容であり、対応項目ごとに担当する対応本部が現地対応拠点と連携しながら実施する。

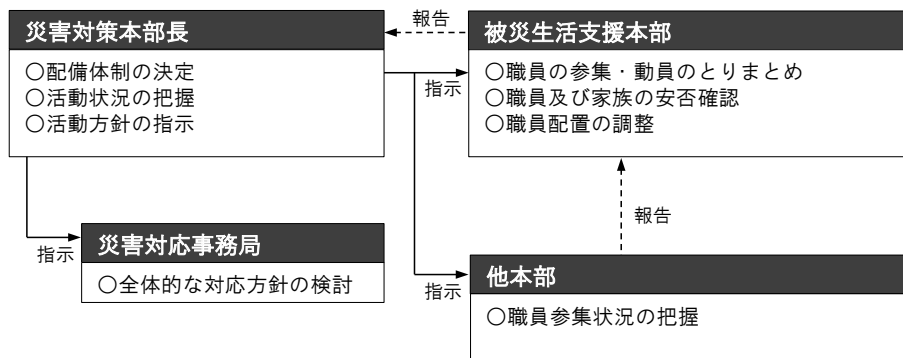
災害対応の時系列は、P58の風水害等応急対策フローに示すとおりである。なお、対応の時期については目安として示すもので、必ずしもこの時期に実施しなければならないと限ったわけではない。対応行動を実施する際には、対応の時期よりも全体の対応の流れを重視して実施することが重要である。

第3 職員の参集・配備

<基本方針>

1. 災害の状況に応じて、配備体制を迅速かつ円滑に移行する。
2. 各職員は、気象情報や災害時職員ポータルサイト等により本市の配備体制を確認し、各自あらかじめ定められた基準に基づき参集する。
3. 各地区の被災状況と対応能力との間にバランスが取れていない場合は、全体的な対応体制の調整と再整備を図る。

<体制>



<行動計画>

1 配備体制

災害の状況に応じた迅速な対応を実施するため、次のとおり職員を配備する。

配備体制	配備基準	編成
災害対策本部設置前	<p>原則、災害対応体制協議会で協議し、危機管理監が発令</p> <p>○災害対応体制協議会の開催基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨・洪水・高潮・暴風警報の何れか1つが発表された場合 ・大雨・洪水・高潮・強風注意報の何れか1つが発表され、継続的な降雨により局所的な道路冠水、家屋の浸水又は崖崩れのおそれがある場合 ・突発的で局地的な豪雨（ゲリラ豪雨）のおそれがある場合 ・その他、危機管理監が必要と認めた場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対応事務局 ○広報・業務継続班 ○システム・調整班 ○被災市街地対応本部 ○消防本部 <p>上記の所属職員で予め定められた職員</p>
	<p>原則、災害対応体制協議会で協議し、危機管理監が発令</p> <p>○災害対応体制協議会の開催基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模な道路冠水や家屋への浸水被害のおそれがある場合、又は被害が発生した場合 ・小規模な崖くずれによる被害が発生するおそれがある場合、又は被害が発生した場合 ・水防第1配備体制中に小規模な道路冠水や家屋の浸水被害が発生した場合 ・突発的で局地的な豪雨（ゲリラ豪雨）による被害が発生するおそれがある場合、又は被害が発生した場合 ・その他、危機管理監が必要と判断した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対応事務局 ○広報・業務継続班 ○システム・調整班 ○予算・調査班 ○渉外班 ○学校教育班 ○被災生活支援本部 ○被災市街地対応本部 ○消防本部 <p>上記の所属職員で予め定められた職員</p>
本部体制	<ul style="list-style-type: none"> ○市内各所で被害が発生し、更に拡大する可能性が高く被害の拡大を防止するため、人命救助及び避難等の応急対策が必要な場合 ○災害救助法による救助を受けるような被害が生じた場合 ○気象に関する特別警報が発表された場合 	<p>水防本部体制に加え</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本部会議の構成職員 ○避難場所等施設の管理者 ○参集済み部署の職員の増員

2 職員の参集・配備方法

(1) 参集・配備に関する情報の伝達

気象庁等から気象に関する注意報・警報等の発表があった場合は、以下の方法により、各職員への情報伝達を行う。各職員は、伝達された情報に基づく配備体制に応じて参集・配置を行う。

勤務時間内	危機管理室から各職員へ、庁内放送、庁内LAN、電話等を用いて、気象庁情報及び配備体制の連絡を行う。
勤務時間外	危機管理室から各関係部長へ、電話により気象情報及び配備体制の連絡を行う。危機管理室から連絡があった各関係部長は、予め定められた連絡網等により、職員に情報伝達する。

(2) 勤務時間内における参集・配備方法

勤務時間内に気象に関する警報等を確認した場合、参集対象となる職員は、できるだけ迅速に日常業務を離れ、本部・拠点へ参集し、初期対応体制の整備を図るとともに、参集対象とはならない職員についても、被災状況によっては参集が求められる可能性があるため、速やかな参集に備える。

なお、市民等の利用者が存在する施設では、避難誘導により利用者の安全を確保した上で、初期対応体制の整備を図る。

(3) 勤務時間外における参集・配備方法

勤務時間外に気象に関する警報等を確認した場合、参集対象となる職員は、定められた本部・拠点に、徒歩又は自転車あるいは状況に応じてオートバイにより直接、参集する。

参集対象とはならない職員についても、被災状況によっては参集が求められる可能性があるため、速やかな参集に備えて自宅等で待機する。

(4) 緊急初動配備職員による参集・配備方法

発災初動期の緊急参集体制であり、予め指名された緊急初動配備職員は、勤務時間内・外を問わず、気象に関する警報等を確認した場合、直ちに定められた本部・拠点等に参集し、初期対応体制の整備を図る。なお、緊急初動配備職員は、他の職員の参集状況等により順次交代し、本来の業務に移行する。

(5) 参集・配備できない場合の対応

家族の被災、交通手段の途絶等の理由により参集できない場合には、以下の情報とともに、参集できない旨を所属長又は対応本部の連絡窓口連絡するように努め、本部からの指示に従う。

- ・参集できない理由
- ・現在地の周辺の被災状況
- ・当面の行動予定

[災害対策本部体制における各職員の基本的な参集・配備場所]

① 本部会議の構成職員	仮本庁舎
② 災害対応事務局担当職員	仮本庁舎
③ 消防本部担当職員	消防庁舎
④ 医療本部担当職員	仮本庁舎
⑤ 被災生活支援本部担当職員	仮本庁舎
⑥ 被災市街地対応本部担当職員	仮本庁舎
⑦ 行徳本部担当職員	行徳支所
⑧ 災害班担当職員	各施設
⑨ 小学校区防災拠点職員	定められた小学校区防災拠点
⑩ 各公共施設の管理者	施設の被災状況確認後、定められた場所

※原則、各対応本部長及び災害班長は、各担当職員と同様の場所に参集する。

※被災状況等に応じ、適時見直しを行い、局面ごとに適正な配置を調整する。

3 体制の調整・再整備

風水害は局地的に発生する場合も多く、各地区の被災状況と対応能力との間にバランスが取れていない可能性がある。

災害対応事務局及び被災生活支援本部は、各地区の被災状況と対応状況を比較検討し、全体的な対応体制の調整と再整備を図る。

(1) 職員及び家族の安否確認（各対応本部）

- ア 各対応本部は、担当職員と家族の安否・動向確認に努め、被災生活支援本部に報告する。
- イ 安否確認は、各職員からの参集時の報告や電話等による確認等によって行う。
- ウ 被災生活支援本部は、各対応本部及び本部直轄班の参集状況を整理し、体制管理を行う。

(2) 対応状況の把握（各対応本部）

- ア 各対応本部は、担当職員及び市民等の対応状況を把握・管理する。
- イ 災害班は、地区内の施設や小学校区防災拠点等からの情報連絡に基づいて、地区ごとの職員及び市民等の対応状況を把握し、被災生活支援本部に報告する。
- ウ 被災生活支援本部は、各対応本部が把握した職員及び市民等の対応状況をとりまとめ、本市における災害対応の全体状況を把握・管理する。

(3) 職員配置等の調整（被災生活支援本部）

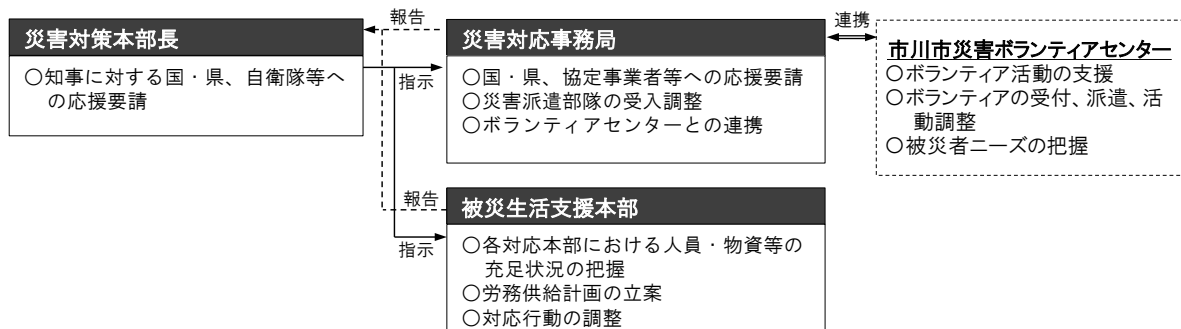
- ア 被災生活支援本部は、各対応本部からの人員派遣要請、千葉県や他市町村等からの応援職員の派遣、災害ボランティアの活動状況に応じて、各対応本部及び本部直轄班等の職員配置の調整を行う。

第4 応援・協力の要請

<基本方針>

1. 大規模災害時において、被害の規模等から自衛隊の派遣要請を迅速に判断し、必要があれば直ちに知事を通じて派遣要請を行う。
2. 被害が拡大し、本市のみでは応急対策等が困難となる場合、千葉県や他の自治体等への応援協力の要請を行うほか、労務供給計画の立案を行う。

<体制>



<行動計画>

1 他の自治体への応援要請（災害対応事務局）

- (1) 各部局等において人員が不足している場合、関係機関、団体等に対する応援要請を図る。
- (2) 要請を行う際、事前に定められた事項を、要請する機関、団体等に対し的確に伝えるよう留意する。
- (3) 物資に関する支援についても同様に要請を行う。
 - ア 国の応援を必要とするときには、市長が指定行政機関の長に対して職員派遣を要請するか、又は知事に対して指定地方行政機関の職員派遣についての斡旋を求める。
 - イ 他の市町村等の応援を必要とするときには、自治体間の協定等に基づいて、市長が他の市町村長に応援要請を行う。

2 消防機関への応援要請（消防本部）

(1) 他の消防機関への応援要請

消防本部長は、他の消防機関の応援を必要とするときには、協定先消防機関（代表消防機関）の消防長に応援要請を行う。

(2) 緊急消防援助隊の応援要請

市長は、本市及び千葉県内の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合、知事に対して緊急消防援助隊の応援が必要である旨を直ちに連絡する。

また、特に必要がある場合、知事に連絡を行った旨を本市の被災状況と併せて、消防庁長官に直ちに連絡する。

3 自衛隊の派遣要請（災害対応事務局）

自衛隊の災害派遣を必要とするときには、市長が知事に対して災害派遣要請を行う。

なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合には、直接、陸上自衛隊需品学校長に通知する。災害派遣部隊の撤収は、知事、市長、派遣部隊の長が協議の上行う。

4 応援協定等に基づく応援・支援要請（災害対応事務局）

応援協定、支援協定に基づいて民間事業者等に応援・支援を要請するときには、個々の協定の定めに従うが、要請手続は災害対応事務局において行う。

- (1) 応援要請を行う場合には、応援を受ける担当本部が受入体制を整備する。また、他市町村等から応援を受けた場合には、その活動の指揮命令は担当本部が行う。
- (2) 原則として、本市が経費を負担するが、協定に定められている場合には、その定めに従う。

5 ボランティアの受入れ（市川市災害ボランティアセンター、災害対応事務局）

- (1) ボランティアの受入れについては、市川市社会福祉協議会を中心に、市川市災害ボランティアセンターを設立して行うものとする。なお、市川市災害ボランティアセンターが開設されるまでは、災害対応事務局が災害ボランティア窓口を設置し、受付を行う。

市川市災害ボランティアセンターの設立後、災害対応事務局は、対応職員を派遣し、活動を支援する。

- (2) ボランティアの派遣・活動調整は、市内ボランティア団体の判断によって、市川市災害ボランティアセンターが実施する。ただし、各種専門ボランティアは、それぞれの活動を担当する対応本部が実施する。

6 労務供給計画の立案（被災生活支援本部）

被災生活支援本部は、人員が不足している場合、労務者等の雇用・供給に関する計画を立案し、公共職業安定所に対して、求人申込みを行う。

7 対応行動の調整（災害対応事務局、被災生活支援本部）

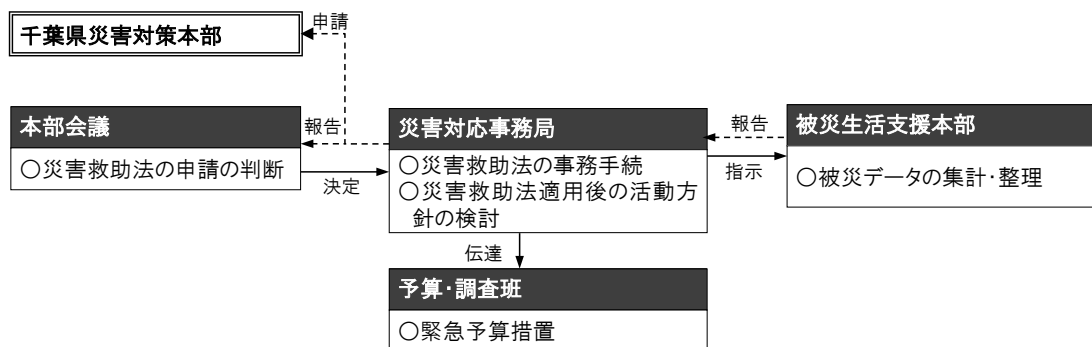
- (1) 災害対応行動に関して、各部門や関係機関との活動調整・管理等の全体調整は、災害対応事務局及び被災生活支援本部が実施するものとする。
- (2) 各地区における小学校区防災拠点や関係機関との活動調整・管理等、地区ごとの調整については、各災害班が実施するものとする。

第5 災害救助法の適用手続

<基本方針>

1. 発災直後の緊急的な対策に備え、予算・調査班は、当面の応急対策活動費について緊急予算措置を行い、各対応本部へ早急に通達する。
2. 被災状況の概要が明らかになった段階では、災害対応事務局は、その後の対応行動に備えて災害救助法の適用を検討し、本部会議による決定の後、必要な手続を行う。
3. 災害救助法が適用された場合には、知事が救助を実施するが、災害の事態が急迫して、知事の行う救助を待つことができないときは、市長は救助に着手する（千葉県災害救助法施行細則第5条）。
4. 災害救助法に規定された範囲内の対応で不十分な場合、別途、本市独自の対応を並行して行う。
5. 災害救助法が適用されない場合、あるいは適用されるまでの期間についても、市長の責任において、災害救助法が適用された場合に準じた対応を実施する。

<体制>



<行動計画>

1 発災直後における緊急予算措置（予算・調査班）

- (1) 初動期の応急対策活動においても、大量の資器材・物資の購入や労務確保等が必要となる。
- (2) 予算措置が早期に示されないと、必要な応急対策活動に支障をきたすため、風水害の規模や被災情報等を参考に、当面の応急対策活動費についての緊急予算措置を行い、災害対応事務局や各対応本部へ早急に通達する。

2 災害救助法の適用要否の判断（災害対応事務局）

- (1) 被災状況に応じて災害救助法適用の要否を判定し、本部会議に判断を仰ぐ。
- (2) 本部会議において災害救助法適用の要請が決定された場合、申請及びその後の手続を行う。

3 被災概況の集計・整理（災害対応事務局）

- (1) 本部会議において災害救助法適用の要請が決定された場合、千葉県災害対策本部に災害救助法適用の意向を伝え、各対応本部が集計・整理した本市の被災概況を提出する。
- (2) 千葉県災害対策本部（千葉県防災危機管理部）と連絡調整を密に行いながら、逐次、災害救助法適用に必要な被災データの取りまとめを行う。

[災害救助法の適用基準] (災害対策基本法施行令第1条第1項 解説)

災害救助法による救助は、次に掲げる基準に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに行われるものである。

- 1) 原則として同一の原因による災害であること。
- 2) 本市を単位として判定
- 3) 被害が次のいずれかに該当するものであること。
 - ① 住家を滅失した世帯の数が本市においては、150世帯以上あること（施行令第1条第1項第1号）
 - ② 千葉県の区域内の住家滅失世帯数が、2,500世帯以上であり、かつ、本市の住家滅失世帯数が75世帯以上であること（施行令第1条第1項第2号）。
 - ③ 千葉県の区域内の住家滅失世帯数が、12,000世帯以上であり、本市の区域内の住家滅失世帯数が、多数であること（施行令第1条第1項第3号前段）。
 - ④ 被害にかかった者の救助に著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること（施行令第1条第1項第3号後段）。
 - ⑤ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

※滅失の算定方法（災害救助法施行令第1条第2項）

- | | |
|------------|-----|
| イ 全壊、全焼、流失 | 1世帯 |
| ロ 半壊、半焼 | 2世帯 |
| ハ 床上浸水 | 3世帯 |

4 災害救助法適用後の活動方針（災害対応事務局）

- (1) 災害救助法の適用により、災害救助は千葉県災害対策本部長の指揮に基づいて実施されることになるが、本市における災害対応全般の第一次的な責務が市川市災害対策本部長にあることに変わりはない。
- (2) 災害救助法は、本市による災害対応活動の一部を支援するものであり、災害救助法の枠組みにとらわれずに、本部会議が示す方針に従って、必要な対策と並行して実施する。
- (3) 本部会議では、千葉県災害対策本部との対応方針に関する調整を密に行い、各職員や被災現場での対応活動に混乱が生じないよう努める。

5 災害救助法の適用手続（災害対応事務局）

(1) 本市による適用手続

- ア 被害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事（千葉県本部事務局）に報告する。
- イ 災害救助法施行細則第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、市町村長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

(2) 千葉県による適用手続

- ア 知事は、本市からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに適用を決定し、災害救助法に基づく救助の実施について、本市に指示するとともに、内閣総理大臣に通知又は報告するものとする。
- イ 災害救助法を適用したときは、速やかに告示する。

告 示

〇〇年〇月〇日の〇〇災害に関し〇月〇日から〇〇市町村の区域に災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を実施する。

〇〇年〇月〇日

千葉県知事 ○ ○ ○

「災害救助法」による救助の種類

- ・避難所の設置（本市）
- ・応急仮設住宅の供与（千葉県）
- ・炊き出しその他による食品の給与（本市）
- ・飲料水の供給（本市）
- ・被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（本市）
- ・医療（千葉県）
- ・助産（千葉県）
- ・災害にかかった者の救出（本市）
- ・災害にかかった住宅の応急修理（本市）
- ・学用品の供与（本市）
- ・埋葬（本市）
- ・死体の搜索（本市）
- ・死体の処理（千葉県）
- ・障害物の除去
- ・輸送費及び賃金職員等雇上費
- ・実費弁償

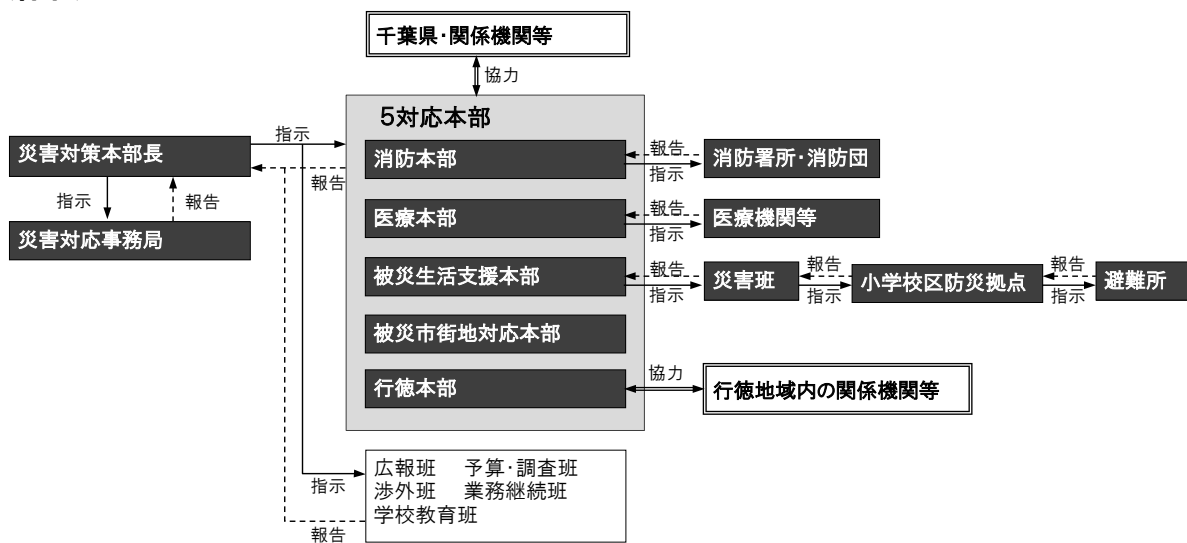
第2節 迅速な情報収集・整理、正確な情報の伝達

第1 情報連絡体制の確立

<基本方針>

1. 通信障害が発生した場合、地域防災無線（MCA無線）を有効活用する。
2. 無線通信を含め通信手段の確保が困難な場合、関係機関へ協力を求めるとともに、緊急性の高い情報を収集・伝達することが重要となる。

<体制>



<行動計画>

1 情報連絡の手段

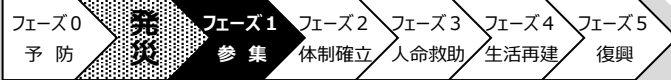
(1) 本市の情報連絡手段

各対応本部、拠点間、防災関係機関等との情報連絡は、電話回線の被災や輻輳による通信障害に備えて、地域防災無線（MCA無線）を有効活用するほか、補助的な手段として優先電話回線を用いた情報連絡を行う。

電話回線による情報通信が可能な場合、電話やFAXによる情報通信も積極的に行うとともに、災害対応の各局面に応じて、適当な情報連絡手段を確保・使用する。

ただし、防災行政無線（同報無線）は、主に市民への緊急的な情報提供に用いることとし、各対応本部・拠点間等の情報連絡手段としては使用しない。

連絡先	連絡手段	補助的な手段
災害対策本部 ⇔ 現地対応拠点	地域防災無線(MCA)	電話、FAX 等
災害対策本部・現地対応拠点 ⇔ 防災関係機関	地域防災無線(MCA)	電話、FAX 等



(2) その他の通信施設の利用

一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る。

[他機関の通信施設]

- ・千葉県無線通信施設
- ・警察通信施設
- ・国土交通省関係通信施設
- ・海上保安庁通信施設
- ・日本赤十字社通信施設
- ・東日本電信電話株式会社通信施設
- ・東京電力パワーグリッド株式会社通信施設
- ・日本放送協会千葉放送局通信施設
- ・東京瓦斯株式会社通信施設

2 職員の参集・配置時における情報連絡

各職員は、参集途上の被災状況を観察しながら参集し、所属する各対応本部を通じて、被災生活支援本部に報告を行う。参集が困難な場合や参集途上にも、状況が許す範囲で各自の行動予定と周辺状況を災害対策本部に連絡する。

[東日本電信電話株式会社による通信確保のための応急措置]

災害により通信設備に被害が生じた場合、又は異常輻輳等の事態の発生により通信の疎通が困難になったり通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおりの応急措置を行う。

- ・通信の利用制限
- ・非常電話、緊急通話の優先、確保
- ・無線設備の使用
- ・特設公衆電話の設置
- ・臨時電報、電話受付所の開設
- ・回線の応急復旧
- ・災害用伝言ダイヤル「171」の提供

3 情報連絡の体系

被災状況に関する情報や、災害対応状況に関する情報は、被災生活支援本部が各対応本部からの情報をとりまとめ、全体の災害対応行動の調整を行う。

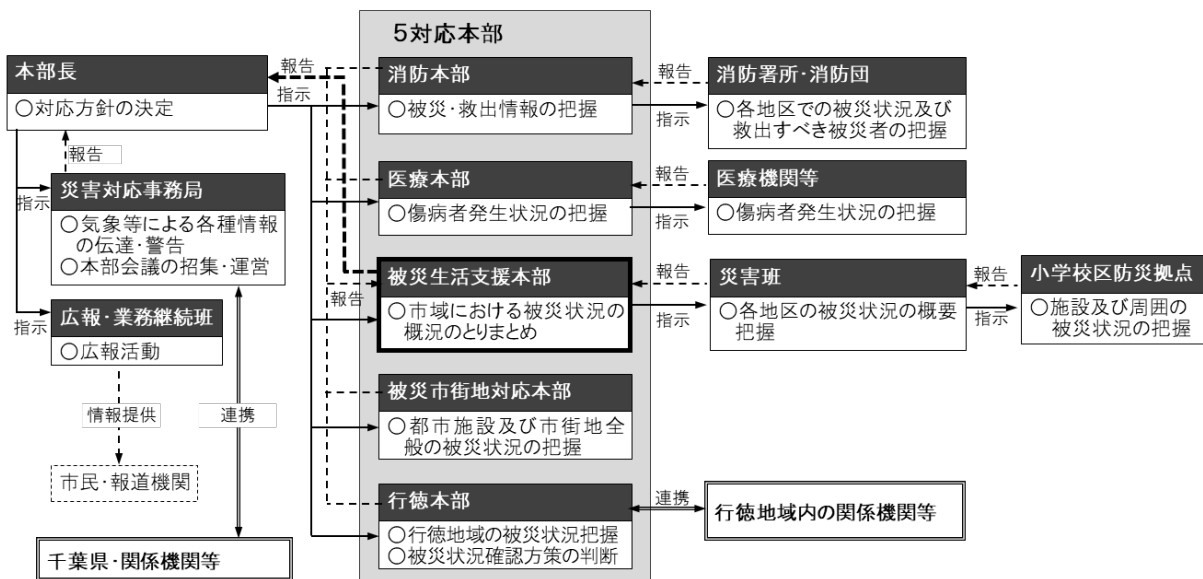


第2 被災情報の収集・伝達

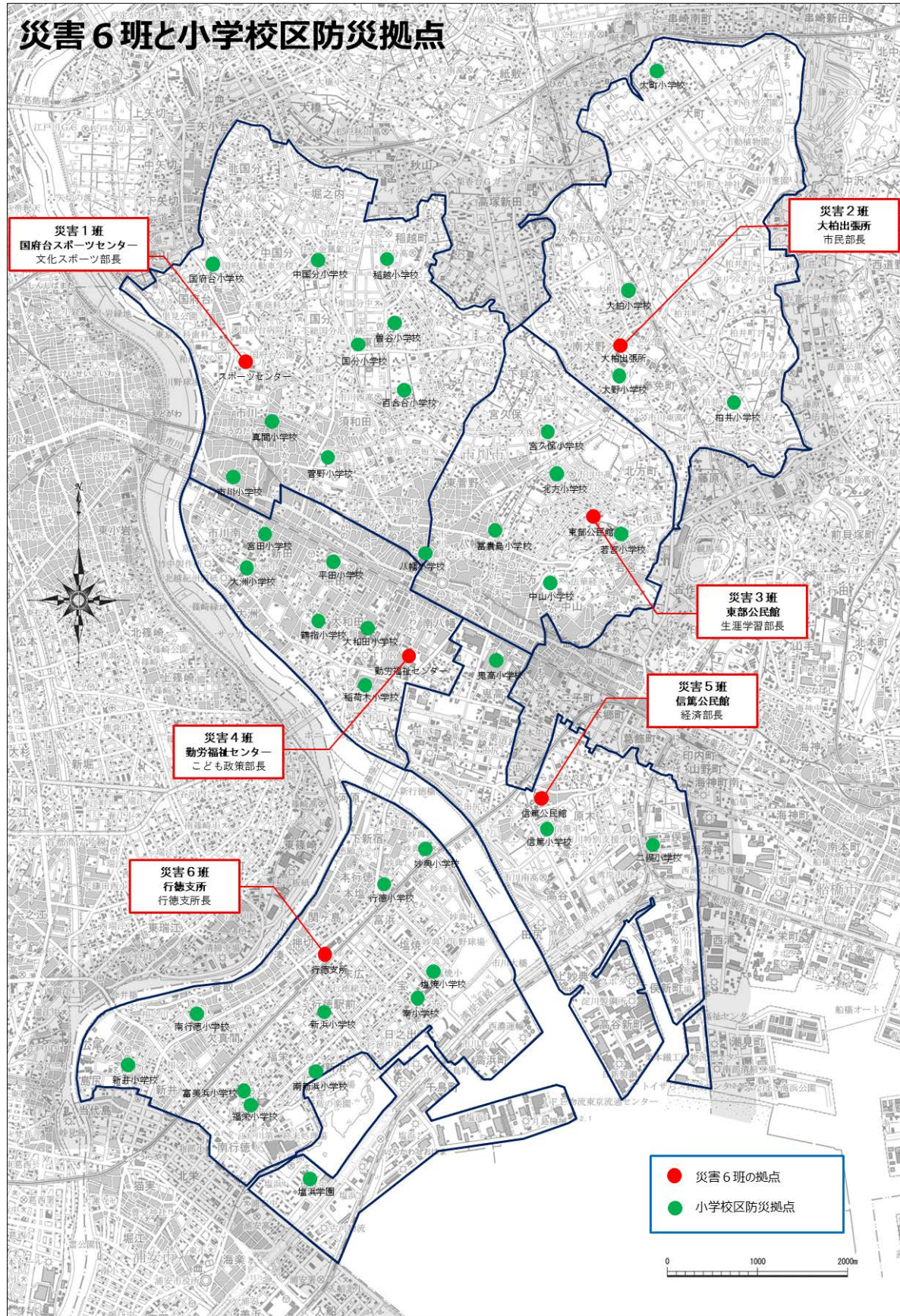
<基本方針>

1. 初動時には、「どこで、どのような対応が必要か、どのような対応を優先すべきか」を迅速に判断するため、市内各地の被災状況を概略的にでも把握することが重要である。
2. 被災生活支援本部では、小学校区防災拠点や市内各施設からの周辺状況の報告のほか、職員の派遣、防災関係機関や協定事業者、報道機関等からの情報収集等により、迅速な被災情報の収集・確認を行う。

<体制>



災害班・小学校区防災拠点配置図



<行動計画>

1 気象注意報・警報等の伝達（災害対応事務局、被災市街地対応本部）

(1) 伝達系統

次の伝達系統図については、資料編のとおりとする。

【気象予報、警報及び注意報伝達系統図】

【江戸川洪水予報伝達系統図】

【水防警報伝達系統図】

【水門等の操作に係る連絡体制図】

(2) 伝達方法

ア 災害対応事務局は、注意報・警報等を受信した場合、内容に応じて関係各課及び関係機関に伝達するとともに、庁内LAN、電子メール、電話、FAX、地域防災無線、その他の手段により、職員に周知する。

イ 勤務時間外においては、消防本部にて受信し、災害対応事務局と協議の上、関係各課に伝達する。

2 気象注意報・警報等の種類と発表基準

注意報は大雨や強風等の気象現象によって災害が発生するおそれがある場合に発表され、警報は重大な災害が発生するおそれがある場合に発表される。

(1) 注意報・警報、特別警報の種類、発表基準

気象注意報・警報、特別警報の種類と発表基準は、資料編に示すとおりとする。

(2) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼び掛ける情報で、雷注意報を補足する情報として、各地の气象台等が担当地域（概ね一つの県）を対象に発表する。

また、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表する。

なお、情報の有効期間は、発表から1時間である。

(3) 記録的短時間大雨情報

数年に1度しか起こらないような1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測した場合、記録的短時間大雨情報が発表される。

(4) 気象庁が単独で行う水防活動用警報等

水防法第10条第1項及び気象業務法第14条の2に基づく洪水又は高潮の予報、警報の種類及び警報文は資料編のとおりとする。

3 国土交通大臣及び千葉県知事が行う洪水予報・水防警報等

(1) 関東地方整備局と気象庁が共同で行う洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項に基づき、国土交通大臣が水位流量を示して、洪水の予報を行う。本市に関係する河川、はん濫後の水位情報等は、資料編のとおりとする。

(2) 国土交通大臣が行う水防警報

水防法第16条に基づき国土交通大臣が水防警報を行う。指定河川の区域、基準水位観測所、水防警報区域は、資料編のとおりとする。

(3) 千葉県知事が行う水防警報

水防法第16条に基づき、千葉県知事が水防警報を行う。指定河川、海岸の基準水位（潮位）観測

所、水防警報区域は、資料編のとおりとする。

4 水防警報の種類、内容及び発表基準

河川、高潮時、津波に関する水防警報の種類、内容及び発表基準は、資料編に示すとおりとする。

5 観測通報（被災市街地対応本部、消防本部、災害対応事務局、システム・調整班）

(1) 水位及び潮位の通報

被災市街地対応本部及び消防本部は、気象状況により、出水あるいは高潮のおそれを察知したとき、その後の水位変動を監視し、時間毎に水位及び潮位を災害対応事務局に報告する。

なお、災害対策本部体制に移行した後は、被災市街地対応本部において、水位等の観測を行い、時間毎及び必要に応じて逐次報告する

河川水位、潮位の観測地点は、市内の排水機場とし、その他の各河川及び海岸については、被災市街地対応本部の指示により、観測する。

(2) 雨量の把握

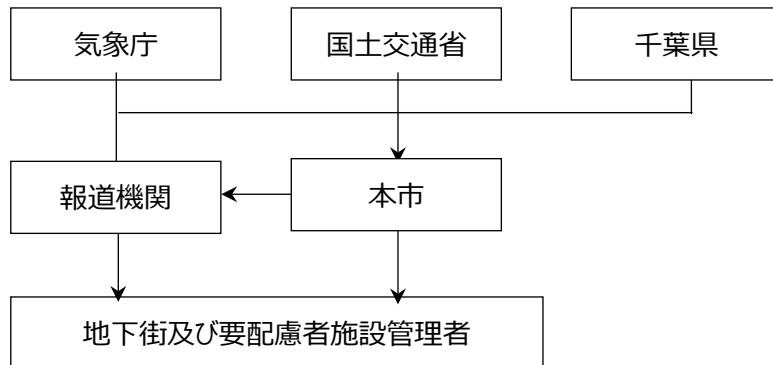
災害対応事務局及びシステム・調整班は、気象状況により相当の降雨があるものと認めるときは、千葉県葛南土木事務所及び国土交通省江戸川河川事務所と緊密な連絡をとるとともに、気象情報システムの雨量観測データ、気象業務会社の情報提供、千葉県・国がインターネットを通じて行う情報提供を活用し、雨量情報の把握に努めるものとする。

なお、市内の雨量観測所は、資料編のとおりである。

各所属長は、各々の雨量を観測し、降雨量が非常に激しくかつ後続雨量の増加が予想される場合は1時間毎に時間雨量及び総雨量、降雨の止んだ場合は総雨量を災害対応事務局に報告する。

6 地下街及び要配慮者が利用する施設への情報伝達（災害対応事務局）

洪水ハザードマップにおける浸水想定区域内の地下街及び要配慮者が利用する施設については、施設管理者が洪水時に適切な対応を取れるよう、「市川市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」等に基づき、電話・メール情報配信サービス・FAX・地域防災無線等を用いて情報の的確かつ迅速な伝達に努める。



7 被災情報等の収集・伝達（災害対応事務局、システム調整班）

災害の予兆となる警戒情報を含む被災情報等の迅速・的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。

このため、災害が発生した場合又は発生が予想される場合、千葉県及び防災関連機関は、相互に緊密に連携して、迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行うものとする。

8 被災状況の概況把握（各対応本部）

(1) 被災状況の概況把握・報告（各対応本部）

各対応本部は、以下の情報を収集し、適宜被災生活支援本部へ報告する。

各対応本部・拠点等における情報収集の内容

各対応本部・拠点等	情報収集の内容
消防本部	火災や救助・救出に関する情報、市民からの通報による被災情報
医療本部	傷病者発生状況
被災生活支援本部	避難所等の被災状況
被災市街地対応本部	都市施設及び市街地全般の被災状況
行徳本部	行徳地域の被災状況
小学校区防災拠点	各地区の被災状況の概況
災害班	各地区の被災状況の概況
消防署所・消防団	各地区の火災発生状況と救出すべき被災者の発生状況
医療救護所	各地区の傷病者発生状況
避難所	施設及び周囲の被災状況
各施設	施設及び周囲の被災状況
道路・鉄道・河川等に関する機関	それぞれが管理する施設の被災状況
警察機関	道路交通の閉塞状況
海上保安庁	海上交通の閉塞状況
協定事業者	事業所とその周囲の被災状況
千葉県災害対策本部	千葉県内の被災状況
報道機関	広域的な被災状況

(2) 被災状況の概況の集約

被災生活支援本部は、各対応本部・拠点・施設から被災情報を収集・集約し、被災規模と災害様相について、災害対応事務局に報告する。

9 本省会議及び千葉県への被災状況報告（災害対応事務局）

(1) 報告責任者の選任

次の基準により被害情報等の報告に係る責任者を定める。

区分	事務分掌	職名
総括責任者	被害情報等の報告を総括する。	災害対応事務局長
取扱責任者	部門ごとの被害情報等の報告事務を取り扱う。	各対応本部長

(2) 本省会議の開催

被害の概況が把握された段階で、災害対応事務局は、本省会議（災害対策本部開設前の場合は市長）を招集して、被災状況を報告する。

(3) 千葉県への報告

千葉県（葛南地域振興事務所又は災害対策本部事務局）に対して、千葉県防災情報システム、電話・FAX又は防災行政無線により速やかに被災状況を報告する。

千葉県に報告できない場合は国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに千葉県に報告す

る。なお、一定規模以上の災害等については、「火災・災害等即報要領」により、第1報について千葉県と併せて総務省消防庁に報告する。

(4) 市民への被災情報の提供

広報・業務継続班は、報道機関等を通じて市民に被災情報を提供する。

10 本部会議における対応方針の決定（本部会議・災害対応事務局）

本部会議は、災害対応事務局からの報告に基づいて対応方針を決定し、各対応本部に対応を指示する。

また、千葉県や防災関係機関に対して、本市の災害対応への協力を要請する。

なお、本部会議を定期的に行い、適時、応急対策活動への指示を行う。

11 被災状況の確認調査（被災生活支援本部、被災市街地対応本部、行徳本部）

(1) 本市の調査

市内又は周辺に災害が発生した場合、又は市長から指示があった場合、被災市街地対応本部及び災害班は、必要に応じて現地調査を行い、市街地や各施設の被災状況を確認する。

- ・道路・橋りょうの被災状況（被災市街地対応本部）
- ・水路・河川・堤防等の被災状況（被災市街地対応本部）
- ・斜面・擁壁の被災状況（被災市街地対応本部）
- ・避難所・拠点施設等の安全確認（被災市街地対応本部・災害班）
- ・被災宅地応急危険度判定への対応（被災市街地対応本部）
- ・下水道施設の被災状況（被災市街地対応本部）
- ・漁港・海岸施設の被災状況（行徳本部）

(2) 調査の実施及び措置

ア 被害が大規模であったり、参集困難な職員が多い等の理由で、調査を迅速に進めることが困難な場合には、二次災害防止の目的を優先し、被災生活支援本部に集められた被災情報に基づいて、優先的に確認すべき箇所や施設を絞り込んだ調査を実施する。

イ 水防法に基づく水防管理団体として、随時区域内の河川・海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは直ちに管理者に連絡して必要な措置を求める。

(3) 本部への報告

災害班は、担当地域の調査後、被災生活支援本部への報告を行う。

(4) 被害状況のとりまとめ

被災市街地対応本部は、被災状況を地図上等に整理して、被災生活支援本部を通じて災害対応事務局へ報告し、その後の対応活動に備える。

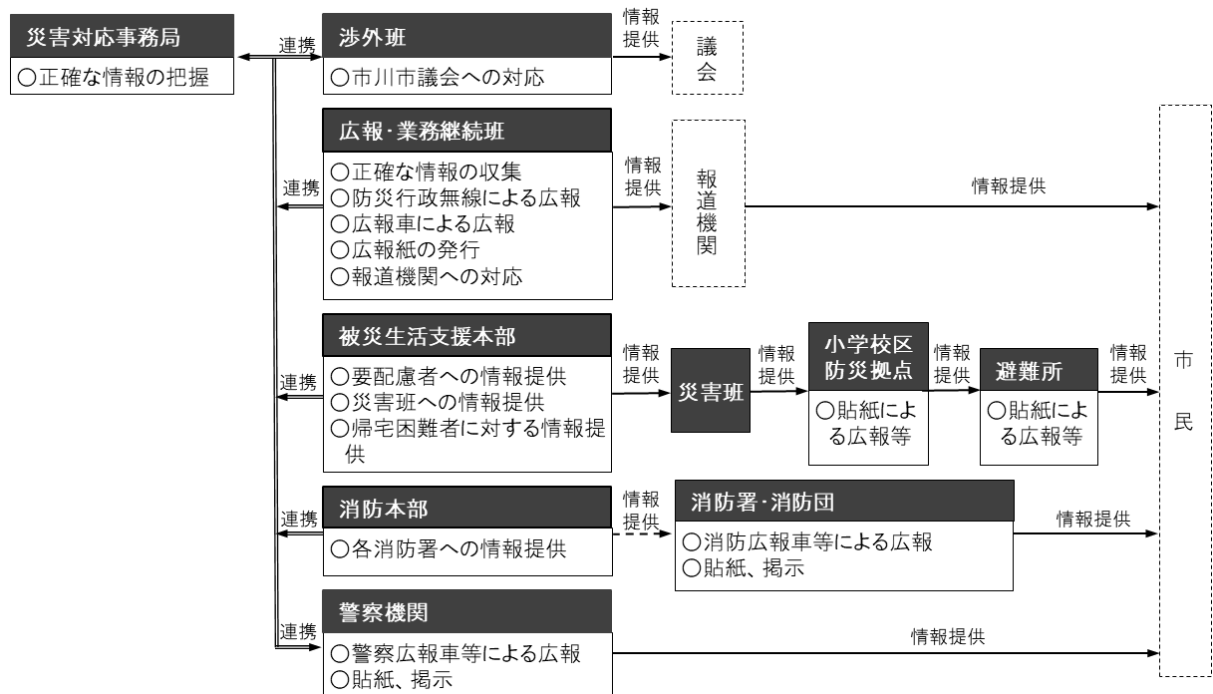


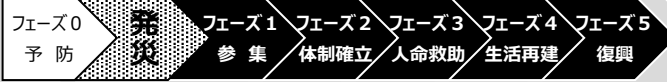
第3 広報活動の実施

<基本方針>

1. 災害時には被災地での情報収集手段は限られており、情報の混乱も発生する。
2. 市民は、被災の全体状況を把握できず、自らの身を守るためにどんな行動をとればよいのかの判断が付きにくい。
3. 各対応本部は、市民の不安感や本市の対応に対する不満感を緩和し、状況に適した対応行動を促すために、適時、市民に伝えるべき情報を整理して、災害対応事務局及び小学校区防災拠点等を通じ、きめ細かな広報活動に努める。

<体制>





<行動計画>

1 市民への広報（**広報・業務継続班**、被災生活支援本部、災害班、小学校区防災拠点）

- (1) **広報・業務継続班**は、市民に対し災害に関する正確な情報を提供し、混乱を未然に防ぐために、各対応本部及び災害班等から被災状況や対応状況に関する情報を収集し、適時、市民等に対する広報活動を実施する。
- (2) 災害班及び小学校区防災拠点は、市民の被災生活等に関する地区情報を収集・整理し、**広報・業務継続班**と連携して、各地区で独自の広報活動を実施する。
- (3) 市民に広報すべき内容と、それぞれの広報の方法は下表を基本とする。

情報内容	Web	無線	広報車	広報紙	貼紙	消防	警察	相談室	CATV FM放送	SNS
① 災害情報や気象の注警報	○	○	○						○	○
② 被災状況の概要	○	○		○	○	○	○		○	○
③ 交通規制に関する情報	○	○		○	○		○		○	○
④ 応急医療体制	○	○	○	○	○				○	○
⑤ 避難勧告等	○	○	○		○	○	○		○	○
⑥ 危険区域に関する情報	○	○	○		○	○	○		○	○
⑦ 避難場所・避難所の通知	○	○	○	○	○				○	○
⑧ 要配慮者対策に関する情報	○			○	○			○	○	○
⑨ 水、食糧・物資の供給に関する情報	○	○	○	○	○				○	○
⑩ 物資の流通等に関する情報	○		○	○	○		○	○	○	○
⑪ し尿やごみの収集に関する情報	○		○	○	○			○	○	○
⑫ 入浴施設に関する情報	○		○	○	○			○	○	○
⑬ ボランティア活動に関する情報	○			○	○			○	○	○
⑭ 動物の救護及び飼育支援に関する情報	○			○	○			○	○	○
⑮ 労務希望者の募集	○			○	○			○	○	○
⑯ 市民生活再建支援に関する情報	○			○	○			○	○	○
⑰ 被災者住宅の斡旋に関する情報	○			○	○			○	○	○
⑱ 応急教育の実施に関する情報	○			○	○			○	○	○
⑲ 公共施設の復旧見通しに関する情報	○			○	○			○	○	○
⑳ 産業復旧支援に関する情報	○			○	○			○	○	○

(注) Web ; 本市公式Webサイトによる広報
 消防 ; 消防署及び消防団による広報活動
 警察 ; 警察機関による広報活動
 貼紙 ; 避難所等における貼り紙
 CATV・FM放送 ; ジェイコム千葉、ベイエフエムによる広報
 SNS ; 本市フェイスブック、ツイッター、LINE等による広報（LINEは⑤と⑦のみ）
 無線 ; 防災行政無線（同報無線）による広報
 広報車 ; 広報車による巡回
 広報紙 ; 緊急広報紙の発行
 相談室 ; 臨時市民相談室における情報提供

- (4) 被災生活支援本部、災害班及び小学校区防災拠点では、上記の他にも市民が被災生活を送る上で必要な情報を収集・整理し、情報の内容に応じた適当な方法によって、市民へ正確な情報が迅速に届けられるよう努める。
- (5) 広報の方法については、要配慮者にも確実に伝わるよう、被災生活支援本部との連携により、情報提供手段の工夫を行うよう心がける。
- (6) 被災生活支援本部は、交通機関や道路状況についての情報を整理し、**広報・業務継続班**を通じて帰宅困難者に情報を提供する。また、帰り先の被災状況等の情報についても併せて提供できるよう努める。

2 市川市議会への対応（渉外班）

- (1) 議会による災害応急対策を支援するため、情報提供等を行う。
- (2) 議会での検討が求められる課題の整理を行い、必要に応じて議会を招集・開催する。

3 報道機関への対応（広報・業務継続班）

- (1) 報道機関への被災状況や対応方針の発表等の情報提供のため、以下の対応を実施する。
 - ・報道担当者の明示
 - ・記者会見の設定
 - ・プレス発表用資料の作成
 - ・本部室等へのマスコミの立入制限
 - ・プレス室の設置
- (2) 災害対応事務局では、必要に応じ、「災害時における放送要請等に関する協定（災害対策基本法第57条）」に基づいて、CATV・FM放送をはじめ各報道機関への放送要請を行い、市民に対しても、テレビ・ラジオ等による情報収集を呼び掛ける。

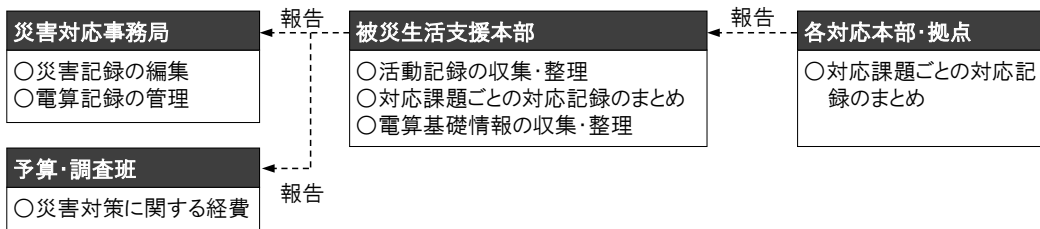


第4 被災記録の整理

<基本方針>

1. 災害対応は、同時に多くの業務を遂行するため、いつ、誰が、どのような対応を行ったのかがわからなくなりがちである。
2. その結果、災害対応組織の内部で対応行動の混乱が発生する危険性がある。
3. 各対応本部にそれぞれ記録係を置き、適時、記録をまとめる。
4. 災害対応事務局は、各記録を収集・整理し、災害対応の全体像を把握すると同時に、公式の記録として整理する。

<体制>



<行動計画>

1 各対応本部・拠点における活動記録の整理

各対応本部、各班、各拠点にそれぞれ記録係を置き、課題ごとに記録をまとめ、その後の対応行動に資するものとする。

なお、災害班は管轄する地域及び小学校区防災拠点で実施された対応の記録、小学校区防災拠点はその地区で実施された対応の記録を取りまとめる。

本部・班	記録内容
消防本部	消防署所・消防団等の活動記録
医療本部	医療救護所等の活動記録
被災生活支援本部	避難所等における被災生活支援活動の記録
被災市街地対応本部	各種施設の被災状況や被災対応措置等の記録
災害班	管轄地域の被害状況や小学校区防災拠点における対応状況等
小学校区防災拠点	各地区で実施された被災者の生活支援活動、被災市街地の管理等の活動の記録
災害対応事務局	以上の記録、関係機関等による対応活動の記録のとりまとめ

2 各対応本部・拠点間の記録の相互活用（被災生活支援本部）

- (1) 応急対策に関する各種記録を収集・管理し、各対応本部・拠点間で相互活用が図れるよう、各対応本部・拠点の照会に応じて記録を提供して、対応行動の統一性の確保と円滑化を図る。また、市民の安否や避難先等、市民にとって必要な記録については、市民による照会にも応じる。
- (2) 市民向けの記録は、災害班を通じて小学校区防災拠点等にも送付し、小学校区防災拠点による市民対応を可能にする。

3 記録整理における電算情報の活用（災害対応事務局）

各対応本部・拠点に既存の電算基礎データを提供し、対応行動における活用に協力する。

4 災害対応にかかる経理（予算・調査班）

予算・調査班は、各対応本部・拠点に対して災害対策に関する経費の報告を求め、本部会議や議会に報告できるよう集計・整理する。

5 災害記録の編集（災害対応事務局）

各対応本部・拠点で整理された全ての記録を収集・整理し、公式の記録として編集する。

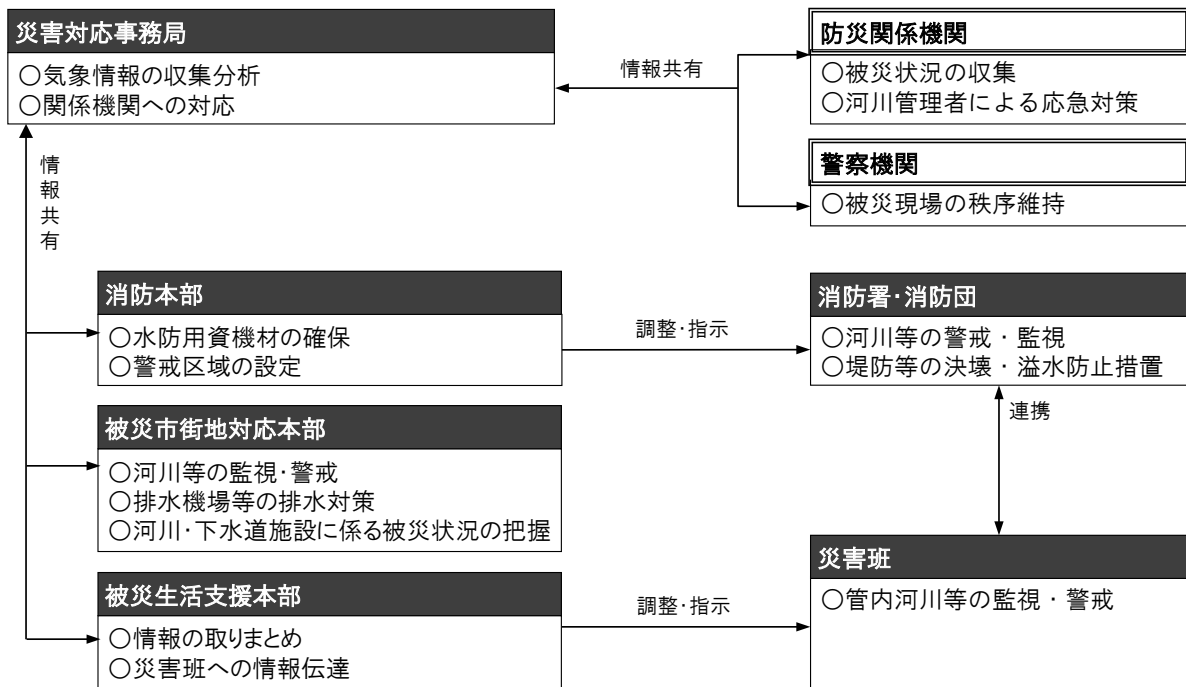
第3節 災害の拡大防止措置

第1 水防活動の実施

<基本方針>

1. 水防活動は、洪水、津波又は高潮に際し、水災を警戒及び防御し、被害の軽減を図ることを目的とするものである。
2. 本市は、水防法に基づく指定水防管理団体であることから、水防活動については、市川市水防計画の定めるところによる。

<体制>



<行動計画>

1 安全配慮措置

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施する。

—水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項—

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。

2 水防活動の実施

(1) 河川等の監視・警戒（被災市街地対応本部、災害班、消防本部）

各種の対応行動や住民の避難等をより迅速に実施するためには、危険箇所の早期発見が重要であることから、災害班は、気象の変化や時間の経過等、必要に応じて監視・警戒・パトロール等を実施する。

消防署所及び消防団は、河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに管理者に連絡して必要な措置を求める。

(2) 水防用資器材の調達及び輸送（関係部局）

災害対応事務局、被災市街地対応本部、消防本部は、平常時から水防活動に必要な資器材の確保を進めるとともに、不足する場合の調達方法や資器材の輸送手段等についても整備する。

(3) 排水機場・ポンプ場等における排水対策（被災市街地対応本部）

降雨の状況や河川の状況を常に監視し、排水機場やポンプ場等における的確な排水対策を実施する。

(4) 河川、下水道施設に係る被害状況の把握（被災市街地対応本部、災害班）

被災市街地対応本部、災害班は、監視やパトロール、又は市民からの通報等により、河川・下水道施設に係る被害状況を収集・整理し、被害の全体像を把握する。

(5) 水防作業（消防本部）

堤防の漏水や越水等、水防作業が必要と認められるときは、直ちに出勤し水防作業を実施する。

水防上緊急の必要がある場所においては、水防法第21条第1項の規定に基づき、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、又は制限し、若しくはその区域から退去を命ずることができる。

水防作業の際は、「1 安全配慮措置」に基づき、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施する。

(6) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の発令（災害対応事務局）

水害による著しい危険が予想されるときは、必要と認める区域の居住者等に対し、市長の判断を仰いだのち、避難勧告等を発令する。

避難勧告等の発令にあたっては、発令すべきタイミング等について、千葉県や指定地方行政機関等へ助言を求めることができる。

(7) 決壊等の通報及び決壊後の措置（災害対応事務局）

堤防その他の施設が決壊又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通知するとともに、できる限り被害が拡大しないよう努める。

(8) 協力応援（災害対応事務局、消防本部）

市長は、水防作業において緊急の必要があるときは、千葉県及び他の水防管理者に対し、応援を求めるものとする。

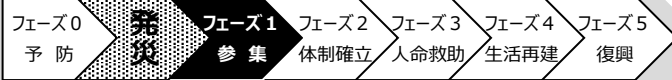
市長は、緊急の必要があるときは、現場の秩序又は保全維持のため警察署長に対し、警察官の出勤を求める。

市長又は消防局長は、水防上やむを得ない必要があるときは、水防法第24条の規定に基づき、その区域内に居住するもの又は現場にある者をして、水防に従事させることができる。

(9) 水防配備の解除（災害対応事務局）

市長は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防配備体制を解除する。

配備を解除したときは、現地指導班（葛南土木事務所）を通じ水防本部指令班（千葉県河川環境



第3章 風水害等応急対策計画
第3節 災害の拡大防止措置

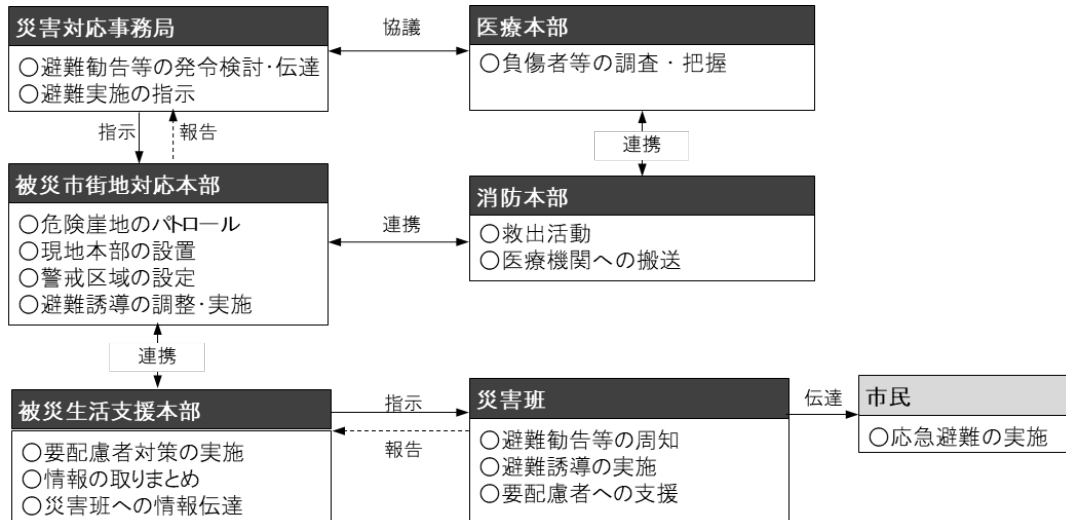
課) に報告する。

第2 土砂災害応急対策の実施

<基本方針>

1. 崖崩れ等の土砂災害から市民の生命・身体・財産を保護するためには、危険な崖地の把握はもとより、災害発生の前兆現象を早期に把握し、早めの避難を実施することが重要である。
2. 気象情報等を常時監視するとともに、必要に応じて現地のパトロールを実施する。
3. 崖崩れ等の発生が予想される場合、市民への確実な情報伝達と速やかな避難が重要であることから、迅速な情報伝達体制と避難誘導を実施する。

<体制>



<行動計画>

1 前兆現象等の早期把握（災害対応事務局、システム・調整班、被災市街地対応本部）

- (1) 災害対応事務局及びシステム・調整班は、気象情報等により、局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、必要に応じて被災市街地対応本部及び災害班へ情報提供を行う。
- (2) 被災市街地対応本部は、土砂災害の発生が予想される場合は、急傾斜地崩壊危険区域等の予め把握している危険崖地のパトロールを実施する。

2 住民等への情報伝達（災害対応事務局、被災市街地対応本部、災害班）

- (1) 被災市街地対応本部は、降雨の状況や総雨量等から土砂災害発生のおそれのある場合には、近隣住民に対し注意を喚起するとともに、災害対応事務局に報告する。
 ただし、危険が切迫している場合は、現地の判断により、直ちに避難誘導を行う。
- (2) 災害対応事務局は、報告を受けた内容をもとに市長に報告する。
- (3) 市長は、避難の必要が認められる地域の市民に対して、避難勧告等を行う。
- (4) 避難勧告等を行う場合には、以下の内容を考慮するとともに、クラックの発生や斜面からの小石の落石等、現地の状況を十分に加味した上で発令する。
 - ・現時点に至るまでの降雨の継続時間及び総雨量
 - ・今後の降雨予想

・土砂災害警戒情報発表の有無

- (5) 避難勧告等の発令にあたっては、発令すべきタイミング等について、千葉県や指定地方行政機関等へ助言を求めることができる。
- (6) 避難勧告等が行われた場合、災害対応事務局は直ちに広報車の派遣や防災行政無線（同報無線）、報道機関等を通じて市民に周知する。
- (7) 災害班は、被災生活支援本部からの指示に基づいて、対象地域の市民に避難勧告等を周知する。

3 避難所への受入れ（被災生活支援本部、災害班、小学校区防災拠点、施設管理者）

- (1) 避難又は被災した市民を予め指定している避難所に収容する。
- (2) 避難所の施設管理者は、避難所開設の指示があった場合、直ちに避難者を受け入れられるよう体制を整える。
- (3) 被災市街地対応本部は、災害班と協力して、避難誘導を実施する。

4 救出・救護対策（被災市街地対応本部、消防本部、医療本部）

- (1) 救出活動が必要な場合、被災市街地対応本部は消防本部と連携し、迅速な救出活動を実施する。
- (2) 重機等が必要な場合、協定締結事業者等に応援を要請する。
- (3) 負傷者が多数発生した場合、医療本部は、消防本部と連携し、負傷者の発生状況等を調査・把握するとともに、医療機関への迅速な搬送を実施する。

5 二次災害防止対策（被災市街地対応本部）

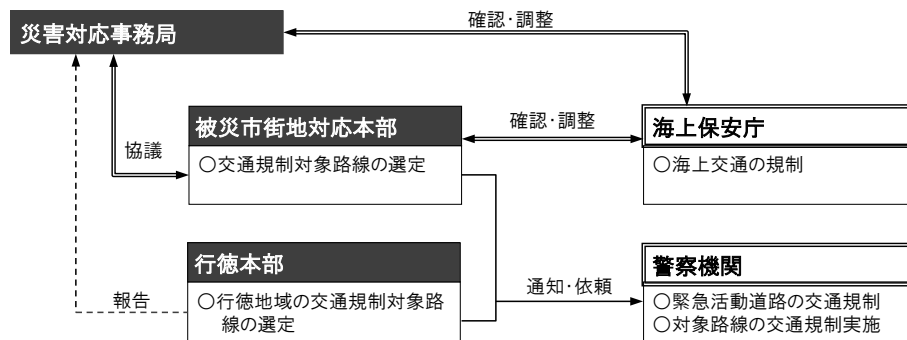
- (1) 救出活動を実施する際には、降雨等の気象状況に十分な注意を払うとともに、崩壊面及びその周辺斜面、堆積土砂等についても常時監視を行う。
- (2) 豪雨等に伴い、宅地への災害が広範囲にわたった場合には、被害の発生状況を迅速に把握するため、被災宅地危険度判定士の協力を得て調査を実施する。
- (3) 土砂災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、安全が確認されるまで周辺居住者の避難指示等を継続するとともに、警戒区域の設定や立入禁止措置等必要な措置を行う。
- (4) 応急的な安全対策措置等を実施する場合には、降雨継続時においては、十分に作業の安全性を確保した上で、崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路等の簡易な応急措置により、再崩壊の危険がなくなるまで作業を継続するものとする。

第3 交通規制の実施

<基本方針>

1. 道路冠水等により、交通に危険が認められる場合、道路管理者又は警察機関は、二次災害の発生を予防するため、当該危険箇所の交通規制を行う。
2. 水防・救出活動や避難活動等の直後対応に備えて、警察機関は必要に応じて車両交通の規制を行う。

<体制>



<行動計画>

1 交通規制（被災市街地対応本部、警察機関）

- (1) 被災市街地対応本部は、被災状況や避難活動、応急対策活動の状況を踏まえ、必要に応じて交通規制対象路線を選定し、災害対応事務局との協議により、これを確定する。
- (2) 交通規制対象路線選定の視点及び交通規制の内容は以下のとおり。
 - ・危険箇所の通行による二次災害発生の予防（全面通行禁止）
 - ・緊急活動道路の確保
 - ・大規模な避難行動を迅速に行うために必要な道路の確保
 - ・国・千葉県による規制路線との連携・調整
 - ・堤防の決壊や洪水、また内水による浸水については、予め浸水が想定される区域の道路及び橋梁を規制対象として考慮する。
- (3) 交通規制対象路線が確定した場合、その旨を警察機関に通知し、対象路線の交通規制実施を依頼する。

2 海上交通の規制（海上保安庁、災害対応事務局）

- (1) 海上保安庁は、応急対策活動における海上交通の活用には備えるために、港湾内及び航路付近の障害物の状況又は海上交通輻輳の状況に応じ、信号所又は巡視艇により海上の交通整理を実施するとともに、必要に応じて一般船舶の航行制限を実施する。
- (2) 応急対策活動において海上交通及び河川交通を活用する場合、災害対応事務局は、海上保安庁との協議により規制内容の確認・調整を行う。

3 行徳地域における交通規制（被災市街地対応本部、行徳本部、警察機関）

- (1) 行徳地域では、行徳橋・新行徳橋、国道357号市川大橋、妙典橋における緊急車両の通行確保が極めて重要な課題であるため、市内又は周辺に災害が発生し、市長からの要請があった場合には、警察機関は、行徳橋・新行徳橋、妙典橋への一般車両の進入を全面的に禁止する。併せて、市川・浦安バイパスの通行も制限する。
- (2) その他の路線の交通規制については、被災市街地対応本部に委ねることを原則とするが、被災市街地対応本部が交通規制路線の選定を行えない場合には、以下の対応とする。
 - ア 行徳本部の判断により選定し、行徳本部から被災生活支援本部への報告をもって選定とみなす。
 - イ 警察機関への交通規制対象路線の通知と、交通規制実施の依頼も行徳本部が実施する。
- (3) 江戸川の氾濫及び堤防が決壊した場合、もしくはそのおそれがある場合、早めの避難を行うために必要な行徳橋及び新行徳橋、市川大橋、妙典橋を避難用道路として規制することも考慮するとともに、ひとたび堤防が決壊した場合には、行徳橋及び新行徳橋、市川大橋、妙典橋の通行は被害を拡大させるおそれがあることから、上流における水位状況や潮位等を十分に考慮し状況に応じた規制を実施する。

4 緊急通行車両の確認等（千葉県）

(1) 緊急通行車両の確認

- ア 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策的かつ円滑な実施のために、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求められることができる。
- イ 前記の場合、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。
- ウ 車両の使用者は、交付を受けた標章を当該車両の助手席側の内側ウインドガラス上部の前面の見やすい箇所に貼付する。なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを掲示する。
- エ 届出に関する手続は、別に定める。

(2) 緊急通行車両の事前届出・確認

- ア 公安委員会は、指定行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。

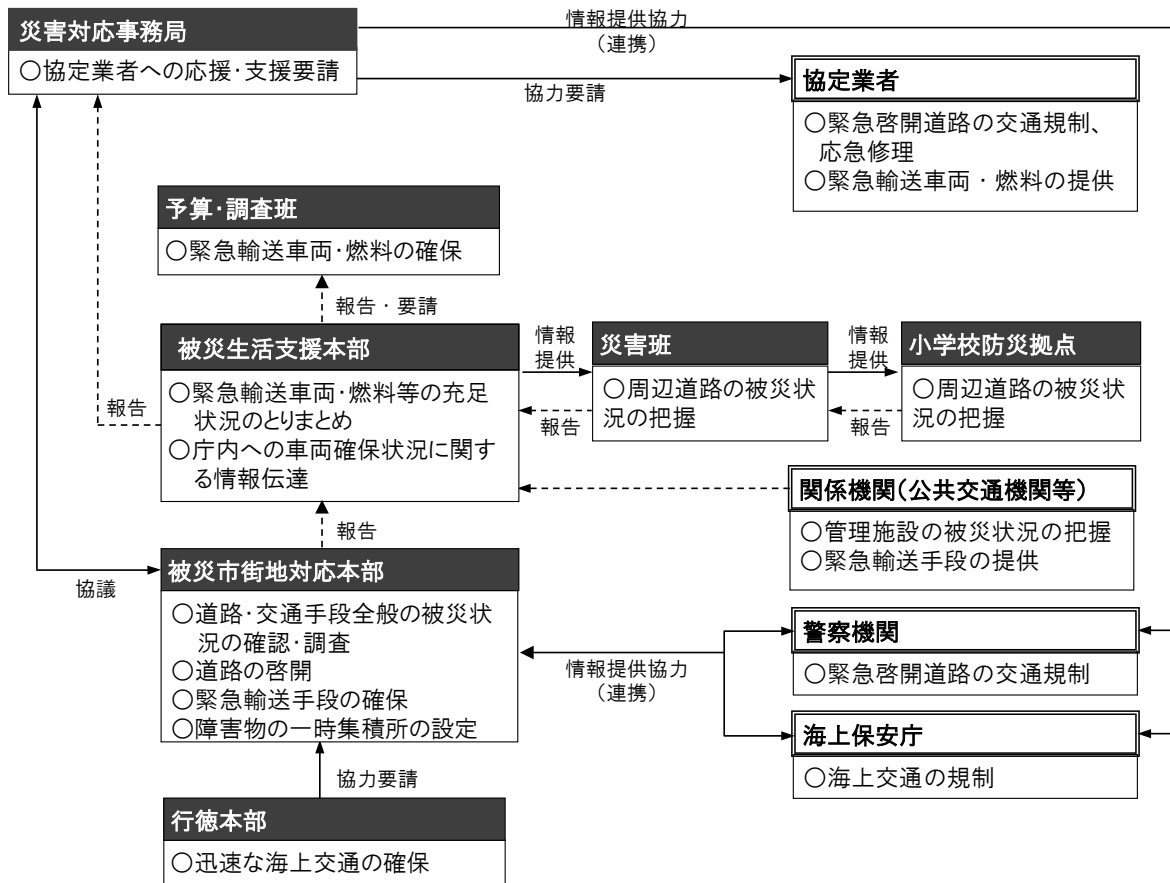
- イ 公安委員会は、緊急通行車両に該当すると認められるものに届出済証を交付する。
- ウ 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、緊急通行車両の確認を受けることができる。この場合、確認審査を省略して標章及び確認証明書を交付する。

第4 道路・交通手段の確保

<基本方針>

1. 洪水等による避難誘導を安全に行うため、安全な道路及び交通手段の確保が重要である。
2. 水防活動のほか、水・食糧・物資の運搬供給等、市民の被災生活支援のために、緊急車両の通行を確保することが必要となる。
3. 被災市街地対応本部は、市内の浸水状況や危険地域を把握し、避難路となる安全な道路の選定・確保に努める。また、緊急車両の通行を確保するため、効率的な排水作業、道路上の障害物撤去等の道路啓開、応急修理に着手し、道路交通の確保を急ぐ。
4. 道路交通だけでは十分な輸送の確保が見込めない場合、船舶やヘリコプター等代替交通手段の確保に努める。

<体制>



<行動計画>

1 道路・交通手段の被災状況の把握（被災市街地対応本部）

- (1) 市内又は周辺に災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合、直ちに、以下の優先順位により、道路・橋りょうの被災状況を確認し、被災生活支援本部に報告する。
- ア 緊急輸送道路、緊急活動道路（橋りょうを含む。）の被災状況
 - イ 斜面・擁壁の被災状況
 - ウ 河川堤防の被災状況
 - エ 一般市道（橋りょうを含む。）の被災状況
 - オ その他の道路・橋りょうの被災状況
- (2) 被害が大規模な場合、協定に基づき市内の建設業者等の協力を得る。
- (3) 関係機関への問い合わせや災害班や施設等からの報告により、道路・交通手段の被災状況を確認する。

区分	項目	関係機関
河川・港湾	管内河川の被災状況	国土交通省関東地方整備局 江戸川河川事務所江戸川河口出張所
	千葉県が管理する港湾の被災状況	葛南港湾事務所
	各企業の港湾施設の被災状況	市川共同防災センター
	南行徳漁港の被災状況	市川市漁業協同組合
道路	国道・県道の被災状況	千葉県葛南土木事務所
	京葉道路の被災状況	東日本高速道路株式会社
	首都高速湾岸線の被災状況	首都高速道路株式会社
鉄道	JR 総武線・武蔵野線・京葉線の被災状況	東日本旅客鉄道株式会社 市川駅
	京成線の被災状況	京成電鉄株式会社 市川真間駅
	東京地下鉄東西線の被災状況	東京地下鉄株式会社 行徳駅
	北総鉄道の被災状況	北総鉄道株式会社 東松戸駅
	都営地下鉄新宿線の被災状況	東京都交通局 本八幡駅
バス	京成バスの運行状況	京成バス株式会社
	京成トランジットバスの運行状況	京成トランジットバス株式会社

2 道路等の啓開（被災市街地対応本部）

- (1) 被災市街地対応本部は、災害対応事務局との協議により、道路・橋りょうの被災状況と応急対策活動状況に基づいて、緊急啓開道路を選定する。
- (2) 緊急啓開道路の選定にあたっては、以下の視点に留意し、路線の優先順位を定めて道路啓開にあたるものとする。
- ア 予め定められた緊急活動道路
 - イ 被災した緊急活動道路のう回路
 - ウ 防災倉庫等の防災資器材を備蓄してある場所に通じる道路

- (3) 障害物の除去にあたっては、被災市街地対応本部において瓦礫等の一時集積所を設定し、道路上の瓦礫等を一時的に搬入する。
- (4) 道路啓開活動は、被災市街地対応本部が協定を締結している建設業者に協力を要請して、道路上の障害物除去及び応急修理を実施する。
- (5) 警察機関による交通規制を実施して、道路交通の確保と円滑化を図る。

3 緊急通行車両の通行（被災市街地対応本部）

道路管理者は、道路上に放置車両や立ち往生車両が発生し、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法に基づき、次の事項を実施する。

(1) 緊急通行車両の通行確保のための放置車両対策

予め区間を指定して以下の対策を実施する。

なお、区間を指定する場合は、原則として千葉県公安委員会に必要事項を通知し、区間指定後は、速やかに周知を行う。

- ア 緊急通行車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令
- イ 運転者の不在時等は、道路管理者が自ら車両を移動（やむを得ない限度で破損を容認）

(2) 土地の一時使用

やむを得ない場合、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。

(3) 国・千葉県との連携・調整

災害対策基本法に基づき、国や千葉県からの指示を受けた場合、必要な措置を講ずる。
 また、必要に応じて、千葉県に対して道路啓開を要請する。

(4) 除雪・凍結防止路線

積雪による通行途絶や住宅への被害はまれであるが、異常降雪の際にも道路交通の確保を図る。

ア 実施責任者

- a 一般国道及び県道で千葉県所管にかかわる道路：葛南土木事務所
- b 市道：本市

イ 除雪区分

道路種別に対する除雪目標は以下のとおりとする。

区分	道路種別	除雪目標
第1種	一般国道	2車線以上の幅員確保を原則として、異常な降雪以外は常時交通を確保する。全幅員除雪は早期に実施する。
第2種	主要地方道	2車線の幅員確保を原則とするが状況によっては、1車線幅員で待避所を設ける。全幅員除雪は極力早期に実施する。
第3種	一般県道	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。
—	市道	道路の性格、地域及び気象条件、交通量等の条件を考慮して、第1～第3種の別を決定して行う。
—	歩道部及び歩道橋	歩道は、通学路を優先とし、除雪に努めるものとする。 なお、除雪対象の積雪量は定めないが、歩行者に危険のないよう処置するものとする。 歩道橋については、特に留意し、積雪のあった場合は、除雪に努める。

4 避難路の選定（被災市街地対応本部）

- (1) 避難勧告等の発令に備え、把握した被災状況をもとに安全な避難経路を選定し、被災生活支援本部を通じて災害対応事務局へ報告する。
- (2) 市長は、避難勧告等を発令する場合は、被災市街地対応本部等が把握した被災情報等をもとに、安全な避難誘導を災害班及び関係機関に指示する。

5 緊急輸送車両・燃料等の確保（予算・調査班）

- (1) 対応人員や応急物資等の緊急輸送に向けて、緊急輸送用の車両と燃料の確保に努める。
- (2) 確保した車両は、知事又は公安委員会に「緊急通行車両」の確認を求め、標章及び確認証明書の発行を受けておく。

6 緊急輸送手段の確保（被災市街地対応本部、関係機関）

緊急輸送は道路交通に限らず、被災市街地対応本部と災害対応事務局との協議により、鉄道輸送、水上輸送、空輸等、総合的な手段の活用を検討する。

手段	内容
水上輸送	<ul style="list-style-type: none"> ○水上輸送に活用できる河川堤防・港湾施設等については、それぞれの管理者が迅速に応急補修を行って、水上輸送に備える。 ○水上交通には、千葉県所有の船舶、海上保安庁による協力、市川市漁業協同組合との協定による協力のほか、民間による輸送も考える。 ○海上交通に関する交通規制は、海上保安庁が行う。
航空輸送	<ul style="list-style-type: none"> ○自衛隊等による空輸に備えて、市内7カ所に指定されているヘリポートの他、必要に応じて被災地内外の空地をヘリポートに指定する。
鉄道輸送	<ul style="list-style-type: none"> ○鉄道管理者との協議により、緊急輸送手段としての鉄道の活用を検討する。

7 行徳地域における緊急輸送手段の確保（行徳本部）

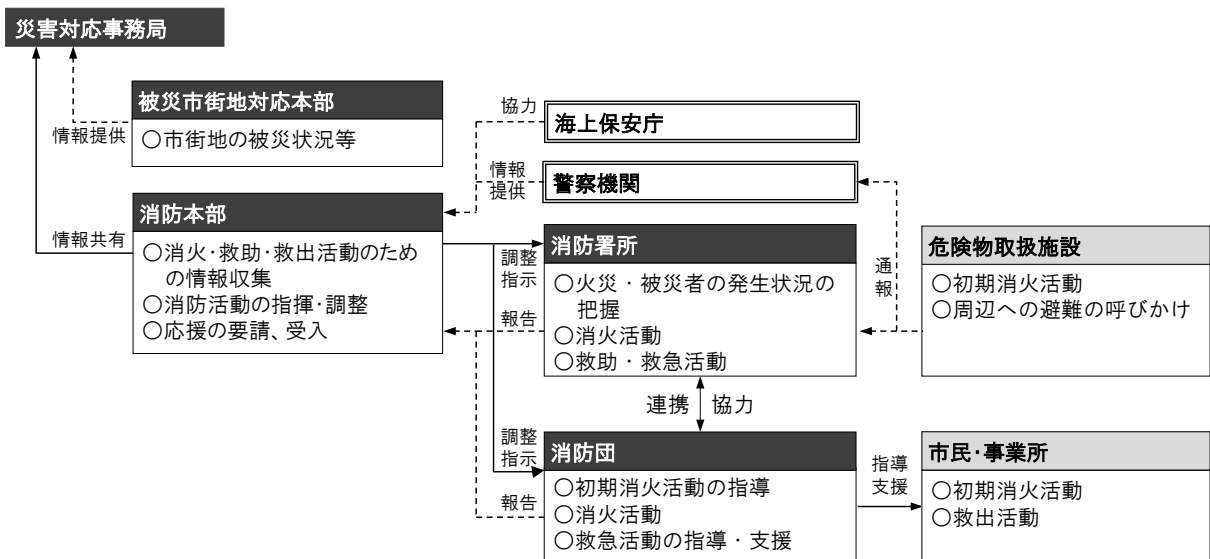
- (1) 行徳地域は河川と海に囲まれているため、地域内の道路交通の確保とともに、水上交通の確保が極めて重要である。
- (2) 行徳本部では、被災市街地対応本部による対応を待たずに、迅速な水上交通の確保を図り、必要に応じて被災市街地対応本部に協力を求める。
- (3) 江戸川の堤防の決壊や氾濫が発生した場合、行徳地域は大規模な浸水が予想され、地域内の交通は非常に困難な状況が予想されることから、特に水上輸送及び空路を利用した輸送手段の確保に努めるものとする。

第5 消火・救助・救急活動の実施

<基本方針>

1. 消防力の増強を図っているが、本市の道路事情等を考えると、火災時には市民による初期消火・救出活動が極めて重要である。
2. 自治（町）会を中心とした市民による初期消火・救出活動を体制に位置づけ、各地域の総力をあげて、延焼火災の防止と人命救助を図る。
3. 消防活動の実施にあたっては、常に安全に対する配慮と確認を行いながら任務を遂行する。

<体制>



<行動計画>

1 消火・救出活動のための情報収集（消防本部）

(1) 情報の収集

市民からの通報や高所カメラからの監視等の方法によって、速やかに市内の火災発生状況や延焼拡大の危険性、救出すべき被災者の発生状況等について把握に努める。

(2) 情報の共有化

随時、把握した情報を災害対応事務局に報告し、また、災害対応事務局で入手した情報の提供を受け、相互に情報の共有化を図る。

消火・救出活動に活用できる道路を把握するために、消防署所や消防団からの報告のほか、被災市街地対応本部や警察機関から情報提供を受け、道路の被災状況や交通状況の把握に努める。

(3) 消防署所・消防団による情報収集

消防署所及び消防団は、担当区域で発生している火災、救出活動を必要とする被災箇所を発見して消防本部へ報告するとともに、消防本部からの情報の提供に応じて出火点や被災箇所の確認を行い、担当区域における火災発生状況と救出すべき被災者の発生状況の把握に努める。

2 初期消火活動（消防団、市民、事業者）

初期消火活動は、出火が確認された場合には可能な限り迅速に行われる必要があるため、市民及び事業者の自主的な活動を基本とする。

(1) 市民及び事業者の初期消火活動

自治（町）会等を中心に、市民及び事業者は、出火の防止に努めるとともに、身近に出火を確認した場合には、速やかに消防機関への通報を行い、積極的な初期消火活動を行う。

(2) 消防団の初期消火活動

消防団は、市民及び事業者に対して出火防止活動と初期消火活動を呼び掛け、人的被害の発生が心配される火災や延焼拡大が心配される火災を優先して初期消火活動が行われるよう指導する。

(3) 危険物等を扱う事業者の初期消火活動

危険物等を扱う事業者は、火災発生のおそれがある場合、自衛消防組織による出火防止活動と初期消火活動を行うと同時に、消防機関・警察機関への通報、周辺への避難の呼掛け及び立入禁止措置を行う。

(4) 施設管理者の初期消火活動

避難所等の施設管理者は、施設からの出火防止を図り、出火が確認された場合には、施設利用者の避難誘導を行うと同時に初期消火活動に努め、火災発生の旨を消防機関に通報する。

3 消火活動（消防本部、消防団、海上保安庁）

(1) 消防本部による消火活動

ア 消防活動の方針

消防本部長は、火災の全体状況に応じて以下の方針で消防活動を指揮する。

- ・消防力に対して火災件数が少ないと判断した場合、積極的な防ぎよを行い、一挙鎮圧を図る。
- ・火災件数が消防力を上回ると判断した場合、重要かつ消防効果の大きい火災を優先的に防ぎよする。
- ・火災が随所に発生し消防個々の防ぎよでは効果を収め得ない場合、部隊を集中して人命の確保と最重要地域の確保のための防ぎよを行う。
- ・被害があまりにも甚大で消防個々の防ぎよでは全く効果がないと予想される場合、全力を尽くして避難者の避難路等の安全確保のための防ぎよを行う。
- ・耐火建築物等の火災で他への延焼の危険が少ない場合、他の延焼火災を鎮圧した後、防ぎよする。
- ・大規模工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し延焼した場合、市街地への延焼の危険のある部分のみを防ぎよし、後に他の部分を防ぎよする。

イ 消防活動の調整、指示

消防本部は、消防本部長の指揮に従って消防計画を作成し、又は修正し、消防署所・消防団等による消火活動の調整、指示を行う。

ウ 消火活動の実施

各消防署所は、担当区域での火災発生状況の確認後、消防本部が定める消防計画に基づいて、消火活動を行う。

(2) 消防団による消火活動

消防団は、消防署所の活動を補完するための消火活動を単独又は消防署所と協力して行う。

(3) 市民、事業者による消火活動

初期消火活動後も可能な限り協力して、火災の拡大を防ぐために消火活動を行う。

(4) 海上保安庁による消火活動

海上保安庁は、海上における消火活動を行うとともに、必要に応じて消防本部による消火活動に協力する。

4 救出活動（消防本部、消防団）

(1) 市民、事業者による救出活動

自治（町）会等を中心とした市民及び事業者は、相互に近隣住民の安否を確認しあい、救出すべき被災者を確認した場合には、近くに火災発生の危険性がないことを確認した上で、可能な範囲での救出活動を行う。

ア 近くで出火や火災が確認された場合には、消火活動を優先して行い、鎮火後に救出活動を行う。

イ 救出活動を行う際には、余震等により救出活動の従事者が被災してしまうことのないように注意し、危険のおそれがある場合には消防機関に通報して到着を待つ。

(2) 消防団による救出活動

消防団は、市民及び事業者による救出活動の概況を把握し、効率的な人命救助と二次災害の危険性の回避について、市民、事業者に対し、指導・支援を行う。

(3) 消防署所による救出活動

消防署所は、市民及び事業者又は消防団の求めに応じて救出活動を行う。

(4) 消防本部による救出活動

消防本部では、救出すべき被災者の発生状況に応じて部隊を適正に配置し、効率的な人命救助を行う。

5 救助救急活動

(1) 活動・出動の原則（消防本部）

救命処置を要する重症者を優先して、救助救急活動を行う。

救助救急を伴う場合は、努めて救急隊と消防隊等が連携して出動するものとし、救助を伴わない場合は、救急隊が次の優先順位により出動する。

- ①延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合、火災現場付近を優先する。
- ②延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合、多数の人命を救護することを優先する。
- ③同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合、救命効率の高い事象を優先する。
- ④傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

(2) 傷病者の救急搬送（消防本部、医療本部）

ア 救命処置を要する者を優先して、傷病者の救急搬送を行う。なお、搬送に際しては、消防署、医療救護班等の車両のほか、必要に応じ日本医科大学千葉北総病院、国保直営総合病院君津中央病院のドクターヘリコプター、千葉市消防局、自衛隊のヘリコプターにより行う。

イ 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。

(3) 傷病者多数発生時の活動（消防本部、医療本部、消防団、市民）

- ア 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に応急救護所を設置し、救助隊、医療救護班との密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。
- イ 救護能力が不足する場合は、消防団員、地域（自主）防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求める等、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

6 資器材の調達（消防本部）

装備資器材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用し、装備資器材等に不足を生じた場合は、その関係機関が保有するもの又は民間事業者からの借入等を図り、消火・救出及び救助・救急に万全を期する。

7 危険物等の対策（消防本部）

高圧ガス等の保管施設の応急措置のため、消防本部は必要に応じて保安措置等についての指導及び関係機関と応報連絡を行う。

8 応援の要請（消防本部）

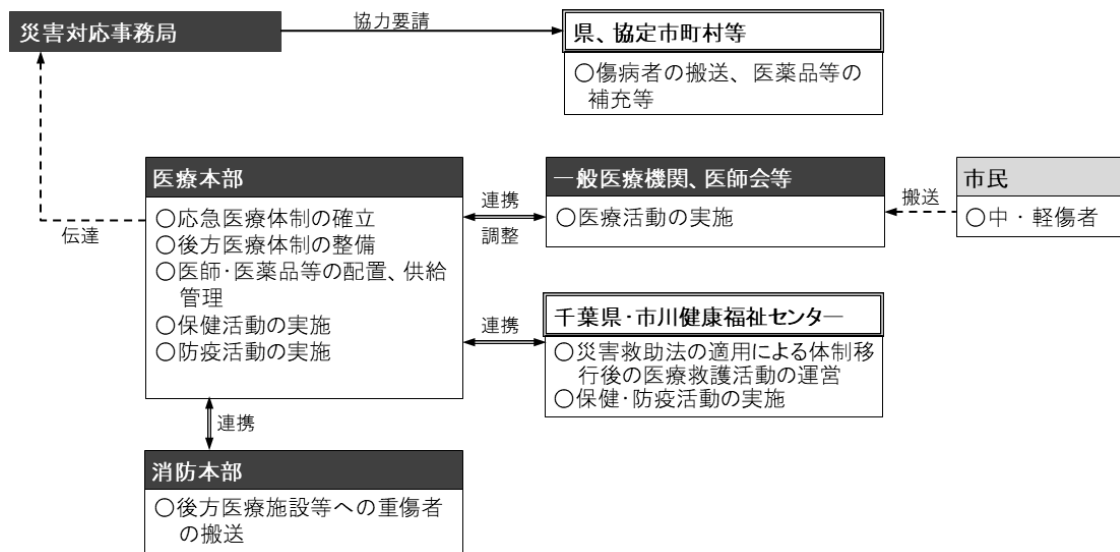
- (1) 消防本部長は、千葉県内消防機関による広域的な応援を実施する必要が生じた場合、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、迅速な消防相互応援を実施する。
- (2) これらの応援活動が円滑に行われるよう、各種会議の開催や合同訓練の実施を通じ、千葉県内消防機関相互の連携強化に努める。

第6 応急医療活動の実施

<基本方針>

1. 応急医療活動については、千葉県によって災害救助法に基づく対応計画が示されているが、応急医療へのニーズは災害発生の直後から発生し、災害救助法に基づく対応では間に合わない可能性がある。
2. 市川市災害医療コーディネーター及び市川市医師会等の協力により、災害発生直後に、本市独自の応急医療体制を立ち上げ、速やかな応急医療活動の実施を図る。

<体制>



<行動計画>

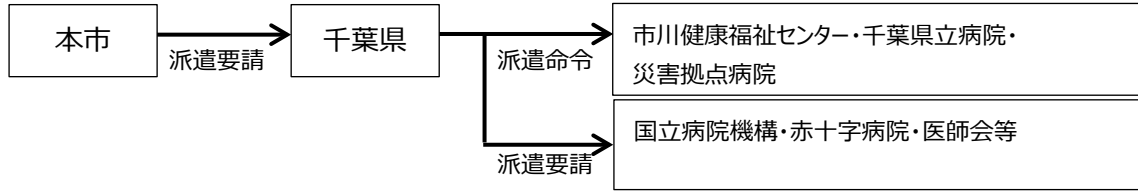
1 医療活動

(1) 応急医療体制の確立（医療本部、消防本部）

- ア 市内に災害が発生した場合には、医療本部は、以下の方法によって市内の傷病者発生状況や医療機関の被災状況を速やかに把握・推測し、応急医療体制を検討する。
- ・消防本部に対する救急出動要請状況の確認
 - ・各医療機関への問い合わせ
 - ・災害対応事務局又は災害班に対する各地区の被災概況の確認
- イ 医療本部は、医療機関の被災状況を整理し、消防本部と連携して負傷者の受入れに向けて医療体制の整備を図る。
- ウ 特に江戸川の氾濫による洪水被害が発生した場合、J R 総武線以南の地域では広範囲において医療機関が被害を受けることが考えられることから、J R 総武線以北の地域での受入体制の整備を図る。
- エ 医療本部は、医療機関の被災状況や診療の実施状況等を取りまとめ、医療機関の活動状況に基づいて、**広報・業務継続班**の協力を得ながら応急医療体制に関する市民への広報を迅速に行う。
- オ 本市の行う応急医療では処理不可能な場合、近隣市町村、千葉県、国等その他関係機関の応援を要請する。
- ・傷病者の搬送等の協力

・医薬品等の補充

応援体系



(2) 医療活動（医療本部・消防本部・関係機関）

医療救護所における負傷者のトリアージ、応急処置及び助産は「災害時等の医療救護活動についての協定書」等に基づいて、一般社団法人市川市医師会、一般社団法人市川市歯科医師会、一般社団法人市川市薬剤師会、市川浦安接骨師会の医師、歯科医師、薬剤師、接骨師からなる救護班が実施する。

- ア 医療救護所の現場責任者は本市にあるが、現場指揮は原則として医師会の医師が統括する。
- イ 医療救護所の開設担当職員は、医療本部との連絡要員として医療救護所に留まり、随時、活動状況等を報告する。
- ウ 医療救護所への負傷者の搬送は、原則として消防署所が行うが、多数の負傷者が発生した場合には、消防署所による十分な対応は困難になると予想される。
- エ この場合、応援協定等に基づき他機関の要請を図るとともに、消防署所は重傷者等を優先して搬送活動を行うものとし、中・軽傷者については、消防団や市民の協力によって行うものとする。

(3) 医薬品等の確保（医療本部）

- ア 医療救護所に必要な医薬品等は、「災害時の医療救急活動に使用する医薬品の備蓄に関する協定」に基づいて、市川市薬剤師会の薬剤師が、医薬品備蓄倉庫等から調達・運搬する。
- イ 医療本部は、医療救護所からの報告に基づいて医薬品等の使用状況を管理し、必要に応じて各医療救護所への配分を定める。
- ウ 人工透析等の特殊医療については、十分な応急給水体制が整うまでの間、医療用井戸を保有する病院を中心に実施する。

(4) 後方医療体制（消防本部）

- ア 医療救護所では対応できない重傷者については、千葉県指定の災害拠点病院をはじめ、後方医療を担当する病院で受入れを行う。各病院への重傷者の搬送は消防署所が実施する。
- イ 消防本部では、市内の大規模病院の被災状況と活動状況を確認し、医療救護所では対応できない重傷者の受入れに向けて、後方医療体制の整備を図る。

(5) 活動体制の調整（医療本部）

医療本部は、市内の応急医療活動状況と広域医療活動状況等に応じて以下の対応を図り、災害発生後3日を目標に、活動体制の整備を行う。

- ① 応急医療活動に従事する医師等の配置調整
- ② 千葉県及び協定を結ぶ市町村に対する救護班派遣要請の検討
- ③ 派遣された千葉県救護班やボランティア救護班の受入れ
- ④ 医療救護所への千葉県救護班等の配置

(6) DMATの派遣要請

市長又は消防本部長は、千葉県DMAT運営要綱第20条派遣要請の基準に該当する場合、同要綱第22条派遣要請の特例に従い、千葉県消防広域応援基本計画に定める広域応援総括機関である千葉市消防局へ、千葉県知事に対するDMATの派遣要請を依頼することができる。

2 保健活動（医療本部）

統括保健師が組織横断的な保健福祉活動チームを統制し、市川健康福祉センターと連携し、以下の保健活動を行う。

- (1) 市川市医師会の協力のもとに、巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、精神保健相談等の健康管理を行う。
- (2) 食中毒予防のため、食品衛生指導及び検査の徹底を図る。
- (3) 状況に応じて、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）を要請し、対応にあたる。

3 防疫活動（医療本部・被災市街地対応本部）

(1) 防疫活動

医療本部は千葉県健康福祉部、市川健康福祉センター及び被災市街地対応本部と連携し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、以下の防疫活動を行うとともに、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時千葉県に報告する。

- ア 感染症及び食中毒等に関する情報の収集と市民等への広報
- イ 検病検査、健康診断及び臨時予防接種の実施
- ウ 飲料水の検水及び市民等への飲料水に関する情報の広報、指導

(2) 消毒の実施

医療本部は被災市街地対応本部とともに、以下の消毒を実施する。

- ア 避難所を中心とした衛生状況の概況管理
- イ 消毒に必要な薬剤及び資器材、作業員の確保
- ウ 「災害時防疫活動協力に関する協定」を締結している業者及び「災害時における支援に関する協定」を締結している市川市農業協同組合の協力により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条に基づく消毒の実施

4 動物対策（千葉県健康福祉部）

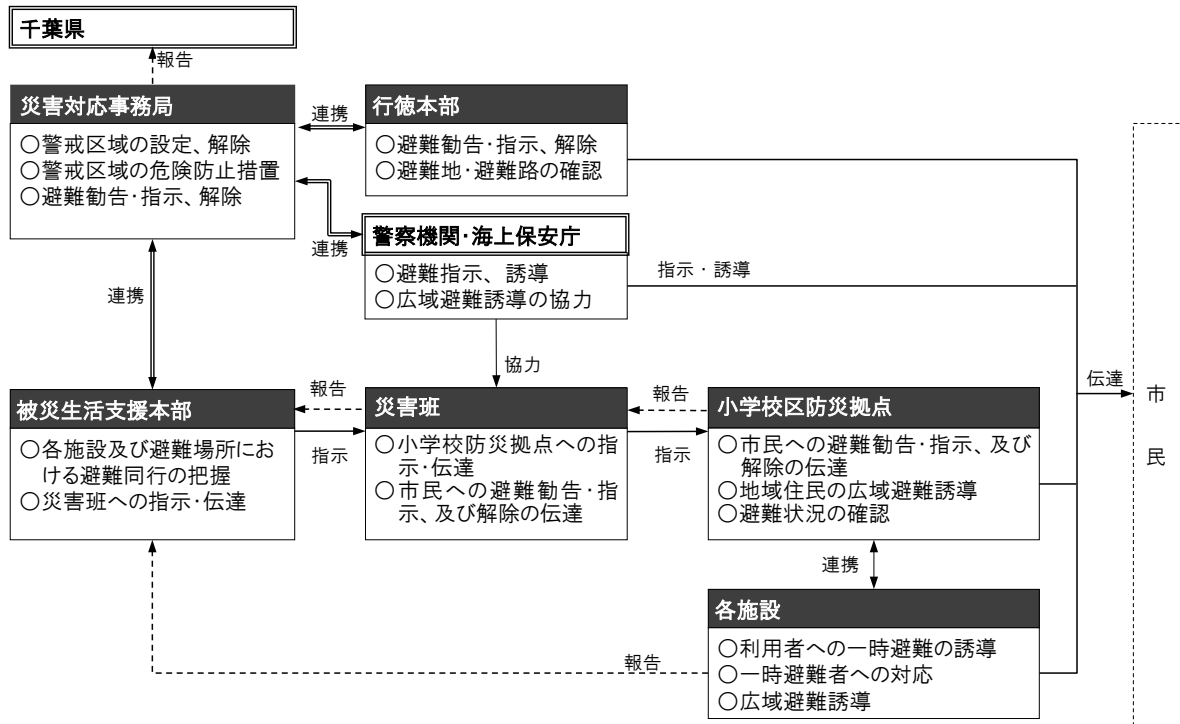
市川健康福祉センター（保健所）及び動物愛護センターは、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出した場合には、公益社団法人千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これらの動物を救助及び保護する。

第7 避難勧告等の発令

<基本方針>

1. 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、危険な地域の市民等を速やかに安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図る必要がある。
2. 周辺地域の状況や気象情報等により、災害対応事務局において応急避難の必要性を検討し、状況に応じて、市長が避難勧告等を行う。
3. 特に行徳地域においては、江戸川が決壊した場合には甚大な被害が予想されることから、河川の水位状況や気象情報等により、早めの避難を実施する必要がある。
4. 本項目では、応急避難の意思決定から避難誘導についてのプロセスを示し、人命の尊重に向けた円滑な応急避難活動を図る。

<体制>



<行動計画>

1 避難勧告等の発令（災害対応事務局、被災生活支援本部、関係機関）

(1) 避難勧告等

- ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命・身体・財産を保護し、被害の拡大を防止するため、市民等に対して状況に応じた適切な避難勧告等（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）の発令）を行う。
- イ 避難勧告等の発令にあたっては、発令すべきタイミング等について、千葉県や指定地方行政機関等へ助言を求めることができる。

避難準備・高齢者等 避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動に時間を要する避難行動要支援者にいち早く避難してもらうため、発令する情報 ・非常持出品の用意等、避難の準備を促すもの ・避難勧告や避難指示に先立って発令するもの
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動の開始を促す場合 ・居住者に立ち退きを勧め促すもの
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに避難行動をとる必要がある場合 ・避難勧告よりも拘束力が強いが、強制するものではない

(2) 避難勧告等の実施者

避難勧告等を発すべき権限のある者は、各法律によって次のように定められているが、市長を中心として、相互に連携をとりながら実施するものとする。

- ・市町村長（災害対策基本法第60条）
- ・知事（災害対策基本法第60条第5項）
- ・警察官又は海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）
- ・水防管理者（市町村長、市町村水防事務組合管理者、水害予防組合管理者（水防法第29条））
- ・知事又はその命を受けた千葉県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）
- ・災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官、海上保安官がない場合に限る）（自衛隊法第94条）

(3) 避難勧告等発令の流れ

- ア 被災市街地対応本部は、水位状況や堤防等の河川施設の状況、市内の危険崖地の状況等を常時監視するとともに、必要に応じてパトロールを強化し、危険な箇所を発見した場合には、速やかに被災生活支援本部を通じて災害対応事務局に報告する。
 ただし、危険が切迫している場合は、現地の判断により、直ちに危険地域から住民を避難させるものとする。
- イ 災害対応事務局は、災害の危険性がある区域等のうち、避難の必要が認められる地域を選定し、市長に報告する。
- ウ 市長は、避難の必要が認められる地域の市民等に対して避難勧告等を行う。ただし、災害の発生により本市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事は、市長が実施すべき立ち退きの勧告又は指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施する。

工 避難勧告等を行う場合には、災害対応事務局及び災害班等を通じて、対象地域の市民等に伝達・周知するとともに避難行動要支援者に対して、円滑かつ迅速な避難ができるよう伝達・周知を徹底する。

(4) 避難勧告等発令の基準

避難準備・高齢者等準備開始・避難勧告・避難指示（緊急）は、「市川市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の判断基準に基づき、気象情報や現場の状況等により、避難場所への立ち退き避難や自宅での上階等に避難する屋内での待避等について十分に加味し、総合的に判断して発令する。

2 避難勧告等の伝達及び避難誘導（災害対応事務局、災害班）

- (1) 市長による避難勧告等が行われた場合、災害対応事務局は、直ちに、防災行政無線（同報無線）等を通じて避難勧告等を周知し、被災生活支援本部を通じて対象地域の災害班に避難勧告等の周知・徹底を指示する。
- (2) 災害班及び小学校区防災拠点、地区内の避難場所をはじめ各施設・機関の協力を得ながら、対象地域の市民等に避難勧告等を周知・徹底する。
- (3) 避難行動要支援者に対する伝達に配慮する。
- (4) 避難勧告等対象地域内の施設の施設管理者は、敷地内あるいは近隣の安全な場所に利用者を集合させ、建物内に残留者がいないことを確認した上で、安全な避難場所へ避難誘導を行う。
- (5) 避難誘導後、各施設の施設管理者は、施設及び周囲の被災状況と、施設利用者の安否・応急避難の状況について、所属する対応本部を通じて被災生活支援本部へ報告する。
- (6) 本市、千葉県、警察本部・警察署、自衛隊及び海上保安庁は、避難の措置を行った場合、その内容について相互に通報連絡する。
- (7) 市長は、避難勧告等を行ったときには、知事にその旨を報告する。

3 避難勧告等の解除（災害対応事務局）

避難勧告等を行った地域に避難の必要がなくなったときには、市長は、警察機関等との協議の上、避難勧告等を解除し、その旨を公示するとともに知事に対する報告を行う。

4 広域避難誘導（災害対応事務局、被災生活支援本部、災害班、関係機関）

- (1) 広域避難の勧告又は指示を行う際、市長は、災害対応事務局に対し、予め安全な避難地・避難路を確認し、適切な避難誘導を実施するよう指示をする。
- (2) 災害対応事務局は、被災生活支援本部を通じて対象地域の災害班に対して安全な避難地・避難路を明示し、適切な避難誘導を実施するよう指示をする。
- (3) 災害班は、小学校区防災拠点、警察機関、消防団等の協力を得て、避難勧告等の対象となった地域の市民等に対して、安全な避難路を通り安全な避難地へ避難するよう誘導する。
- (4) 災害班は、対象地域における市民等の避難状況を、被災生活本部を通じて、市長に報告する。

5 行徳地域における応急避難（行徳本部、施設管理者）

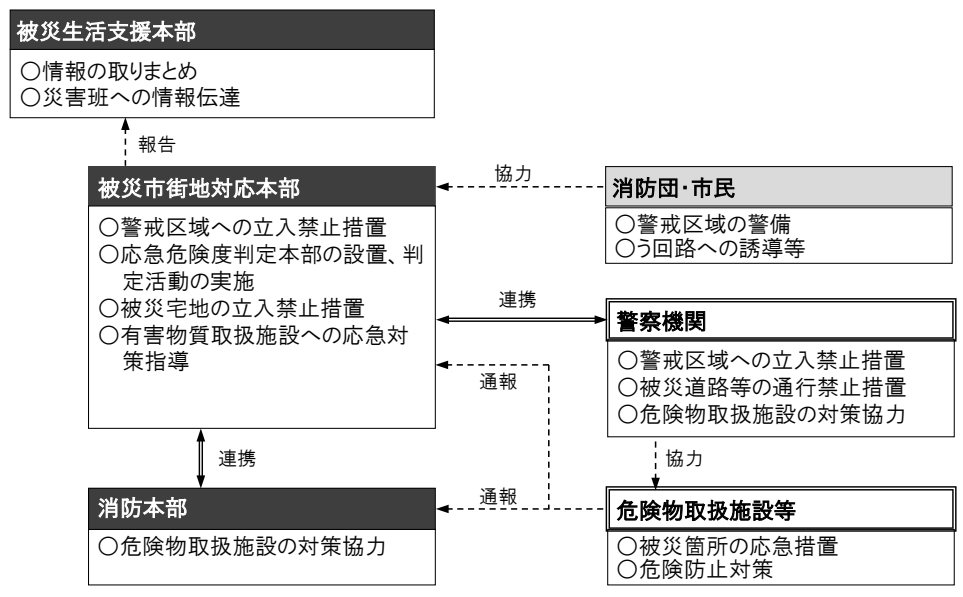
- (1) 行徳地域は、江戸川右岸が決壊した場合、全域が浸水し、避難施設の収容能力も不足すると考えられることから、住民の避難に関しては特に早めの判断が求められる。
- (2) 災害対応事務局は、行徳本部と連携し、災害発生以前から水位の上昇等について住民に注意を促すとともに、浸水しない階層の居住者に対して、自宅において上階への避難を徹底するように呼び掛ける。

第8 危険区域の立入禁止措置

<基本方針>

1. 応急避難を勧告・指示した区域では、区域内への立入りを禁止し、二次災害の発生を未然に防ぐ。
2. 崖崩れや道路、橋りょうの被害、沿道建物の被災が著しい道路等についても、二次災害の発生を未然に防ぐために立入禁止措置を行う。

<体制>



<行動計画>

1 警戒区域等の設定（災害対応事務局）

- (1) 災害対応事務局は、避難勧告等対象区域のほか、消防本部、被災市街地対応本部、その他の関係機関より、災害発生後の危険性等に関する情報を収集し、住民の生命・身体・財産に対する危険性がある区域を市長に報告する。
- (2) 市長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、住民の生命・身体・財産に対する危険を防止するため特に必要と認めるときは、警戒区域を設定し、その区域への立入りを制限し、又は禁止し、その区域からの退去を命ずるものとする。
- (3) 災害が発生し、又は発生しようとしている場合であって、市長又は市長の委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき、以下に示す者は、市長に代わって警戒区域を設定し、その区域への立入りを制限し、又は禁止し、その区域からの退去を命ずることができる。この場合において、警戒区域の設定等の措置をとったときは、直ちにその旨を市長へ通知するものとする。
 - ・警察官又は海上保安官
 - ・災害派遣を命じられた部隊等の自衛官

2 立入禁止措置（被災市街地対応本部、関係機関）

- (1) 指定された警戒区域については、区域内における事故の発生を防止するため、進入路を封鎖する等の方法により、立入禁止措置を行う。

- (2) **広報・業務継続班**は、警戒区域が設定されたとき、防災行政無線、広報車、各報道機関への放送要請等により広く住民に周知する。
- (3) 警戒区域への立入禁止措置は、被災市街地対応本部と災害班、警察機関とが協力して実施することを基本とするが、警備を行う人員の不足が予測されるため、市民や消防団の協力を得て、区域内への立入りについて警備を行うものとする。
- (4) 被災した道路・橋りょうについては、警察機関が中心となって通行禁止措置を行うものとするが、この場合も市民や消防団の協力を得て、迂回路への誘導等を実施する。
- (5) 被災した建物への立入禁止措置については、個々の建物を警備することは困難であるため、応急危険度判定等の結果に基づいて、被災建物への立入禁止の貼り紙や建物被害が著しい区域の封鎖のような措置を行う。

3 危険物取扱施設等の危険防止対策（被災市街地対応本部、消防本部、関係機関）

- (1) 危険物取扱施設においては、危険物の漏洩・流出が生じないように、被災した箇所については迅速な応急措置を施す。
- (2) 万が一、危険物又は有害物質の漏洩・流出等が生じてしまった場合には、早急に消防機関に通報し、消防機関や警察機関と協力して、漏洩・流出等の拡大防止対策や、出火防止対策、周辺住民への応急避難の呼び掛け、危険物の回収作業等必要な危険防止対策を迅速に行う。
- (3) 海上において危険物又は有害物質等の流出が生じてしまった場合には、併せて海上保安庁にも通報を行う。

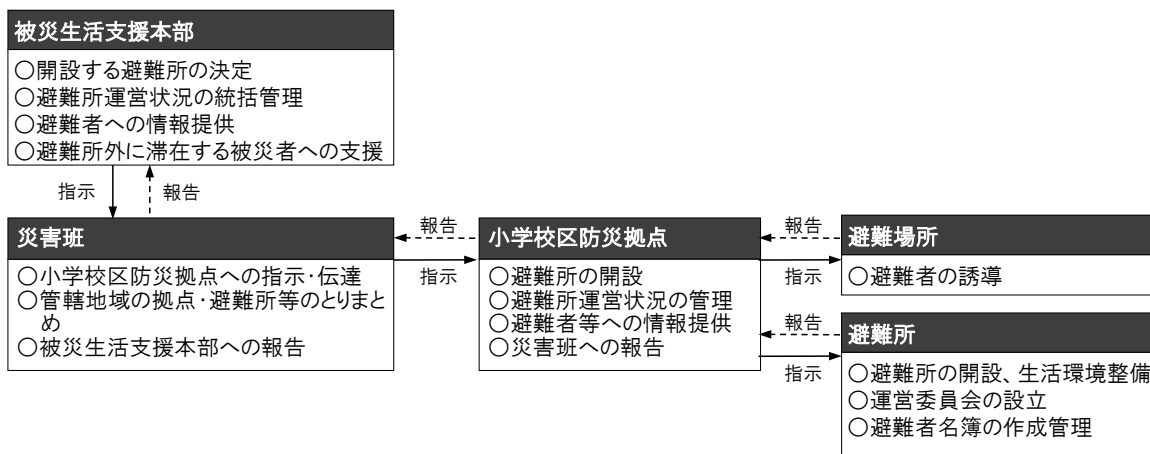
第4節 被災者の生活支援

第1 避難所の開設・運営

<基本方針>

1. 避難勧告等を発令した場合は、災害対策本部長の指示に基づき、小学校区防災拠点を開設し、早急な避難者の収容に努める。
2. 避難所の運営は、市川市避難所マニュアルをもとに避難者自らが行う。

<体制>



<行動計画>

1 避難場所の開設（被災生活支援本部）

被災生活支援本部は、浸水状況等による避難場所の使用可否の判定結果等から、必要な施設を避難場所に指定し、避難者の受け入れを行う。

なお、避難場所の開設は、①小学校、②中学校、③その他公共施設、④協定に基づく民間施設から順次行うものとする。

2 避難所の開設（医療本部、被災生活支援本部、小学校区防災拠点、施設管理者）

(1) 避難所に指定された施設は、小学校区防災拠点の指示に従って避難者を受け入れ、誘導する。

なお、夜間に避難勧告等を発令する可能性が高い場合、避難者が安全に避難するため、大雨になる前に自主避難所を開設する。

(2) 避難所として使用しない施設は、後から避難してくる者のために、各出入口への貼り紙等によって「避難所施設の名称と場所、連絡先（小学校区防災拠点）」を明示しておく。

(3) 小学校区防災拠点は、市川市避難所マニュアルをもとに避難所を開設するとともに、避難者自身で避難所運営ができるよう支援を行う。

3 避難所の運営

(1) 避難所の運営（小学校区防災拠点、市民）

原則として、市川市避難所マニュアルをもとに避難者が自主的に避難所の運営を行い、小学校区防災拠点要員はそれを支援する。

(2) 避難者等への情報提供（被災生活支援本部、広報・業務継続班）

- ア 被災生活支援本部は、**広報・業務継続班**、小学校区防災拠点要員と協力して、各避難所において、被災・復旧状況や各種の生活支援情報等の情報提供を随時避難者等に対し行うよう配慮する。
- イ 情報は誰でも必要なときに入手し、その内容を理解できるよう、広報紙や貼紙、避難所へのインターネット端末の設置等、様々な方法を工夫する。
- ウ **広報・業務継続班**は、日本語を十分に理解できない外国人（訪日外国人も含む。）にも的確に情報が伝わるよう、文化スポーツ部の協力や協定に基づく市川市国際交流協会等への語学ボランティアの派遣依頼等により、通訳・翻訳の手段を確保する。

(3) 福祉避難所への要配慮者の移送（被災生活支援本部、小学校区防災拠点等）

- ア 福祉避難所が開設された場合、被災生活支援本部は、避難所内の要配慮者を福祉避難所へ移送する。
- イ 福祉避難所への要配慮者の移送にあたっては、小学校区防災拠点要員をはじめ、要配慮者の家族、地域の福祉関係者、地域（自主）防災組織、消防団等の誘導によるほか、必要に応じて関係機関等に車両や船舶等による移送を要請する。

(4) 避難生活状況の管理（被災生活支援本部、小学校区防災拠点）

- ア 小学校区防災拠点は、災害班を通じて、避難所の運営状況等を被災生活支援本部へ報告する。
- イ 被災生活支援本部は、避難所運営状況を統括的に管理し、避難者への必要な支援を実施する。

(5) 避難所の開設期間（被災生活支援本部）

- ア 災害救助法が適用される避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内であるが、大規模な被災の場合等には、避難生活が長期化する可能性もある。
- イ このような場合には、応急仮設住宅等により必要量の住宅が確保されるまでの期間を避難所の開設期間として想定し、その間は避難者への支援を継続するものとする。
- ウ 被災生活支援本部は、各避難所における避難者数を随時確認し、避難者の減少に応じて、適時、避難所の統合・閉鎖を行う。

4 避難所外に滞在する被災者への支援（被災生活支援本部、医療本部）

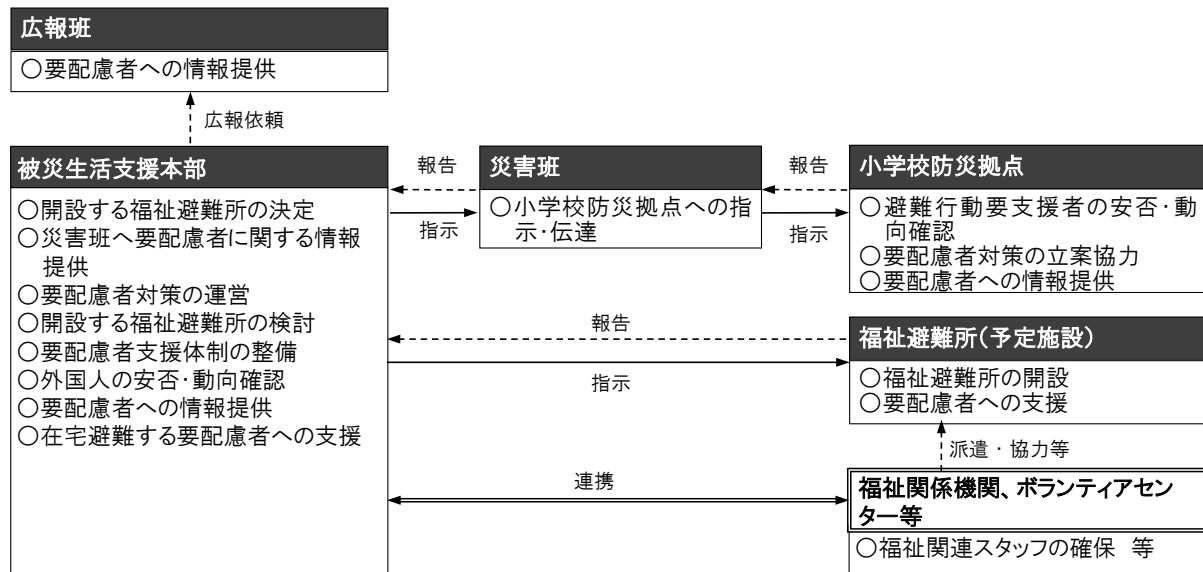
- (1) 被災生活支援本部は、在宅避難者、車中泊、テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、情報提供等必要な支援の実施に努める。
- (2) 被災生活支援本部は、車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、医療本部と連携し、健康相談や保健指導を実施する。

第2 要配慮者対策の実施

<基本方針>

1. 被災生活支援本部は、要配慮者に対する支援の必要性を判断し、必要に応じ、安全が確認された福祉避難所を開設し、要配慮者を受け入れ、支援体制を整備する。
2. 必要に応じて、在宅で避難する要配慮者に対しても支援を実施する。

<体制>



<行動計画>

1 避難行動要支援者の安否・動向確認（被災生活支援本部）

- (1) 避難行動要支援者名簿を活用し、自治（町）会、民生委員、児童委員等からなる避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者の安否及び動向の確認に努める。
- (2) 外国人等の要配慮者については、住民基本台帳等に基づき、小学校区防災拠点と協力して安否・動向確認を行うとともに、必要に応じて「災害時における支援に関する協定」に基づき、市川市国際交流協会に通訳等の協力を依頼する。
- (3) 避難勧告・指示が行われた場合、消防団や地域（自主）防災組織に対して避難行動要支援者を優先した避難誘導を呼び掛け、必要に応じて関係機関等に車両や船舶等による避難行動要支援者の移送を要請する。
- (4) 福祉関連施設等の施設管理者は、予め定める避難確保計画等に基づき、速やかに入所者等の安全を確保するとともに、被災生活支援本部等からの問い合わせに対し、迅速かつ正確に答えられるよう、入所者等の安否・動向確認に努める。
- (5) 避難支援等関係者等の災害応急対策に従事する者の安全確保に十分配慮して実施するよう努める。

2 福祉避難所の運営（被災生活支援本部）

- (1) 小学校区防災拠点等からの報告に基づき、要配慮者支援の必要性を検討・判断し、必要に応じ、福祉

避難所を開設する。

- (2) 福祉避難所については、要配慮者の家族、地域の福祉関係者、施設管理者等が中心となって運営し、被災生活支援本部は運営支援を行う。
- (3) 福祉避難所を開設しない場合、避難所において要配慮者対策を実施するものとする。

3 要配慮者への支援活動（被災生活支援本部）

- (1) 広報・業務継続班と連携し、要配慮者へ避難情報等の情報提供を実施する。
- (2) 福祉関係機関や市川市災害ボランティアセンター等の協力を得て、福祉関連スタッフを確保し、福祉避難所又は避難所等へ派遣して、適切な支援活動を実施する。
- (3) 要配慮者に対して、生活支援情報等を的確に伝えるために、災害班や小学校区防災拠点と協議を行い、要配慮者向けの情報提供を工夫するよう心がける。
- (4) 応急仮設住宅の入居にあたっては、要配慮者を優先し、高齢者や障がい者に配慮した「福祉仮設住宅」の設置等についても検討する。

4 在宅避難する要配慮者への支援（被災生活支援本部）

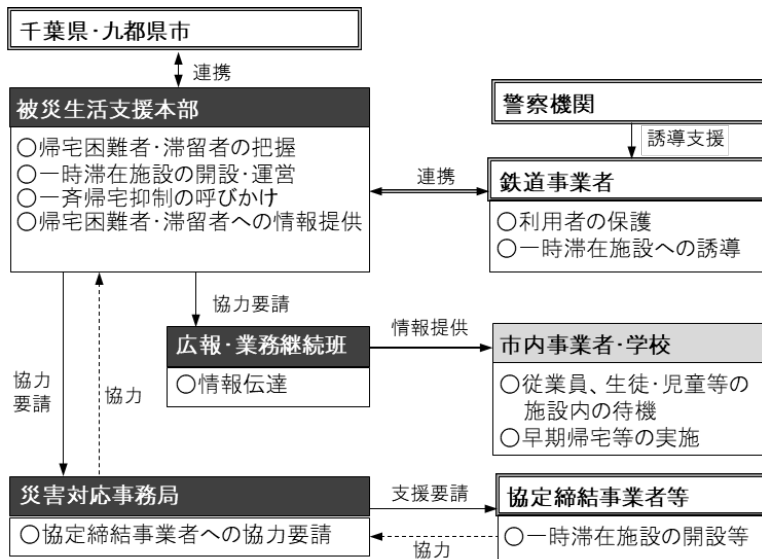
必要に応じて、在宅避難する要配慮者に対し、物資の提供等の必要な支援を行う。

第3 帰宅困難者・滞留者対策の実施

<基本方針>

1. 台風等の接近が見込まれる場合、事業者・学校の施設管理者は、台風接近前までに十分余裕を持って、自社従業員や教職員・児童生徒の早期帰宅等の措置を行うことが重要である。
2. 台風等の影響により、鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止し、帰宅困難者等の発生が見込まれる場合には、帰宅困難者に対し、地震発生時に準じた対策を行う。

<体制>



<行動計画>

1 早期帰宅等の実施（施設管理者・事業者）

風水害の発生が事前に予測できる場合、事業者や学校等の施設管理者は、時間的余裕を持って、従業員や教職員・児童生徒の早期帰宅等の措置を行う。

2 帰宅困難者への情報提供

(1) 一斉帰宅抑制の呼び掛け（被災生活支援本部）

台風等により交通機関が停止し、帰宅困難者の発生が予想される場合、**広報・業務継続班**の協力を得て、市民、市内の事業者、学校等に対し、国、千葉県、周辺市区と連携して、放送機関や本市公式Webサイト等を通じて、むやみに移動を開始せずに職場や学校等の施設内に留まるよう呼び掛けを行う。

(2) 事業所、学校等における施設内待機（施設管理者、事業所）

ア 事業所及び学校等は、施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童・生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

イ 帰宅困難者が路上に溢れて混乱が生じることのないよう、むやみに帰宅を促すことのないよう留意する。

(3) 駅等における利用者保護（鉄道事業者）

駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全を確認し、行政機関や関係機関から提供される災害関

連情報等により、周辺の安全を確認した上で、利用者を施設内の安全な場所へ保護する。

(4) 帰宅困難者・滞留者の把握（被災生活支援本部）

駅や警察機関等との情報交換を行い、付近で発生した滞留者や幹線道路等を通って徒歩で市内に移動してくる帰宅困難者等について把握するとともに、関係機関へ情報提供を行う。

(5) 帰宅困難者・滞留者への情報提供（被災生活支援本部、広報・業務継続班）

ア **広報・業務継続班**の協力を得て、風水害に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法、交通機関の運行・復旧状況等について、放送機関や本市公式Webサイト等を活用し、情報提供を行う。

3 一時滞在施設の確保等

(1) 一時滞在施設の開設（被災生活支援本部）

- ア あらかじめ指定をした一時滞在施設の施設管理者に対し、施設の被災状況や安全性を確認のうえ、開設の指示又は要請を行う。
- イ あらかじめ指定をした一時滞在施設だけでは不足する場合、必要に応じて本市施設を一時滞在施設として開設する。
- ウ 一時滞在施設の開設状況を集約し、千葉県へ報告するとともに、各種の手段を用いて、駅、帰宅困難者、事業者等への情報提供を行う。

(2) 一時滞在施設への誘導（鉄道事業者、警察機関）

原則、各事業者は、本市や警察機関等と連携して、帰宅困難者を一時滞在施設へ誘導する。
 なお、障がい者、高齢者、妊婦又は乳児連れの市民等、自力で徒歩が困難な特別搬送者については、臨時バスやタクシー等による搬送が必要となるため、関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。

(3) 一時滞在施設の運営（千葉県、被災生活支援本部、施設管理者）

被災生活支援本部は、施設管理者と協力し、帰宅困難者等を一時滞在施設に受け入れる。
 その際、本市は千葉県や関係機関と連携し、施設管理者に対して災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況等の情報を提供する。

(4) 災害時帰宅支援ステーション協定締結企業等に対する支援要請（被災生活支援本部）

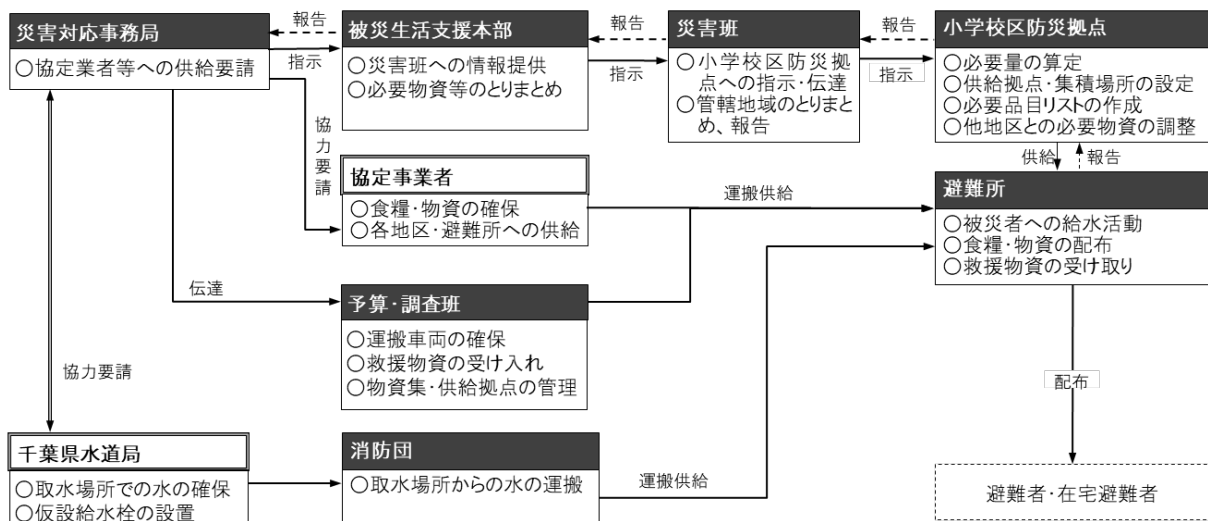
コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等、災害時帰宅支援ステーション協定を締結している事業者に対し、九都県市と連携して支援の要請を行う。

第4 水、食糧、物資の供給

<基本方針>

1. 被災者への食糧・物資の供給には、避難所や防災倉庫の備蓄分（1日分）をあてる。
2. 被災者への水の供給には、学校の受水槽及び簡易濾過したプール水等をあてる。
3. 2日目以降、被災生活支援本部は、必要量を調達し、協定事業者等を通じて運搬・供給を行う。
4. 水・食糧・物資の配布は、避難所で行うことを原則とし、避難所が少ない地区では、災害班が地区内の公共施設等を利用して行う。
5. 在宅避難者に対しても、水・食糧・物資の供給を行う。

<体制>



<行動計画>

1 応急給水活動（被災生活支援本部、千葉県）

(1) 応急給水活動の体系

被災地における応急給水活動は、以下の3つの体系からなる。

- ア 千葉県企業局による応急給水
- イ 本市による避難所等での応急給水（被災生活支援本部、消防団）
- ウ 応援給水活動（千葉県企業局、関係機関）

(2) 被災当日の給水活動

- ア 千葉県企業局による応急給水活動と本市による応急給水は、取水場所が限られており、避難所や公園等、被災者の身近な場所での給水活動を実現するためには、道路啓開と運搬車両・運搬人員の確保を待たなければならない。
- イ このため、被災当日の応急給水は、学校の受水槽及び簡易濾過したプール水等を活用した給水を中心とし、可能な範囲で、消防団や避難者等の自助努力により取水場所からの飲料水の運搬等を実施する。

(3) 被災2日目以降の給水活動

2日目以降は、「災害時の物資の供給に関する協定」を締結している業者の協力や、相互応援協定を

締結している市町村の応援等を得て、被災状況に応じた水の運搬体制を整備し、避難所等における十分な給水活動が行われるよう努める。

(4) 飲料水の安全確保

応急給水用資器材の清掃・消毒等により飲料水の安全確保を図る。市民に対して、容器の取扱い等、安全対策を指導する。

2 備蓄食糧・物資の供給（予算・調査班、小学校区防災拠点）

避難所には、順次、食糧・物資の備蓄を進めており、被災当日は、これらの備蓄食糧・物資を被災者に供給する。

- (1) 避難所の備蓄分だけでは不足する場合、小学校区防災拠点は、最寄りの使用されていない避難所や、防災倉庫に備蓄されている食糧・物資を予算・調査班によって確保・配分されたトラック等を利用して、運搬・供給する。
- (2) 在宅避難者への供給は、避難所において小学校区防災拠点が実施する。

3 協定事業者による水、食糧・物資の供給（災害対応事務局、予算・調査班、小学校区防災拠点）

- (1) 2日目以降、小学校区防災拠点は、避難所収容記録簿やライフラインの被災状況に基づいて、各地区の食糧・物資の必要供給量を算定する。
- (2) 災害対応事務局は、小学校区防災拠点の算定結果に基づいて、「災害時の物資の供給に関する協定」を締結している業者に、各避難所へ必要量を直接届けるよう要請する。
 - ア 協定事業者の都合等で各避難所への運搬が困難な場合、災害班が地区内に集積場所を確保し、予算・調査班や小学校区防災拠点と協力して食糧・物資を配布するものとする。
 - イ 集積場所までの食糧・物資の運搬は、協定事業者自身が行えない場合、別途、協定に基づく協力要請等を検討する。

4 救援物資の供給（災害対応事務局、小学校区防災拠点）

- ア 災害対応事務局は、**広報・業務継続班**を通じ、報道機関等に協力を依頼して、被災生活に必要なもののリストを公表し、必要なものだけを受け入れるよう努める。受け入れられない物資の内容に関してもリストを作成し、公表に努める。
- イ 救援物資等の集積・供給拠点は、大洲防災公園及び広尾防災公園とし、予算・調査班は、確保・配分したトラック等により食糧・物資を搬送する。
- ウ 救援物資等の集積・供給拠点は、状況によって**市川**地方卸売市場、使用されていない避難所のほか、協定に基づく施設の活用も検討する。
- エ 小学校区防災拠点は、他の小学校区防災拠点とリストを交換し、相互に必要な物資を融通するよう努める。

5 千葉県による供給

本市が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合、千葉県は、本市からの要請等に基づき、食糧及び生活必需品を確保し、迅速な供給に努めるものとする。

なお、本市が壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測された場合、本市からの要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食糧、生活必需品等を送り込む「プッシュ型」による供給を行う。

6 政府所有米の供給計画

政府所有米の調達を要する際、知事は、農林水産省政策統括官に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行う。

当該米穀を買い受ける場合、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、政策統括官と売買契約を締結した上で、政策統括官と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引渡しを受ける。

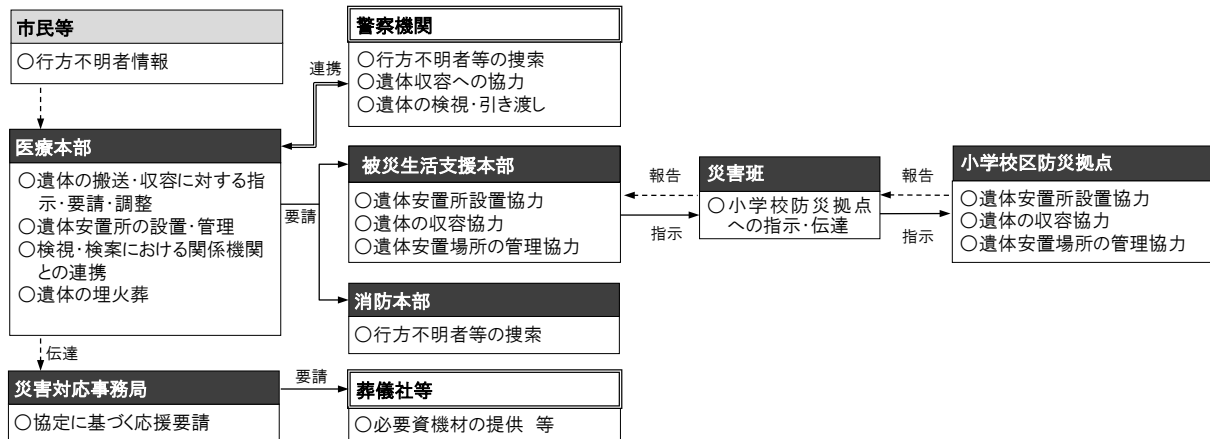
なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。

第5 行方不明者等の捜索及び遺体の収容・埋葬

<基本方針>

1. 江戸川の破堤等、大規模水害時には、多数の行方不明者や犠牲者の発生が予想される。
2. 行方不明者を早急に捜索し、遺体を遺族へ返し、早期に埋葬するための対策を講じる。

<体制>



<行動計画>

1 行方不明者等の捜索（消防本部、消防団、警察機関）

- (1) 市長は、行方不明者等の捜索を消防本部に指示し、また、警察機関、その他関係機関及び市民等へ情報提供及び活動協力を要請する。
- (2) 消防本部は、消防署所に行方不明者等の捜索活動を指示し、管理・調整を行う。
- (3) 警察機関は、行方不明者の届出により、行方不明者の捜索にあたる。
- (4) 消防本部及び関係機関は、捜索活動中に行方不明者の遺体を発見した場合は、医療本部へ搬送の手配を要請するとともに、搬送・収容活動へ協力する。

2 遺体の搬送・収容（医療本部、被災生活支援本部）

- (1) 医療本部は、被災生活支援本部と協力して、必要に応じて遺体の安置場所を指定し、警察機関、消防団、その他関係機関及び市民等の協力で、安置場所への遺体の収容を行う。なお、安置場所は、屋内体育施設等の中から状況に応じて指定する。
- (2) 遺体安置場所に指定された施設の施設管理者は、遺体の受入体制を整える。
 なお、遺体を安置する間の安置場所の管理責任者は医療本部から派遣する。
- (3) 医療本部は、被災生活支援本部及び遺体安置場所に指定されている施設の施設管理者の協力のもとに、遺体の検視への協力やドライアイス等の必要資器材等の調達を行う。
- (4) 安置場所への遺体の搬送は、医療本部からの協力依頼に基づき、葬儀社、消防団、その他関係機関及び市民等が実施する。

3 遺体の取扱（医療本部・被災生活支援本部・警察機関）

- (1) 警察機関は、死体取扱規則等により、遺体の検視を行い、身元が判明したものについては、所定の手続を

経て遺族への引渡しを行う。

- (2) 被災生活支援本部は、警察機関の協力により、身元の不明な遺体に対する措置を行う。
- (3) 医療本部は、検視、検案、身元確認等、遺体の処理について、警察機関との連携を図る。

4 埋葬

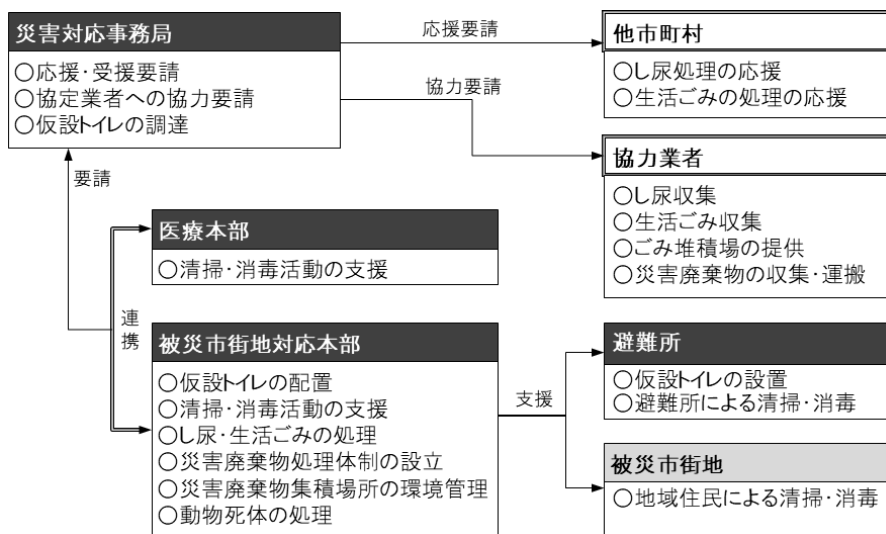
- (1) 遺体の埋葬は、原則として遺体を火葬に付すことにより実施する。
- (2) 埋葬許可書の発行手続については、市民課との連携を図る。
- (3) 遺族等の引取り手のない場合又は遺族等が埋葬を行うことが困難な場合には、市長の指示により、医療本部が関係機関及び地元業者の協力を得て埋葬を行う。

第6 被災地の清掃

<基本方針>

1. 大規模水害が発生した場合、被災住宅等からの粗大ごみ、**損壊家屋**等からの廃材、流木等の水害による廃棄物（以下「水害廃棄物」という。）が一時に大量に発生する。
2. 市民生活の早期復旧、衛生環境の回復を行うには、大量の水害廃棄物をできるだけ早期に処理する必要があることから、一時集積所を設ける等、応急的な対応を行うとともに、最終処理計画を作成し、迅速な処理を目指す。
3. 上・下水道及び液状化被害等により浄化槽が被災した地区では、被災生活支援本部が小学校区防災拠点を中心に速やかに仮設トイレを設置するとともに、その後も順次追加的に配置する。設置後は適時巡回し、清掃を行うことで、被災地の環境衛生に努める。
4. 住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、日常生活の確保を図る
5. 本市限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、千葉県、国その他関係機関の応援を得て実施する。また、環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合には、災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

<体制>



<行動計画>

1 障害物の除去（被災市街地対応本部）

- (1) 住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等、日常生活に著しい障害を及ぼしている障害物を除去する。
- (2) 災害救助法が適用された場合、知事は、上記障害物の除去を行う。この場合でも、本市はこれを補助するとともに、災害の事態が急迫して、知事による除去の実施を待ついとまがない場合は除去に着手する。災害救助法が適用される以前や適用されない場合についても、災害救助法の適用に準じて除去を行う。

2 避難所等の清掃（被災市街地対応本部、市民）

- (1) 避難所の清掃・消毒活動は、避難者が自主的に行う。
- (2) 被災した市街地の清掃・消毒活動についても、自治（町）会等が中心となって地域住民が自主的に行うものとする。
- (3) 消毒薬品は、清掃部が保有しているものを、被災市街地対応本部が避難所あるいは自治（町）会単位等で配布するものとし、清掃部が保有している消毒薬品だけでは不足する場合には、協定事業者より提供を受ける。
- (4) その他、被災市街地対応本部では、市民の自主的な清掃・消毒活動に対して、適時必要な支援を行う。

3 仮設トイレの設置（被災市街地対応本部、被災生活支援本部、市民）

(1) 仮設トイレの設置

- ア 避難所においては、開設と同時に被災生活支援本部が備蓄されている仮設トイレを設置し、避難生活に備える。
- イ 被災市街地対応本部は、下水道管、配水管、浄化槽の破損等を考慮して、仮設トイレの設置の検討やし尿処理収集計画を作成する。
- ウ 被災地内での仮設トイレの設置箇所としては、小学校区防災拠点を中心として公園等の空地等を検討する。

(2) 清掃管理

仮設トイレの清掃管理については、避難所内のは避難者が、被災地内のものについては、自治（町）会が実施する。

(3) 調整・撤去

被災生活支援本部では、適時、仮設トイレの利用状況を確認し、必要に応じて、設置箇所の調整、撤去を行う。

4 し尿の収集・処理（被災市街地対応本部）

(1) し尿収集計画の策定・周知

- ア 被災市街地対応本部は、下水道の被災状況や仮設トイレの設置状況等から、し尿収集が必要な箇所の確認を行い、道路状況に応じた収集ルートを検討した上で、し尿収集計画を策定する。
- イ し尿収集計画は、収集対象となる被災者を中心に、市民へも周知する。

(2) し尿の収集・処理

- ア し尿収集の実施にあたっては「災害発生時等における廃棄物の処理等に関する協定書」に基づいて、公益財団法人市川市清掃公社及び市川市浄化槽清掃協力会に依頼する。し尿収集は、避難所及び避難場所を優先して行う。
- イ 収集したし尿は、衛生処理場及び終末処理場に運んで処理をする。
- ウ 衛生処理場及び終末処理場が被災した場合には、下水道施設へ投入する等の暫定措置や一時的な貯留方法を検討するほか、他市町村等へのし尿処理に関する応援依頼を行う。

5 生活ごみの収集・処理（被災市街地対応本部）

(1) 生活ごみ収集計画の策定・周知

- ア 被災状況及び道路状況に応じた収集ルートを設定し、生活ごみ収集計画を策定する。
- イ 生活ごみ収集計画についても、し尿収集計画と同様に市民に周知する。
- ウ 生活ごみの収集にあたって車両及び人員が不足する場合には、協定に基づいて、市川市清掃業協同組合等に出動を要請する。

(2) 生活ごみの収集・処理

- ア 収集した生活ごみはクリーンセンターに運搬して分別・処理を行うが、クリーンセンターが被災した場合には場内に一時的に堆積するほか、集積場が不足する場合には協定等に基づき、ごみの堆積場として民有地又は教育委員会が所有・管理する用地を使用する。
- イ さらに、他市町村等への応援依頼を行い、早急なごみの処理に努める。

6 ペット等の遺体の処理（被災市街地対応本部）

被災市街地対応本部は、クリーンセンター小動物火葬炉にて、ペット等の遺体の処理を行う。なお、処理能力を超える場合には、伝染病等の発生を予防する方法をとる。

7 水害廃棄物の収集・処理（被災市街地対応本部）

(1) 水害廃棄物の種類

- ・被災した建物や構造物、工作物
- ・被災した畳や家具等の粗大ごみ
- ・洪水により流されてきた流木、ビニール等

(2) 水害廃棄物処理体制

- ア 大規模災害が発生した場合、水害廃棄物の量が膨大になるため、状況に応じて被災市街地対応本部内に処理体制を設立して対応する。
- イ 水害廃棄物を一旦仮置場に保管し、分別、中間処理リサイクルを行ったのち、処分する。
- ウ 産業廃棄物については、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。
- エ 適正処理が困難な廃棄物については、適正な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置する。

(3) 水害廃棄物の収集処理

- ア 水害廃棄物の収集処理の手順は、概ね以下のとおりである。
 - ①一時集積場所の設定
 - ②道路交通等の障害物となっている水害廃棄物を一時集積場所に運搬
 - ③水害廃棄物の量に応じた集積場所の確保
 - ④被災地に残されている水害廃棄物と一時集積場所の水害廃棄物を集積場所に運搬
 - ⑤最終処理計画の検討・策定
 - ⑥最終処分計画に基づく水害廃棄物の処理
- イ 被災地における水害廃棄物の収集・運搬にあたっては、協定を締結している建設業者等に依頼して実施する。

(4)環境汚染の防止対策

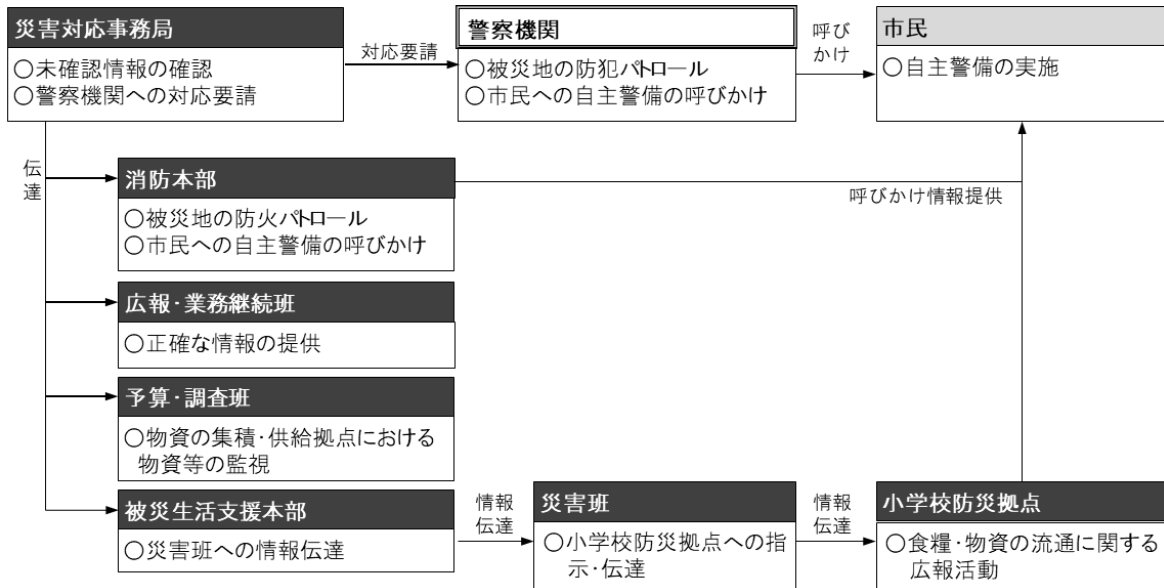
- ア 一時集積所及び集積場所の環境管理を行う。
- イ 倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境汚染防止体制の強化を図る。

第7 被災地の警備

<基本方針>

災害時には、放火、不当値上げ、流言による暴動等、特異な犯罪が発生する可能性があるため、消防機関や警察機関と連携し、被災地の警備活動を実施する。

<体制>



<行動計画>

1 物価の安定、物資の安定供給（被災生活支援本部）

被災地における食糧・物資等の流通状況を監視し、不当値上げや売り惜しみの発生防止に努める。

また、食糧・物資等の流通に関する情報を被災者に提供し、適正な流通が行われるよう、注意を呼び掛けるとともに、災害班を通じ、小学校区防災拠点から各地区の市民へ、きめ細かな情報提供を行うよう指示をする。

2 被災地のパトロール（警察機関、消防機関）

- (1) 警察機関は、犯罪の発生を未然に防止するため、防犯パトロールを実施する。
- (2) 消防機関は、火災の発生を未然に防止するため、防火パトロールを実施する。
- (3) 警察機関や消防機関は、市民にも、積極的に自主警備を実施するよう呼び掛ける。
- (4) 市民等は、特に危険区域における事故の発生防止のため、自主警備に努める。

3 流言飛語の防止対策（被災生活支援本部）

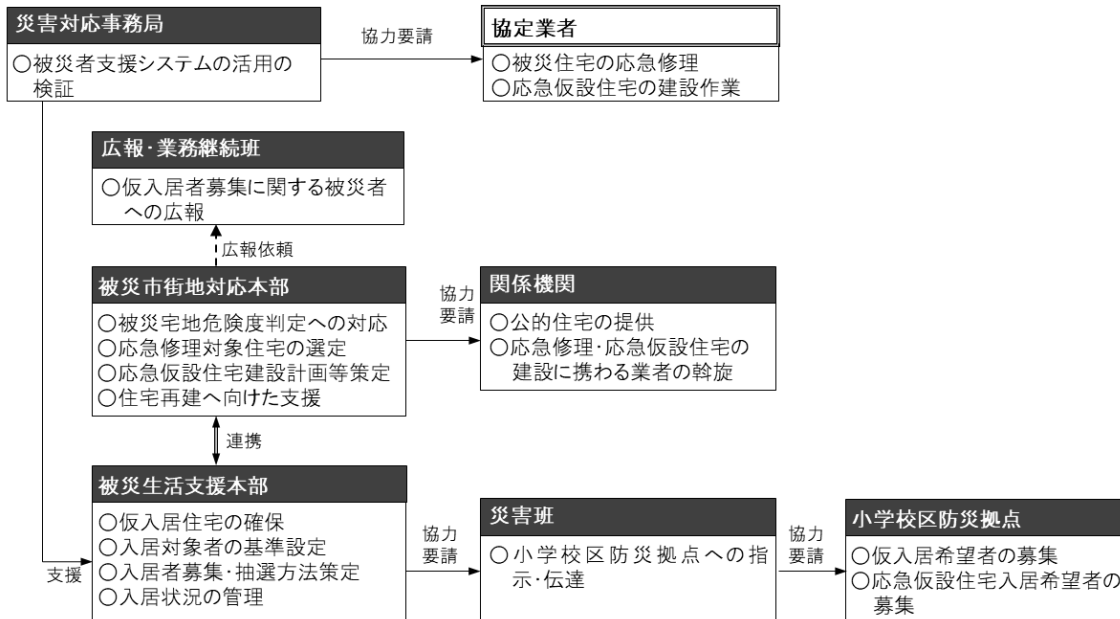
- (1) 常に正確な情報を迅速に提供するよう心がけ、情報の混乱による流言飛語の発生を未然に防止するよう努める。
- (2) 未確認情報が流れている場合、迅速に実態を確認して、被災者に正確な情報を提供するとともに、必要に応じて警察機関に対して混乱の防止や取締り、警備等を要請する。

第8 被災者住宅の確保

<基本方針>

住宅被害を受けた被災者に対して、被災市街地対応本部は、災害救助法に定められた住宅応急修理や応急仮設住宅の建設、住宅再建に関する支援を行うほか、被災生活支援本部は、仮入居住宅の確保・斡旋を行う等、総合的に被災者への住宅対策を図り、早期に避難所を閉鎖する。

<体制>



<行動計画>

1 被災宅地危険度判定への対応（被災市街地対応本部）

- (1) 豪雨等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士によって実施される被災した宅地を主な対象とした被災宅地危険度判定活動へ、協力・支援を行う。
- (2) 判定活動の集計結果をもとに、確保・修理すべき住宅戸数を算定する。

2 被災住宅の応急修理（被災市街地対応本部）

- (1) 二次災害のおそれのある住宅について災害救助法に基づく応急修理を実施する。
 - ア 応急修理を実施する被災住宅は、建築物応急危険度判定の結果や、災害班が把握している地区の被災状況を参考にして選定する。
 - イ 被災住宅の応急修理活動は、協定を締結している建設業者に委託して実施する。
 - ウ 災害救助法が適用される以前や適用されない場合についても、災害救助法の適用に準じて実施する。
- (2) 災害救助法に基づく応急修理の対象とならない住宅についても、必要に応じて、雨対策としてビニールシート等の配布、応急修理業者の斡旋等応急修理への支援を行う。

3 公的住宅の確保斡旋（被災生活支援本部）

- (1) 住宅が被災した市民に応急的な住まいを提供するために、被災生活支援本部は千葉県や千葉県住宅

供給公社、独立行政法人都市再生機構等に協力を要請して、公的住宅の空室を仮入居住宅として確保するよう努める。

- (2) 仮入居住宅を確保した場合、住宅被災者にその旨を広報し、仮入居希望者の募集を行う。
- (3) 仮入居希望者の抽選等の手続を小学校区防災拠点の協力を得て実施する。

4 応急仮設住宅の提供（見なし仮設住宅）（被災市街地対応本部）

応急仮設住宅の建設と並行して、千葉県と連携して民間賃貸住宅の提供に努める。

5 応急仮設住宅の提供（被災市街地対応本部・被災生活支援本部）

- (1) 被災市街地対応本部は、建築物応急危険度判定結果や仮入居住宅の確保状況等から、建設すべき応急仮設住宅戸数（原則として市内の全壊、全焼及び流出世帯数の3割以内）を算定し、建設用地の確保を図る。
- (2) 応急仮設住宅の建設は、災害救助法が適用された場合には、千葉県が実施し、本市はこれに協力し、被災者への入居決定を行う。
- (3) 災害救助法が適用されない場合又はその他の状況により市長がその必要性を認めた場合には、本市が応急仮設住宅の建設・斡旋を実施する。
- (4) 本市が応急仮設住宅の建設・斡旋を実施する場合には、被災市街地対応本部は応急仮設住宅の建設計画を決定する。
- (5) 災害救助法に基づく一般の応急仮設住宅のほか、必要に応じて、高齢者等を数人以上収容する福祉仮設住宅等の建設も計画する。
- (6) 建設作業にあたっては、協定を締結している建設業者のほか、千葉県や国、独立行政法人都市再生機構等とも連携を図りながら、短期間で効率的に完成するよう心がける。
- (7) 応急仮設住宅の入居対象者の選定にあたっては、災害救助法の基準に基づいて被災者の被害の程度、住宅困窮の状況、資力、その他地域コミュニティ等を勘案する。
- (8) 本市が建設する応急仮設住宅の入居対象者は、被災生活支援本部が基準を設定し、抽選等によって選定する。
- (9) 本市が応急仮設住宅の建設・斡旋を実施する場合、被災生活支援本部が応急仮設住宅の管理を行い、その際には、入居期間、使用条件等を明確にする。
- (10) 応急仮設住宅等の斡旋後、入居状況を管理する。

6 住宅再建に向けた支援（被災市街地対応本部）

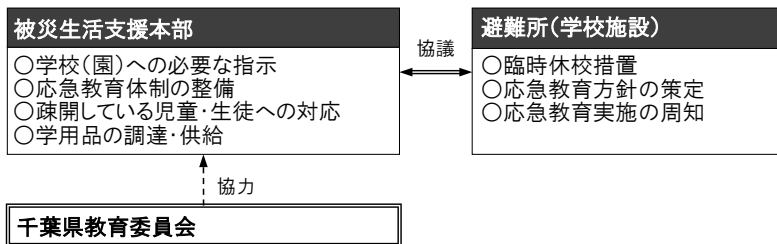
- (1) 住宅被災者の個別住宅やマンションの再建に向けた支援活動として、専門家による相談業務を実施する。
- (2) 個別の住宅再建に向けたまちづくりへの取組み意欲を持つ地域に対しては、職員を派遣する。
- (3) まちづくりの検討が具体化してきた場合、市街地の復旧・復興と防災都市の建設に向けて、被害状況に応じて、適切なまちづくり関連事業の導入を検討する。

第9 応急教育の実施

<基本方針>

1. ライフラインの仮復旧や、被災者への住宅対策によって避難者が徐々に減少してくると、避難所は統合・閉鎖され、避難所の指定を解除された小中学校や公共施設における応急教育の実施が可能になる。
2. 被災生活支援本部及び学校教育班では、適時、応急教育実施の可能性を検討しながら準備を進め、状況が整い次第、応急教育の実施を図る。

<体制>



<行動計画>

1 避難誘導、安全確認

(1) 就学時間帯における安全確保と応急避難（被災生活支援本部、学校教育班、学校（園）長）

ア 学校（園）長は、児童・生徒、教職員等の安全を確保するために、状況に応じて、以下の対応を行う。

- ① 救出及び避難誘導
- ② 児童・生徒、教職員等の安否確認
- ③ 施設の安全確認及び応急措置
- ④ 学校教育班・被災生活支援本部への状況報告
- ⑤ 臨時休校措置

イ 臨時休校は、被災生活支援本部、学校教育班と協議の上、学校長が決定する。

ウ その他の対応については、被災生活支援本部、学校教育班が、学校（園）長に対し適切に指示する。

(2) 帰宅時間帯における安否・動向確認（被災生活支援本部、学校教育班、学校（園）長）

ア 学校（園）長は、避難所運営への対応と応急教育の実施に向けて、状況に応じて、以下の対応を行う。

- ① 施設の安全確認及び応急措置
- ② 教職員等の安否・動向確認
- ③ 教職員に対する、児童・生徒の安否・動向把握の指示
- ④ 被災生活支援本部・学校教育班への状況報告
- ⑤ 臨時休校措置

イ 臨時休校は、被災生活支援本部、学校教育班と協議の上、学校長が決定する。

ウ その他の対応については、被災生活支援本部、学校教育班が、学校（園）長に対し適切に指示する。

2 応急教育の実施

(1) 応急教育の実施（被災生活支援本部、学校教育班、学校（園）長）

ア 学校（園）長は、被災生活支援本部、学校教育班と協議の上、施設の被災・利用状況に応じて応急教育実施方針を策定する。

イ 応急教育の実施に向けて、被災生活支援本部、学校教育班と協議の上、以下の体制を整える。

- ① 校舎の確保
- ② 教職員の確保
- ③ 学用品の調達
- ④ 避難所との調整
- ⑤ 給食施設の利用調整等

ウ 以下の方法等により校舎の確保を行い、学校施設が避難所に使用される期間においても、可能な限り応急教育を実施するよう努める。

- ① 他の公共施設の利用調整
- ② 校舎の応急復旧
- ③ 応急仮設校舎の建設

エ 学校（園）長は、応急教育を実施する場合、速やかに、児童・生徒及び保護者に対し、その旨を周知する。

オ 児童・生徒が疎開している場合、学校教育班が疎開先で教育が受けられるよう対応を行う。

(2) 学用品の供与（被災生活支援本部）

被災生活支援本部は、千葉県教育委員会の協力を得て、被災により学用品を失った児童・生徒のために、必要量の学用品を調達し、各児童・生徒への配給を行う。

(3) 授業料の減免（被災生活支援本部）

被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を策定する。

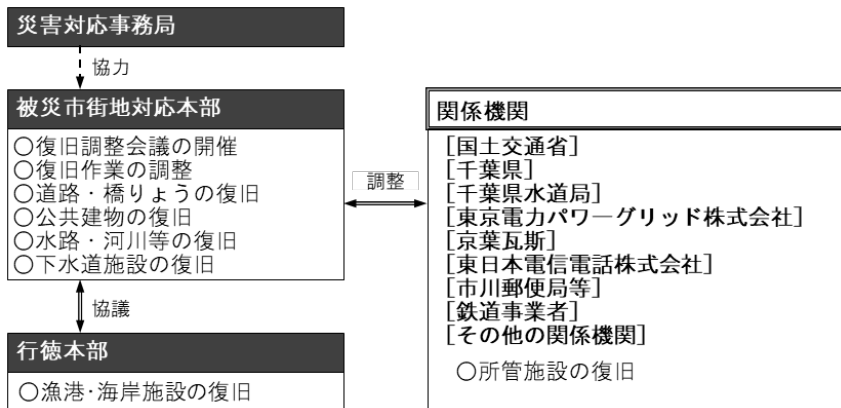
第5節 社会基盤の復旧

第1 公共施設の復旧

<基本方針>

1. 道路やライフライン施設の本格復旧には、被災地への大量の資器材の搬入・ストックが不可欠であり、限られた道路や空地の利用を調整しながら段階的に進めていく必要がある。
2. 被災市街地対応本部は、関係部局やライフライン関係機関による復旧手順と道路・空地の利用計画とから、全体の復旧作業スケジュールを調整し、復旧計画を策定し、これを実行する。

<体制>



<行動計画>

1 復旧活動体制の整備（被災市街地対応本部、関係機関）

(1) 公共施設の復旧活動は、概ね以下の担当に基づいて実施する。

項目	対応本部・機関
道路・橋りよの復旧作業	被災市街地対応本部、国土交通省、千葉県
水路の復旧作業	被災市街地対応本部
河川・海岸等の復旧作業	被災市街地対応本部、国土交通省、千葉県
漁港・海岸施設の復旧作業	行徳本部
公共建物の復旧作業	被災市街地対応本部、被災生活支援本部
上水道供給施設の復旧作業	千葉県企業局
下水道施設の復旧作業	被災市街地対応本部、千葉県
電力供給施設の復旧作業	東京電力パワーグリッド株式会社
都市ガス供給施設の復旧作業	京葉瓦斯株式会社
通信施設の復旧作業	東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、 KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社
郵便施設	日本郵便株式会社
鉄道施設	各鉄道事業者
その他の公共施設	各施設管理者

- (2) 上記の各部局及び機関は、発災直後から、管理施設の被災状況調査及び必要な応急対策と、応急復旧を実施するとともに、市民生活の安定に向けて早急な本格復旧に努める。
- (3) 応急復旧から本格復旧の作業にあたっては、被災市街地対応本部において、各部局及び機関の代表者等によって構成される復旧調整会議を開催し、それぞれの復旧作業について、以下の点を調整する。
 - ア 被災市街地全体の復旧手順
 - イ 各施設の復旧作業にあたっての道路・空地の活用調整
 - ウ 資器材の調達・保管
- (4) 復旧調整会議において、復旧作業スケジュールの概要がまとまった段階で、被災市街地対応本部は、**広報・業務継続班**や災害班、小学校区防災拠点の協力を得ながら、随時、市民・関係機関に対して復旧見通しに関する広報を行う。
- (5) 公共施設の復旧活動にあたっては、これを迅速に実施する必要があることから、許認可等の手続について弾力的な対応を図る。

2 道路・橋りょうの復旧（被災市街地対応本部）

- (1) 道路交通の確保のために緊急啓開を実施したのち、被災した道路・橋りょうについて早急に道路復旧計画を策定し、道路交通機能の迅速な回復を図る。
- (2) 復旧作業は、応急対策活動や復旧作業に欠かせない以下の道路を優先して実施するものとし、他の一般道路は応急修理を実施して、復興期における基盤整備に備える。
 - ア 緊急活動道路のうち、甚大な被害によって通行が禁止・制限されている路線
 - イ 深刻な交通渋滞が発生している路線の迂回路となる路線
 - ウ 他の復旧作業等に伴う通行制限が必要な路線の迂回路となる路線
 - エ ライフライン関係機関による地下埋設物の復旧作業との同時施工が可能な路線
- (3) 千葉県、国、首都高速道路株式会社が管理する路線については、各機関に早期復旧を要請するほか、必要に応じて各機関の連携による復旧を図る。

3 水路・河川・堤防等の復旧（被災市街地対応本部）

- (1) 水路・河川・堤防等については、被災状況の調査後、二次災害のおそれがある箇所を優先して、応急修理を実施する。
- (2) 応急修理作業にあたっては、水上輸送における船舶の接岸、消火用水や生活用水等の取水への利便性に配慮して、修理箇所を選定する。
- (3) 早急な道路交通の確保の必要性を考えて、道路付堤防の復旧を優先する。また、道路復旧や水道橋の復旧との連携に配慮した効率的な復旧を図る。
- (4) 千葉県、国が管理する河川・堤防等については、復旧を優先すべき箇所、本市の道路復旧計画等をそれぞれの機関に提示し、復旧計画において配慮するよう要請する。

4 公共建物の復旧（被災市街地対応本部、被災生活支援本部）

- (1) 被災状況の調査によって、公共建物を概ね以下の3つに分類する。
 - ア 応急修理によって応急対策活動の拠点施設として活用する建物
 - イ 当面は閉鎖し、後日、復旧のための本格的な修理を行う建物
 - ウ 復興期に新築を要する建物

- (2) 応急修理によって活用する建物について早急に修理を実施し、新築を要する建物については、二次災害の発生が心配される建物を優先して、順次、解体作業を行う。
- (3) 解体した建物の跡地は、復旧調整会議において、復旧・復興作業に向けた以下の活用を検討する。
 - ア 応急対策活動や市民の被災生活に必要な公共施設の仮設
 - イ 各種復旧作業に必要な資器材のストックヤード
 - ウ 復旧作業関連車両の駐車場
 - エ 広域応援作業員の仮設宿舍の建設
 - オ 応急仮設住宅の建設
- (4) 公共建物の本格復旧は、復興期における市街地復興計画の動向に合わせて復旧・復興計画を策定し、市街地復興の推進に役立てる。

5 上水道供給施設の復旧（千葉県企業局）

取・浄水場及び給水場については、発災後も運転の継続に努め、取・浄・排水機能への影響が大きな施設から復旧作業を実施する。

6 下水道施設の復旧（被災市街地対応本部）

- (1) 下水道渠の被害に対しては、汚水、雨水の疎通に支障のないよう迅速に応急措置を講ずるとともに復旧の方針を立てる。
- (2) 応急復旧については、幹線の復旧を優先し、被害の程度に応じて順次下流側から枝線の順に行うことを基本とし、最低限簡易処理ができるように迅速に応急復旧を行う。

7 電力供給施設の復旧（東京電力パワーグリッド株式会社）

- (1) 災害発生時にも、原則として電力供給を維持するが、浸水、建物倒壊により供給することがかえって危険である場合等は、供給を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ待機する。
- (2) 感電事故及び漏電による出火を防止するため、広報車、報道機関、窓口掲示等により市民に情報を提供する。

8 都市ガス供給施設の復旧（京葉瓦斯株式会社）

ガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持する。

9 通信施設の復旧（東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社）

- (1) 被災した通信回線の復旧にあたっては、予め定められた順位に従って実施する。
- (2) 通信の途絶又は利用の制限を行ったときは、広報車、報道機関、窓口掲示等によって利用者に周知する。

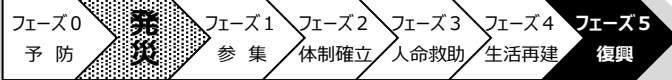
10 郵便施設（日本郵便株式会社）

- (1) 被災地における郵便の運送、集配、臨時運送集配便の開設等の応急措置を講じる。

- (2) 東日本電信電話株式会社から委託を受けた電気通信取扱業務については、運営の確保を図る。
- (3) 被災地における郵便局の窓口業務を維持するため、仮局舎急設による迅速な業務の再開、移動郵便車による臨時窓口の開設等の措置を講ずる。
- (4) 応急対策及び復旧活動にあたっては、本市、郵便局がそれぞれ所有・管理する施設及び土地を相互に提供して、使用する。

11 鉄道施設（各鉄道事業者）

- (1) 各鉄道事業者は、災害時にはまず乗客の安全確保のために以下の対策を講じる。
 - ア 乗客の救出・救護
 - イ 列車火災等が発生した場合の初期消火活動
 - ウ 最寄りの安全な場所への避難誘導
- (2) 乗客の安全を確保したのち、被害状況に応じた迅速かつ的確な復旧による輸送の確保に努める。
- (3) 鉄道施設の被害状況や復旧状況について、市川市災害対策本部に連絡するほか、報道機関への発表や駅における掲示等により、市民や乗客への周知に努める。



第3章 風水害等応急対策計画
第5節 社会基盤の復旧

第 4 章 災害復興計画

計画の趣旨

第1 目的

大規模災害による市街地の面的な被災は、都市の機能や経済力の低下につながる。長期間にわたって都市の機能や経済力が低下した状態が続くと、その後の都市復興への活力を喪失させ、災害によるダメージが慢性化してしまうことが心配される。従って、市街地の被災規模が大きい場合等、早急かつ計画的な復興まちづくりの推進が求められる。

本計画は、被災程度に応じて早急に復興体制を確立し、被災市街地の円滑な復興を図ることを目的とする。

第2 基本目標

復興まちづくりには、被災市民の生活を再建することと、再び同じ経験を繰り返さないために防災都市を建設することの2つの側面がある。復興まちづくりは、この2つの側面を同時に満たしながら推進していくことが条件となる。

本計画では、被災市民の生活再建と防災都市建設とを整合させ得る「適正な復興プロセスの構築」を基本目標に、復興まちづくりのフレームについて定める。

第3 運用体系

1 復興まちづくりに関する調査・研究成果の活用

阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）以降、学术界をはじめとして、国や各自治体でも復興まちづくりに関する調査・研究が盛んに行われている。本市においてもこれらの調査・研究成果を参考にするとともに、総合防災基礎調査等を通じて復興まちづくりについての知見を深め、必要に応じて、適時本計画を見直していくものとする。

2 日常時のまちづくりへの反映

復興まちづくりは、日常のまちづくり課題に対して極めて短期間で取り組むという性格のものでもあることから、計画内容には日常時のまちづくりにおいても参考とできる部分が多い。従って、復興まちづくりに限らず、日常時のまちづくりへの取組みにおいても、本計画を活用・反映させるものとする。

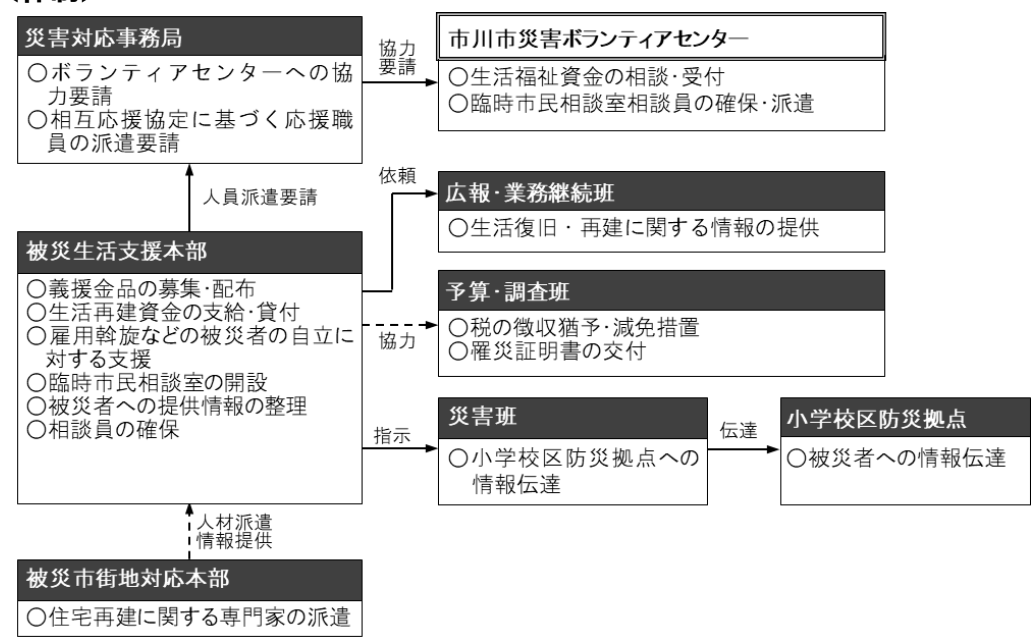
第1節 被災者の生活再建

第1 市民生活再建支援

<基本方針>

1. 災害時には、一切の財産を失ってしまう被災者も多く発生すると予測される。
2. 被災者の生活再建支援策として、被災生活支援本部では、り災証明の発行を急ぐほか、義援金品の配布、各種助成・融資制度の適用の検討、市税の減免や納入猶予等の措置、住宅再建や住宅確保の支援を実施する。

<体制>



<行動計画>

1 り災証明の発行（予算・調査班）

- (1) 被災建物応急危険度判定の調査結果等を参考として、住家被害認定調査の方針を立案し、被災市街地対応本部の協力を得て、住家被害認定調査を計画・実施する。
- (2) 調査結果に基づき、被災者個々人のり災データを作成・管理するとともに、り災者の申請により、り災証明を発行する。
- (3) り災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、原則として住家が被災した場合に証明するものとする。
- (4) 証明手数料については免除する。

2 義援金品の募集・配布（被災生活支援本部）

- (1) 全国に向けて義援金品の募集を行い、被災者への配布方法を検討する。
- (2) 複数の市町村や都県にまたがる災害の場合、被災地全体で一括して義援金品の管理を行うことが考えられる。その際には本市を代表して、その活用方策の検討に参加する。

- (3) 義援金品を被災者に配布する際、被災生活支援本部が窓口となって対応する。なお、義援金品の活用方策については、本部会議の承認を得て、日本赤十字奉仕団等関係団体の協力のもと、被災者への配布を実施するものとする。
- (4) 義援品の募集にあたっては、内容物の確認、仕分け等の作業が必要となり、職員の負担になることから、原則、個人からの義援品については受け取らないものとする。

3 税の徴収猶予・減免（予算・調査班）

- (1) 予算・調査班は、被災した納税義務者等に対する市税の納税緩和措置として、地方税法第15条及び市川市税条例第51条に基づいて、期間の延長、徴収猶予及び減免等、それぞれの事態に応じて適切な措置を検討する。
- (2) 税の徴収猶予及び減免等の措置が適切と考えられる場合、予算・調査班は、その旨を本部会議に報告し、本部会議の決定に基づいて、被災者への広報・通知を行う。

4 災害弔慰金等の支給（被災生活支援本部）

被災した市民が速やかに再起、厚生するよう、災害弔慰金の支給等に関する法律及び市川市災害弔慰金の支給等に関する条例並びに市川市災害見舞金品支給規則に基づき、被災者に対して、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害見舞金品の支給、災害援護資金の貸付等を実施する。

- (1) 災害弔慰金の支給
- (2) 災害障害見舞金の支給
- (3) 災害見舞金品の支給
- (4) 災害援護資金等の貸付

5 被災者生活再建支援金の支給（被災生活支援本部）

本市域又は千葉県域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、千葉県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建と被災地の速やかな復興を図る。

6 災害援護資金等の貸付（被災生活支援本部）

被災した市民が速やかに再起、更正するよう、被災者に対する生活再建資金の融資等を行い、被災者の生活の確保を図る。

7 その他の被災者の自立に対する支援（被災生活支援本部）

- (1) その他の支援として、職業相談、生活保護法の適用への対応等を図り、被災者の生活の確保に努める。
- (2) 災害救助法適用時には、郵便局では郵便物の無料送配や為替貯金・簡易保険の解約等の所要手続の簡略化の措置が講じられる。

8 臨時市民相談室の開設（被災生活支援本部、被災市街地対応本部）

- (1) 被災生活支援本部は、被災者への生活情報の提供や生活再建に向けた相談に応じるために、必要に応じて、臨時市民相談室を開設する。

- (2) 臨時市民相談室の主な相談業務として、被災者への経済的な支援、食糧・物資等の流通に関する相談、住宅の修理や住宅再建に関する相談等を想定する。
- (3) 臨時市民相談室において被災者に提供する情報は、被災生活支援本部が把握・整理し、被災者への相談業務に応じる。
- (4) 臨時市民相談室の相談業務は、被災生活支援本部の職員のほか、各相談の所管部署の職員や専門家等の協力を得て実施する。
- (5) 被災生活支援本部は、必要に応じて、市川市災害ボランティアセンターと連携して、臨時市民相談室の相談員を確保する。
- (6) 被災市街地対応本部は、住宅再建に向けて建築、まちづくり、不動産及び法律の専門家等を臨時市民相談室に派遣する。
- (7) 被災生活支援本部は、女性の悩みや相談を受け付けるために、必要に応じて女性相談員を確保する。
- (8) 被災生活支援本部は、日本語を十分に理解できない外国人の相談に応じるために、市川市国際交流協会に支援を要請する等、外国語の通訳や外国語の相談を受けられる相談員を確保する。

9 生活復旧・再建に関する情報の広報（被災生活支援本部）

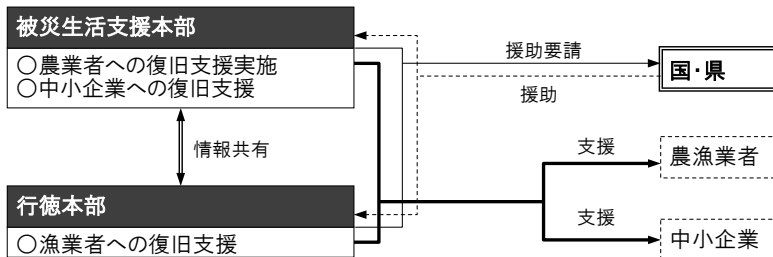
- (1) 臨時市民相談室における被災者への生活情報の提供のほか、被災者に提供すべき情報を随時整理し、被災者への広報に努める。
- (2) **広報・業務継続班**の協力を得て、広報活動を行うこととし、災害班や小学校区防災拠点を通じて、地区レベルでの被災者への情報伝達にも心がける。

第2 産業復旧支援

<基本方針>

1. 公共施設の復旧等によって都市機能が一応の復旧をした後も、多くの産業活動は低迷を続けることが予想される。
2. 被災生活が落ち着きを見せ、応急対応が一段落した時点で、被災生活支援本部及び行徳本部は、被災地の産業活動を早期に活性化していくために、農漁業者や中小企業を対象にした災害復旧助成事業等を実施する。

<体制>



<行動計画>

1 農漁業者に対する支援（被災生活支援本部、行徳本部）

- (1) 被災生活支援本部及び行徳本部は、被災地の農漁業者の被災状況を把握し、速やかな産業復旧による被災者の生活安定のために、必要に応じて、農漁業者に対する復旧支援を実施する。
- (2) 千葉県、国及び関係機関等による支援制度を活用する。

2 中小企業に対する支援（被災生活支援本部）

- (1) 被災生活支援本部は、市内の中小企業の被災状況を把握し、産業と経済活動を速やかに復旧させるために、必要に応じて、中小企業に対する復旧支援を実施する。
- (2) 千葉県、国及び関係機関等による支援制度を活用する。

第2節 復興まちづくり

第1 復興まちづくり

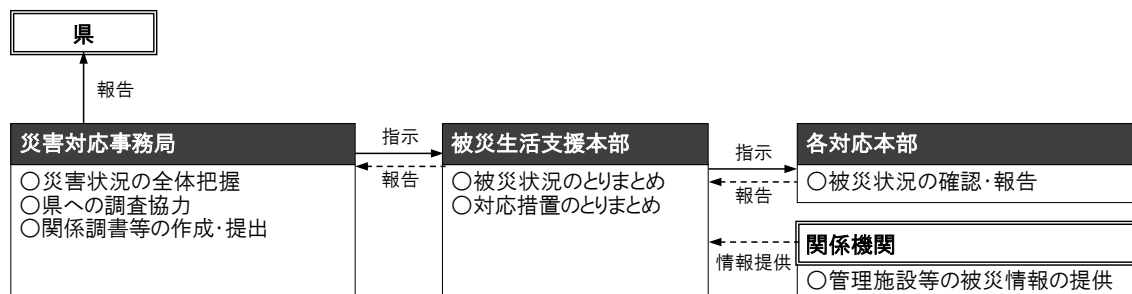
震災編 第4章 第2節「第1 復興まちづくり」に準ずる。

第2 激甚災害の指定に関する計画

<基本方針>

1. 災害による被害の規模が甚大な場合、災害復旧を実施するためには膨大な費用がかかる。
2. 災害対応事務局は、災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施するため、特別な財政措置が行われるよう、早期に激甚災害に対処するための特別な財政援助等に関する法律の指定を受けるため、被害状況調査等を行う。

<体制>



<行動計画>

1 激甚災害指定の手続（災害対応事務局）

- (1) 速やかに激甚災害指定の手続を進めるため、各対応本部は現地対応拠点等への指示や報告により、発災直後から迅速かつ正確な被害情報の把握及び整理を行い、被災生活支援本部に報告する。
- (2) 災害対応事務局は、被災生活支援本部からの報告を整理し、本市全域としての災害状況を整理する。
- (3) 整理した災害状況を速やかに千葉県に報告するとともに、千葉県が実施する激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。
- (4) 激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、千葉県各部局に提出する。

卷末資料

巻末資料 第1 避難場所・避難所一覧（1）

平成31年3月31日 現在

No.	避難場所 施設名称	所在地	災害種別※1						避難所※2 の指定	校庭※3 貯留
			地	津	高	江	真	土		
1	南行徳公園	相之川 4-1	○	○	○	-	-	-		
2	新井小学校	新井 1-18-13	○	○	○	○	○	-	◎	
3	市川小学校	市川 2-32-5	○	○	○	○	○	○	◎	
4	市川公民館	市川 2-33-2	○	○	○	○	○	○	○	
5	江戸川河川敷緑地	市川南 3・4 丁目地先	○	-	-	-	-	○		
6	県立国分高校	稲越町 310	○	○	○	○	○	○	○	□
7	稲越小学校	稲越町 518-2	○	○	○	○	○	○	◎	□
8	大洲防災公園	大洲 1-18	○	○	○	-	-	○		
9	大洲小学校	大洲 4-18-1	○	○	○	○	○	○	◎	
10	こども発達センター	大洲 4-18-3	○	○	○	○	○	○	○	
11	大洲中学校	大洲 4-21-5	○	○	○	○	○	○	○	
12	大柏小学校	大野町 2-1877	○	○	○	○	○	○	◎	
13	第五中学校	大野町 3-1993	○	○	○	○	○	○	○	□
14	大町小学校	大町 84-10	○	○	○	○	○	○	◎	□
15	少年自然の家	大町 280-4	○	○	○	○	○	○	○	
16	奥野木学園大町 不二グラウンド	大町 280-12	○	○	○	○	○	○		
17	自然博物館	大町 284	○	○	○	○	○	○		
18	大和田小学校	大和田 1-1-3	○	○	○	○	○	○	◎	
19	鶴指小学校	大和田 4-11-1	○	○	○	○	○	○	◎	□
20	第八中学校	大和田 4-9-1	○	○	○	○	○	○	○	
21	現代産業科学館駐車場	鬼高 1-1	○	○	○	-	○	○		
22	ニッケルトプラザ	鬼高 1-1-1	○	○	○	-	○	○		
23	鬼高小学校	鬼高 2-13-5	○	○	○	○	○	○	◎	□
24	鬼高公民館	鬼高 2-12-23	○	○	○	○	○	○	○	
25	第六中学校	鬼高 3-16-1	○	○	○	○	○	○	○	□
26	市川地方卸売市場	鬼高 4-5-1	○	○	○	-	○	○		
27	南行徳小学校	欠真間 1-6-38	○	○	○	○	○	-	◎	
28	柏井小学校	柏井町 1-1149-1	○	○	○	○	○	○	◎	□
29	姥山貝塚公園	柏井町 1-1235	○	○	○	○	○	○		
30	柏井公民館	柏井町 2-844	○	○	○	○	○	○	○	
31	新宿前公園	河原 9	○	○	○	-	-	-		
32	子之神社北方会館	北方 3-17-23	○	○	○	○	○	○		
33	小塚山公園	北国分 1-26	○	○	○	○	○	○		
34	新浜小学校	行徳駅前 4-5-1	○	○	○	○	○	-	◎	
35	千葉商科大学	国府台 1-3-1	○	○	○	○	○	○	○	

※1 災害種別の略称 地：地震、津：津波、高：高潮、江：江戸川氾濫、
真：内水・真間川氾濫、土：土砂災害（崖崩れ）

※2 避難所の指定 ◎：他の避難所より先行して開設される避難所、○：避難所

巻末資料 第1 避難場所・避難所一覧（2）

平成31年3月31日 現在

No.	避難場所 施設名称	所在地	災害種別 ^{※1}						避難所 ^{※2} の指定	校庭 ^{※3} 貯留
			地	津	高	江	真	土		
36	国府台スポーツセンター	国府台 1-6-4	○	○	○	○	○	○	○	
37	和洋学園	国府台 2-3-1	○	○	○	○	○	○	○	
38	県立国府台高校	国府台 2-4-1	○	○	○	○	○	○	○	□
39	第一中学校	国府台 2-7-1	○	○	○	○	○	○	○	
40	里見公園	国府台 3-9	○	○	○	-	-	○		
41	国府台小学校	国府台 5-25-4	○	○	○	○	○	○	◎	□
42	信篤公民館	高谷 1-8-1	○	○	○	○	○	○	○	
43	信篤市民体育館	高谷 1-8-2	○	○	○	-	○	○	○	
44	県立市川南高校	高谷 1509	○	○	○	-	○	○	○	
45	高谷中学校	高谷 1627-4	○	○	○	○	○	○	○	
46	幸小学校	幸 1-11-1	○	○	○	○	○	-	◎	
47	行徳南部公園	幸 2-4	○	○	-	-	-	-		
48	県立行徳高校	塩浜 4-1-1	○	○	○	○	○	-	○	
49	塩浜学園（前期校舎）	塩浜 4-5-1	○	○	○	○	○	-	◎	
50	塩浜学園（後期校舎）	塩浜 4-6-1	○	○	○	○	○	-	○	
51	塩浜市民体育館	塩浜 4-9-1	○	○	○	○	○	-	○	
52	塩浜一号公園	塩浜 4-9	○	○	○	○	○	-		
53	塩焼中央公園	塩焼 5-6	○	○	○	-	○	-		
54	塩焼小学校	塩焼 5-9-8	○	○	○	○	○	-	◎	
55	下貝塚中学校	下貝塚 3-13-1	○	○	○	○	○	○	○	□
56	宮田小学校	新田 4-8-15	○	○	○	○	○	○	◎	
57	第七中学校	末広 1-1-48	○	○	○	○	○	-	○	
58	菅野公民館	菅野 3-24-2	○	○	○	○	○	○	○	
59	菅野小学校	菅野 6-14-1	○	○	○	○	○	○	◎	
60	国府台女子学院	菅野 3-24-1	○	○	○	○	○	○		
61	日出学園	菅野 3-23-1	○	○	○	○	○	○	○	
62	六所神社	須和田 2-22-7	○	○	○	○	○	-		
63	須和田公園	須和田 2-34	○	○	○	○	○	○		
64	第二中学校	須和田 2-34-1	○	○	○	○	○	○	○	□
65	第三中学校	曾谷 3-2-1	○	○	○	○	○	○	○	□
66	百合台小学校	曾谷 6-10-1	○	○	○	○	○	○	◎	□
67	曾谷小学校	曾谷 7-18-1	○	○	○	○	○	○	◎	□
68	ユニディ千鳥町店駐車場	千鳥町 1 番地	-	○	○	○	○	-		
69	稲荷木小学校	稲荷木 1-14-1	○	○	○	○	○	○	◎	
70	行徳小学校	富浜-1-1-40	○	○	○	○	○	-	◎	

※3 校庭貯留：学校の敷地内に降った雨を一時的に校庭に貯留することによって、下流河川の負担を軽減し、市街地の内水氾濫や道路冠水を緩和するもの。当該貯留により、水深は浅いものの校庭が浸水するため、避難の際に注意が必要となる。

巻末資料 第1 避難場所・避難所一覧（3）

平成31年3月31日 現在

No.	避難場所 施設名称	所在地	災害種別※1						避難所※2 の指定	校庭※3 貯留
			地	津	高	江	真	土		
71	行徳中央公園	富浜 3-10	○	○	○	-	○	-		
72	中国分小学校	中国分 1-22-1	○	○	○	○	○	○	◎	□
73	西部公民館	中国分 2-13-8	○	○	○	○	○	○	○	
74	じゅん菜池緑地	中国分 4-27	○	○	○	○	-	○		
75	第四中学校	中山 1-11-1	○	○	○	○	○	○	○	□
76	中山小学校	中山 1-1-5	○	○	○	○	○	○	◎	□
77	法華経寺	中山 2-10-1	○	○	○	○	○	○		
78	南新浜小学校	新浜 1-26-1	○	○	○	○	○	-	◎	
79	原木山妙行寺	原木 1-24-1	○	○	○	-	-	○		
80	信篤小学校	原木 2-16-1	○	○	○	○	○	○	◎	
81	コーナン市川原木店駐車場	原木 2526-6	-	○	○	○	○	-		
82	県立市川昂高校	東国分 1-1-1	○	○	○	○	○	○	○	□
83	国分小学校	東国分 2-4-1	○	○	○	○	○	○	◎	□
84	東国分中学校	東国分 3-5-1	○	○	○	○	○	○	○	□
85	昭和学院	東菅野 2-17-1	○	○	○	○	○	○	○	
86	東菅野児童交通公園	東菅野 2-23-5	○	○	○	○	-	○		
87	市川学園 (第1グラウンドなど)	東菅野 4-1-1	○	○	○	○	○	○	○	
88	県立市川工業高校	平田 3-10-10	○	○	○	○	○	○	○	
89	平田小学校	平田 3-28-1	○	○	○	○	○	○	◎	
90	広尾防災公園	広尾 2-3-2	○	○	○	-	○	-		
91	福栄中学校	福栄 3-4-1	○	○	○	○	○	-	○	
92	二俣小学校	二俣 678	○	○	○	○	○	○	◎	
93	北方小学校	北方町 4-1356-1	○	○	○	○	○	○	◎	□
94	県立市川東高校	北方町 4-2191	○	○	○	○	○	○	○	□
95	市立歴史博物館	堀之内 2-27-1	○	○	○	○	○	○	○	
96	市立考古博物館	堀之内 2-26-1	○	○	○	○	○	○	○	
97	本行徳公民館	本行徳 12-8	○	○	○	○	○	-	○	
98	真間小学校	真間 4-1-1	○	○	○	○	○	○	◎	□
99	真間山弘法寺	真間 4-9-1	○	○	○	○	○	-		
100	駅前公園	港新田 2-4	○	○	○	-	○	-		
101	大野小学校	南大野 1-42-1	○	○	○	○	○	○	◎	□
102	大野公民館	南大野 2-3-19	○	○	○	○	○	○	○	
103	福栄小学校	南行徳 2-2-1	○	○	○	○	○	-	◎	□
104	南行徳中学校	南行徳 2-2-2	○	○	○	○	○	-	○	□
105	富美浜小学校	南行徳 2-3-1	○	○	○	○	○	-	◎	

※1 災害種別の略称 地：地震、津：津波、高：高潮、江：江戸川氾濫、
真：内水・真間川氾濫、土：土砂災害（崖崩れ）

※2 避難所の指定 ◎：他の避難所より先行して開設される避難所、○：避難所

巻末資料 第1 避難場所・避難所一覧（4）

平成31年3月31日 現在

No.	避難場所 施設名称	所在地	災害種別 ^{※1}						避難所 ^{※2} の指定	校庭 ^{※3} 貯留
			地	津	高	江	真	土		
106	東海面公園	南行徳 4-7	○	-	○	-	-	-		
107	勤労福祉センター本館	南八幡 2-20-1	○	○	○	○	○	○	○	
108	勤労福祉センター分館	南八幡 5-20-3	○	○	○	○	○	○	○	
109	宮久保老人いこいの家	宮久保 4-2-4	○	○	○	○	○	○	○	
110	宮久保小学校	宮久保 5-7-1	○	○	○	○	○	○	◎	□
111	妙典小学校	妙典 2-14-2	○	○	○	○	○	-	◎	
112	イオン市川妙典店 駐車場	妙典 4-4-1、5-3-1	○	○	○	○	○	-		
113	妙典中学校	妙典 5-22-1	○	○	○	○	○	-	○	
114	市川学園	本北方 2-38-1	○	○	○	○	○	○	○	
115	東部公民館	本北方 3-19-16	○	○	○	○	○	○	○	
116	八幡小学校	八幡 3-24-1	○	○	○	○	○	○	◎	□
117	葛飾八幡宮	八幡 4-2-1	○	○	○	○	○	○		
118	中央公民館	八幡 4-2-1	○	○	○	○	○	○	○	
119	奥野木学園 不二女子高校	八幡 4-5-7	○	○	○	○	○	○	○	
120	富貴島小学校	八幡 6-10-11	○	○	○	○	○	○	◎	□
121	若宮小学校	若宮 3-54-10	○	○	○	○	○	○	◎	□
122	塩焼 2丁目広場	塩焼 2-2	○	○	○	-	○	-		
123	全日警ホール (八幡市民会館)	八幡 4-2-1	○	○	○	○	○	○		

※3 校庭貯留：学校の敷地内に降った雨を一時的に校庭に貯留することによって、下流河川の負担を軽減し、市街地の内水氾濫や道路冠水を緩和するもの。当該貯留により、水深は浅いものの校庭が浸水するため、避難の際に注意が必要となる。

巻末資料 第2 広域避難場所一覧

平成31年3月31日 現在

No.	広域避難場所
1	堀之内の市立博物館を中心とした周辺の土地改良地域及び高台の市街化調整区域
2	市営霊園を含む大町・大野地区の市街化調整区域
3	柏井町の姥山貝塚公園を含む高台の市街化調整区域
4	国府台スポーツ公園、里見公園を含む周辺の学園地域
5	市川4丁目地先から行徳可動堰までの江戸川堤防敷 ※台風シーズンや大雨には避難場所として使用不可能になることもあります。

巻末資料 第3 福祉避難所施設一覧

平成31年3月31日 現在

No.	名 称	所 在 地
1	幸公民館	幸 1-16-18
2	南行徳公民館	相之川 1-3-7
3	曾谷公民館	曾谷 6-25-5
4	若宮公民館	若宮 2-15-8
5	男女共同参画センター	市川 1-24-2
6	市川こども館	市川 2-33-6
7	梨香園	大野町 3-2146-2
8	ふる里学舎 松香園	国分 3-20-2
9	鬼越老人いこいの家	鬼越 1-25-3
10	明松園	中国分 2-17-21
11	市川老人いこいの家	市川 2-33-6
12	北方老人いこいの家	北方 2-29-19
13	田尻老人いこいの家	田尻 4-13-3
14	北国分老人いこいの家	北国分 1-12-32
15	須和田の丘支援学校	須和田 2-34-1
16	身体障がい者福祉センター	本行徳 1-5
17	南行徳老人いこいの家	香取 1-17-18
18	福栄老人いこいの家	福栄 4-32-2
19	日之出老人いこいの家	日之出 8-18
20	塩浜老人いこいの家	塩浜 4-3-1-101
21	保健医療福祉センター	柏井町 4-229-4
22	文化会館	大和田 1-1-5

No.	名 称	所 在 地
23	葵の園 市川	大野町 3-2128-1
24	清山荘	柏井町 4-314
25	ナーシングホーム市川	柏井町 4-310
26	市川ヒルズ	柏井町 4-312
27	レガーレ市川	柏井町 4-315
28	やわらぎの郷	大町 438-2
29	ホワイト市川（本館）	高谷 1854 番地
30	ホワイト市川（別館）	二俣 530 番地
31	市川あさひ荘	大町 537 番地
32	いこい荘	大野町 521 番地
33	太陽と緑の家	大町 552 番地
34	サンシルバー市川	北方町 4-1460
35	広尾苑	広尾 2-3-1
36	やまぶき園	奉免町 191-2
37	ハートケア市川	奉免町 59-2
38	つばさくらぶ	柏井町 4-296-2
39	かしわい苑	柏井町 3-637-1
40	大地	曾谷 7-11-1
41	からりす	南大野 2-26-30
42	咲楽苑	柏井町 2-746-1
43	行徳デイサービス翔裕園	末広 1-1-48
44	いちかわ翔裕園	柏井町 1-1076

巻末資料 第4 応急医療活動拠点

平成31年3月31日 現在

(1) 災害拠点病院（基幹災害医療センター）〈千葉県内〉

No.	名 称	所 在 地
1	日本医科大学千葉北総病院	印西市鎌苅 1715
2	総合病院国保旭中央病院	旭市イの 1326
3	亀田総合病院	鴨川市東町 929
4	君津中央病院	木更津市桜井 1010

(2) 災害拠点病院（地域災害医療センター）〈東葛南部医療圏内〉

No.	名 称	所 在 地
1	東京歯科大学市川総合病院	市川市菅野 5-11-13
2	船橋市立医療センター	船橋市金杉 1-21-1
3	順天堂大学医学部附属浦安病院	浦安市富岡 2-1-1
4	東京女子医科大学八千代医療センター	八千代市大和田新田 477-96
5	東京ベイ・浦安市川医療センター	浦安市当代島 3-4-32
6	千葉県済生会習志野病院	習志野市泉町 1-1-1

(3) 災害医療協力病院

No.	名 称	所 在 地	備 考
1	国立国際医療研究センター 国府台病院	国府台 1-7-1	
2	東京ベイ・浦安市川医療センター	浦安市当代島 3-4-32	災害拠点病院 人工透析設備保有
3	一条会病院	北国分 4-26-1	
4	国際医療福祉大学市川病院	国府台 6-1-14	人工透析設備保有
5	大野中央病院	下貝塚 3-20-3	人工透析設備保有
6	東京歯科大学市川総合病院	菅野 5-11-13	災害拠点病院 人工透析設備保有
7	大村病院	南八幡 4-14-2	
8	市川東病院	二俣 2-14-3	人工透析設備保有
9	行徳総合病院	本行徳 5525-2	人工透析設備保有

※ 上記のほか、被災状況に応じて医療救護所を開設し、初期の応急医療活動を実施する。

巻末資料 第5 浸水想定区域内の施設一覧（地下街等）

平成31年3月31日 現在

No.	施設名称	所在地	用途
1	シャポー市川	市川 1-1-1	店舗
2	株式会社市川ビル	市川 1-4-10	店舗
3	ザ・タワーズウェスト	市川南 1-1-1	駐輪場
4	ザ・タワーズイースト	市川南 1-10-1	駐輪場
5	市川市文化会館	大和田 1-1-5	公共施設
6	市川市生涯学習センター	鬼高 1-1-4	公共施設
7	ダイエー南行徳店	南行徳 2-20-25	店舗
8	都営新宿線本八幡駅	八幡 2-16-13	地下鉄
9	ターミナルシティ本八幡アイビス	八幡 3-3	店舗

※ 以下のいずれかに該当する浸水想定区域内の施設で、不特定多数の物が利用する施設とする。

ア 地下街（延べ面積が 1,000 m²以上）

イ 地階を有する特定防火対象施設（地階の床面積の合計 5,000 m²以上）

ウ 地下鉄駅舎

※ 浸水想定区域は、江戸川浸水想定、真間川・内水浸水想定、高潮浸水想定（室戸台風級）とする。

巻末資料 第6 かけ崩れ警戒区域一覧(1)

平成31年3月31日 現在

No.	名称	住所	ランク*
1	里見公園分園西側	市川4丁目13番 ほか	I
2	国際医療福祉大学 市川病院東側	国府台6丁目5番 ほか	III
3	じゅんさい池南西側	国府台5丁目3番	III
4	国分の3	国分4丁目4番	III
5	国府台1丁目緑地 北西側	国府台1丁目9番	III
6	市営陸上競技場北 東側	真間5丁目18番	I
7	市営陸上競技場南 東側	真間5丁目13番 ほか	II
8	弘法寺参道西側	真間4丁目9番 ほか	III
9	弘法寺参道東側・亀 井院北側	真間4丁目9番	III
10	須和田公園南西側	須和田2丁目16番	II
11	須和田の丘支援学校 南側	須和田2丁目17番	II
12	須和田霊園東側	須和田2丁目19番	III
13	第二中学校東側	須和田2丁目29番 ほか	II
14	松香園東側	国分2丁目17番 ほか	II
15	松香園南側・西側	国分2丁目16番 ほか	III
16	国分3丁目23番南 側	国分3丁目18番	III
17	竺園寺西側・北西側	国分5丁目15番 ほか	III
18	JAいちかわ国分支店 西側・南西側	国分6丁目20番 ほか	I
19	JAいちかわ国分支店 北西側	中国分1丁目9番	III
20	松戸市境南東側	稲越町186番ほか	I
21	千葉商科大学野球 場東側	稲越町219番	III
22	国分高校東側	稲越町302番	II

No.	名称	住所	ランク*
23	山王公園北東側	曾谷5丁目19番	I
24	曾谷緑地	曾谷4丁目5番ほか	III
25	曾谷4丁目6番西 側・南側	曾谷4丁目3番ほか	II
26	曾谷3丁目緑地	曾谷3丁目20番 ほか	II
27	第三中学校西側	曾谷3丁目8番	I
28	第三中学校北側	曾谷3丁目5番ほか	I
29	第三中学校西側(曾 谷3丁目7番南側)	宮久保2丁目8番	III
30	第三中学校南西側	宮久保2丁目11番ほ か	I
31	白幡神社南側・東 側	宮久保4丁目2番	I
32	白幡神社西側	宮久保4丁目1番	III
33	高圓寺西側	宮久保4丁目4番 ほか	I
34	高圓寺北側、高圓 寺霊園東側	宮久保6丁目1番 ほか	III
35	高圓寺霊園南側	宮久保6丁目1番	III
36	高圓寺霊園北東側	宮久保6丁目6番	III
37	宮久保幼稚園南側	宮久保6丁目6番	III
38	宮久保5丁目17 番南西側	宮久保6丁目3番 ほか	II
39	光妙院南西側	宮久保6丁目4番	I
40	下貝塚中学校西側	下貝塚1丁目2番	II
41	下貝塚2丁目10 番南東側	下貝塚2丁目2番 ほか	I
42	下貝塚1丁目10 番東側	下貝塚1丁目5番	III
43	八幡神社南西側	大野町1丁目126番 ほか	I
44	下貝塚2丁目10 番西側	下貝塚2丁目11番	I

※ ランクI：未整備（かけ高さ5m以上）、II：未整備（かけ高さ5m未満）、III：整備済み

巻末資料 第6 かけ崩れ警戒区域一覧(2)

No.	名称	住所	ランク*
45	下貝塚2丁目28番 南東側	下貝塚2丁目18番	I
46	梨風公園西側	大野町1丁目445番	I
47	南大野2丁目24番 北側	大野町2丁目989番 ほか	I
48	南大野2丁目9番 北側、10番北側	大野町2丁目1878 番	I
49	本将寺墓苑東側	大野町2丁目906番	I
50	大柏小学校南側・南 西側、大野緑地	大野町2丁目1857 番ほか	I
51	JR市川大野駅西側	大野町2丁目826番 ほか	II
52	市川大野霊園南側	大野町3丁目1466 番ほか	II
53	みかど公園西側	大野町3丁目1560 番ほか	II
54	養護老人ホームいこい 荘南側	大町521番ほか	II
55	みかど公園北東側	大野町3丁目1611 番ほか	II
56	みかど公園南側、JR 市川大野駅北東側	大野町3丁目1657 番ほか	II
57	大柏バス停東側	大野町3丁目1761 番ほか	III
58	天満天神宮北西側	大野町3丁目1951 番ほか	II
59	天満天神宮北西側	大野町3丁目1952 番ほか	II
60	天満天神宮北側	大野町3丁目1953 番ほか	III
61	天満天神宮北側	大野町3丁目1956 番	III
62	第五中学校東側	大野町3丁目1980 番ほか	II
63	第五中学校北側	大野町3丁目1993 番ほか	II
64	第五中学校南側	大野町3丁目2012 番ほか	I
65	充行院南側	大野町4丁目 2966番ほか	I
66	北消防署北東側	大野町4丁目 2985番ほか	I

No.	名称	住所	ランク*
67	県立特別支援学校 西側	大野町4丁目2982 番ほか	III
68	県立特別支援学校 南西側	大野町4丁目2928 番ほか	III
69	県立特別支援学校 北西側	大野町4丁目2896 番ほか	III
70	駒形公園東側	大野町4丁目2851 番ほか	II
71	殿台公民館バス停 北側	大野町4丁目2848 番ほか	III
72	浄願寺東側	大町394番ほか	I
73	市営霊園南側	大野町4丁目2481 番	I
74	鎮守社神明社北東 側	奉免町34番ほか	I
75	奉免公園東側	奉免町325番ほか	I
76	奉免バス停南西側	柏井町2丁目1413 番ほか	II
77	姥山会館南東側	柏井町1丁目1135 番ほか	I
78	向根公園北東側	柏井町1丁目1715 番ほか	II
79	向根公園南側	柏井町1丁目1614 番ほか	I
80	千足会館北東側	北方町4丁目2052 番ほか	I
81	富士見台公園西側	北方町4丁目1768 番ほか	I
82	美濃輪公園北側・ 東側	本北方3丁目14番	I
83	八幡学園西側	本北方3丁目16番ほ か	I
84	八幡学園南西側	本北方3丁目12番	I
85	祐師山北側	中山4丁目1番	I
86	中山東公園東側	中山4丁目18番ほか	I
87	法典の湯バス停南 西側	柏井町1丁目1520 番	III
88	中山1丁目5番北 側	中山1丁目12番	II

※ ランクI：未整備（かけ高さ5m以上）、II：未整備（かけ高さ5m未満）、III：整備済み

巻末資料 第7 避難勧告等の発令区分及び伝達方法（1）

① 避難勧告等の発令区分

発令種別	発令時の状況	市民の取るべき行動
避難準備・高齢者等 避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ○要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人等）のうち、特に避難行動に時間を要する者（避難行動用支援者）が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害が発生する可能性が高まった状況 ○避難勧告や避難指示（緊急）に先立って発令する 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難行動用支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所等への避難行動を開始する（支援者は、支援行動を開始する） ○それ以外の者は、家族等の連絡、非常用持出品の用意等、避難の準備を開始する
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ○通常の避難行動ができる者が、避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害が発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> ○通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始する
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害が発生する可能性が非常に高いと判断された状況 ○人的被害が発生した場合 ○避難勧告よりも拘束力が強いが、強制するものではない 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難勧告等の発令後で避難中の市民は、確実な避難行動を直ちに完了させる ○未だに避難していない対象市民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、命を守る最低限の行動をとる

巻末資料 第7 避難勧告等の発令区分及び伝達方法（2）

② 避難勧告等の伝達方法

広報方法 (広報媒体)		広報内容 (情報)					
		災害情報 気象情報	被災状況	交通規制	危険区域	避難勧告等	避難場所 避難所
自動	防災行政無線	○	○	○	○	○	○
	緊急速報 (エリア) メール	○ ※	—	—	—	○	○
	広報車	○	—	—	○	○	○
	消防による広報	—	○	○	○	○	—
	警察による広報	—	○	○	○	○	—
任意	市公式 Web サイト	○	○	○	○	○	○
	メール情報 配信サービス	○	○	○	○	○	○
	市フェイスブック ツイッター	○	○	○	○	○	○
	LINE	■	■	■	■	○	○
	ジェイコム千葉	○	○	○	○	○	○
	ベイエフエム	○	○	○	○	○	○

(注) 自動 … 市等から自動的に得られるもの

任意 … 市民が自発的に得なければならないもの（登録制等）

※「緊急地震速報」「津波警報」「気象等に関する特別警報」のみ自動配信

③ 避難勧告等の伝達の主な流れ（フロー図）

